

第1期石川町こども計画

素案

令和7年3月

石川町

はじめに

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 計画の性格と位置づけ	2
1. 計画の性格と位置づけ	2
2. 国の動向	3
3. 県の動向	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の対象	5
第5節 計画の策定体制	6
1. 子どもと子育て家庭の生活状況調査	6
2. 子ども・子育て会議	7
3. パブリックコメントによる意見公募	7
第6節 SDGsの推進	8
第2章 現状と課題	9
第1節 石川町の現状	9
1. 統計データからみる石川町の現状	9
2. アンケート調査からみる石川町の現状	25
第2節 第2期石川町子ども・子育てプランの実績・評価	55
第3節 石川町の子ども・子育てに関わる主な課題	56
第3章 計画の基本的な考え方	61
第1節 基本理念	61
第2節 基本的視点	62
第3節 施策の体系	63
第4章 施策の展開	65
基本目標1 こども・若者の権利を尊重し、活躍できるよう成長を支えるまちづくり	65
基本目標2 安心してこどもを産み、子育てできるまちづくり	74
基本目標3 困難を抱えるこども・若者を支えるまちづくり	81
基本目標4 こども・若者、子育て当事者を支えるまちづくり	89
第5章 本町の数値目標等	95
第1節 計画期間内における児童の推計	95
第2節 教育・保育提供区域	96
1. 教育・保育提供区域とは	96
2. 本町における教育・保育提供区域の考え方	96
3. 各事業等の区域設定	97

第3節 教育・保育の量の見込み及び確保方策	98
1. 1号認定の量の見込みと確保方策	99
2. 2号認定（教育利用）の量の見込みと確保方策	99
3. 2号認定（保育利用）の量の見込みと確保方策	99
4. 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策	100
5. 3号認定（1歳）の量の見込みと確保方策	100
6. 3号認定（2歳）の量の見込みと確保方策	100
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	101
1. 利用者支援事業	101
2. 延長保育事業	102
3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	103
4. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	104
5. 乳児家庭全戸訪問事業	105
6. 養育支援訪問事業	106
7. 地域子育て支援拠点事業	107
8. 一時預かり事業	108
9. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	109
10. 妊婦健康診査事業	110
11. 子育て世帯訪問支援事業	111
12. 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	112
13. 親子関係形成支援事業	113
14. 産後ケア事業	114
15. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	115
第6章 計画の推進	117
第1節 計画の推進体制	117
第2節 情報提供・周知	117
第3節 こどもへの意見聴取と施策反映	117
第4節 計画の評価・進行管理	118
資料編	119
第1節 策定経過	119
第2節 石川町子ども・子育て会議条例	120
第3節 石川町子ども・子育て会議委員	122

第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の趣旨

国は、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」を制定し、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）を、平成27年度から施行しました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

本町においても、平成26年3月に「第1期石川町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期石川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべてのこどもが平等で健やかに育つことができるよう、「子ども達がみんな元気 笑顔があふれるまち」を計画目標に掲げ、子育て・子育て支援に関する施策を総合的に推進してきました。

そうした中、核家族世帯の増加、女性の就業率の上昇、地域におけるコミュニティの希薄化や子育てで不安を抱える保護者の増加、保育ニーズの増大等、こどもと家庭を取り巻く環境も大きく変化し、さらに、児童虐待や不登校の増加、若者の自殺など、こども・若者や子育て当事者をめぐる様々な課題が全国的に顕在化しています。

子ども・子育てを取り巻く課題に対応すべく、国は、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁を発足し、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」を策定しました。

この度、「第2期石川町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、近年のこどもを取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、こども施策を総合的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困対策計画、こども・若者計画を一体化した「第1期石川町こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、本町の実情に即したこども施策を推進し、こどもや若者の権利を保障し、健やかな育ちを社会全体で支え合う環境をつくることを目指します。

「こども大綱」が目指す『こどもまんなか社会』とは、すべてのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、その権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会です。

※「子ども・こども」の混在表記は、国の推奨通り、法律やサービス、固有名詞を除いて「こども」と表記します。

第2節 計画の性格と位置づけ

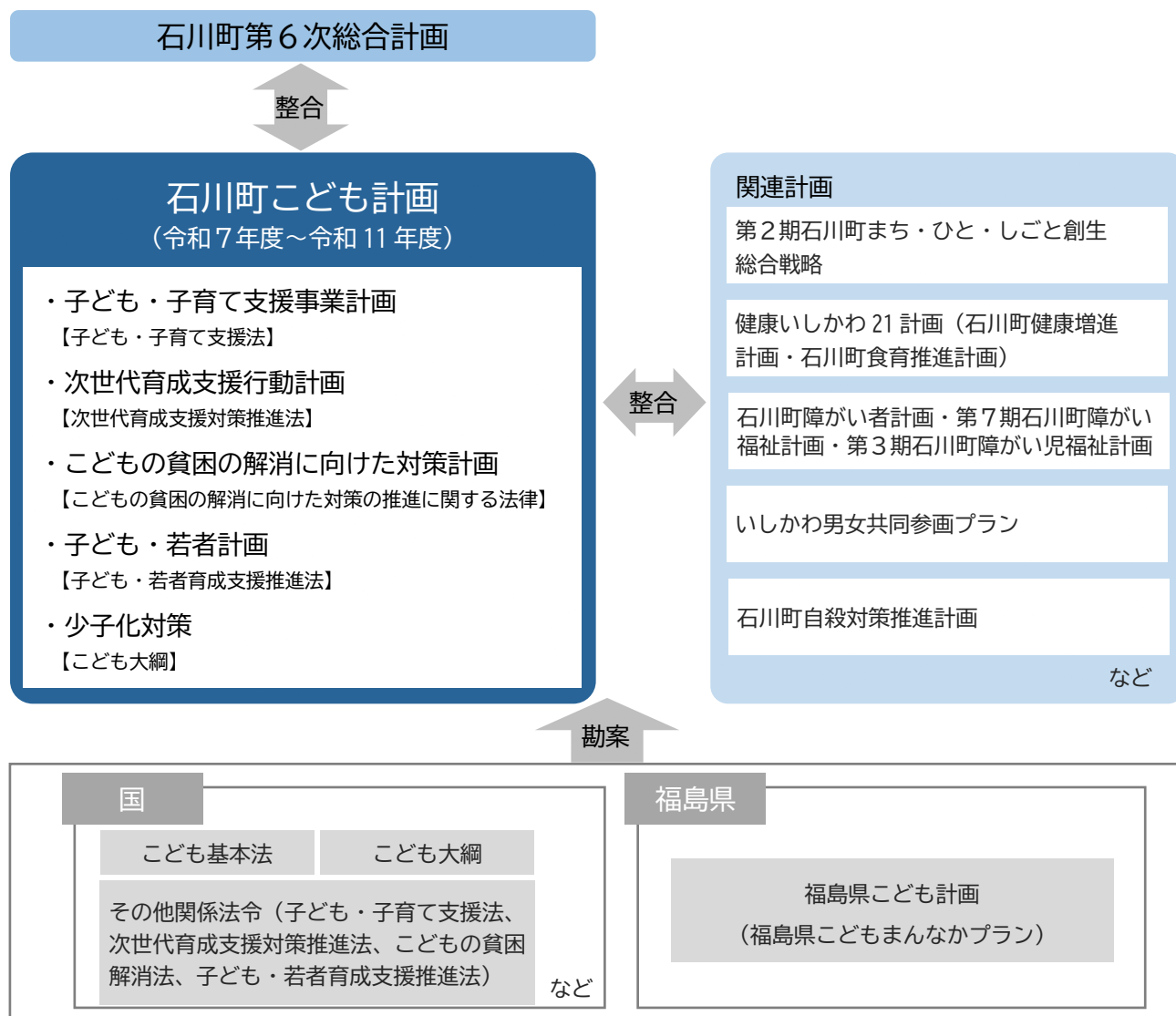
1. 計画の性格と位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の「市町村こども計画」として位置づけ、また、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に定める「子ども・若者計画」、こども大綱を踏まえた「少子化対策」を本計画に含むものとします。

さらに、本町の上位計画である「石川町第6次総合計画」の子ども・子育てに関連する部門別計画として位置づけるとともに、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐものとします。

また、関連する個別計画との整合を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。

■計画の位置づけ



2. 国の動向

国のこどもに関する施策は、こども基本法に基づく「こども大綱」を踏まえ、『こどもまんなか社会』の実現を目指す方向で位置づけられています。

国では、『こどもまんなか社会』の実現に向け、基本的な方針として以下の6つの柱を掲げています。

また、「こども大綱」では、ライフステージ別の重要事項として、以下のような取り組みが必要と考えられています。

本計画においても、「こども大綱」の趣旨を踏まえながら、各種施策の検討を進めていきます。

■基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

■ライフステージ別の重要事項

- ①こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保育・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ②学童期・思春期
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援
 - ・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
 - ・校則の見直し
- ③青年期
 - ・高等教育の就学支援、高等教育の充実
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3. 県の動向

福島県の「福島県こどもまんなかプラン」は、県のこども施策全体を統一的に推進していくため、こども基本法に定める都道府県こども計画のほか、こども施策に関する事項を定める既存の各法令・条例に基づく計画と一体のものとして策定しています。

■「福島県こどもまんなかプラン」の基本理念と基本方針

【基本理念】

「こども まんなか ふくしま」の実現 ～こどもも親も幸せいっぱい！家族まるごと応援計画～

【基本方針】

- ①こども・若者を権利の主体として、今とこれからの最善の利益を図ります
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していきます
- ④良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます
- ⑤それぞれの世代の視点に立って、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに取り組みます
- ⑥県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できるよう、地域社会全体で子育てを支援します

■「福島県こどもまんなかプラン」の基本的施策

I こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 1 こども・若者の権利保障の推進 | 6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 |
| 2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり | 7 こどもの貧困対策 |
| 3 こどもまんなかまちづくり | 8 援助を必要とするこどもや家庭への支援 |
| 4 こども・若者が活躍できる機会づくり | 9 犯罪などの危険からこどもを守る取組 |
| 5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消 | |

II こどもの育ちにに応じた施策

- | | | |
|------------------|-----------|-------|
| 1 こどもの誕生前から幼児期まで | 2 学童期・思春期 | 3 青年期 |
|------------------|-----------|-------|

III 家族をまるごと応援するための施策

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 | 3 仕事と育児の両立、共働き・共育での推進 |
| 2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援 | 4 ひとり親家庭への支援 |

IV 東日本大震災からの復興

- 1 震災からの復興に向けた取組の支援
- 2 こどもの安心を支えるための取組の推進

第3節 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画の期間とします。

また、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、「子ども・若者計画」を市町村こども計画に包含して策定することができることから、本町においては新たに「第1期石川町こども計画」として策定し、こども施策を総合的に推進します。

なお、計画期間中であっても、国や県の動向、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期石川町子ども・子育て支援事業計画 令和2年度～令和6年度									
					第1期石川町こども計画 令和7年度～令和11年度				

第4節 計画の対象

本計画では、概ね18歳までのこどもとその家庭を対象とします。また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、「若者」とは思春期・青年期の概ね18歳～30歳未満までと定義しますが、就労支援等の施策によっては、青年期を過ぎた39歳までを対象とします。

第5節 計画の策定体制

1. 子どもと子育て家庭の生活状況調査

本調査は、石川町のこどもの生活状況や子育て支援対策等に対する保護者とこども本人の実態・要望などを把握し、こども計画の策定に反映するため実施しました。

(1) 実施要項

基準日：令和6年2月1日

対象者：18歳以下のこどもがいる世帯、及び小学5年生～18歳のこども本人

調査方法：郵送により配布・回収（無記名式による回答）

調査期間：令和6年2月26日～3月11日

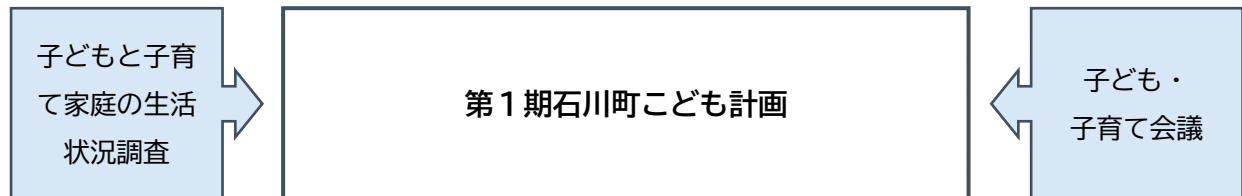
(2) 回収状況

調査対象者	配布数	回収数	回収率
小学5・6年生本人	211 件	199 件	94.3%
中学生本人	364 件	298 件	81.9%
高校生等本人	424 件	102 件	24.1%
就学前児童保護者	413 件	282 件	68.3%
小学1～4年生保護者	332 件	287 件	86.4%
小学5・6年生保護者	211 件	192 件	91.0%
中学生保護者	364 件	280 件	76.9%
高校生等保護者	424 件	101 件	23.8%
合計	2,743 件	1,741 件	63.5%

2. 子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、保護者や教育・保育関係者で構成された「子ども・子育て会議」を設置し、計画案の検討を行いました。なお、計画を見直す際には、この会議で事業の進捗や地域の子育て・子育て課題を検討します。

■計画策定フロー



3. パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、令和7年●月●日から●月●日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第6節 SDGsの推進

SDGsは平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際目標で17の目標と169のターゲット（具体目標）が示されています。国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を反映することとされています。



本計画においては、以下の8つの目標と関連づけて、目標の達成を目指し取り組みを推進します。



第2章

現状と課題



第2章 現状と課題

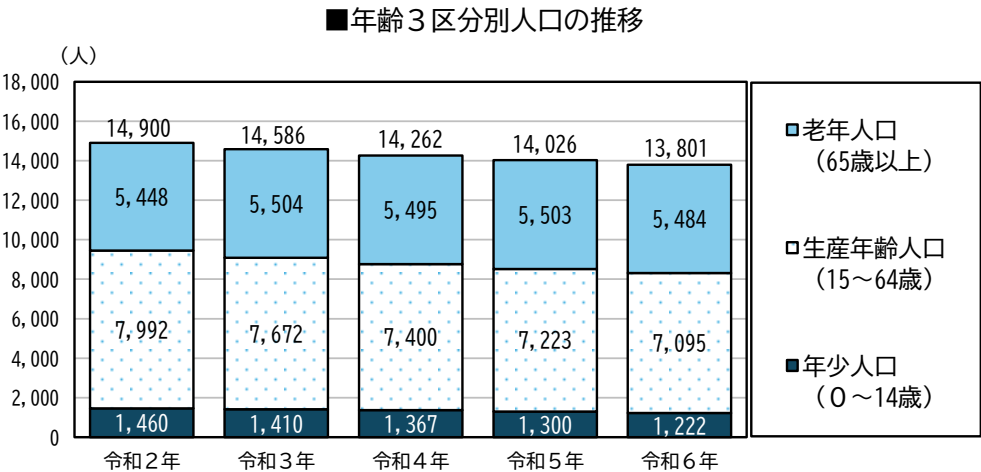
第1節 石川町の現状

1. 統計データからみる石川町の現状

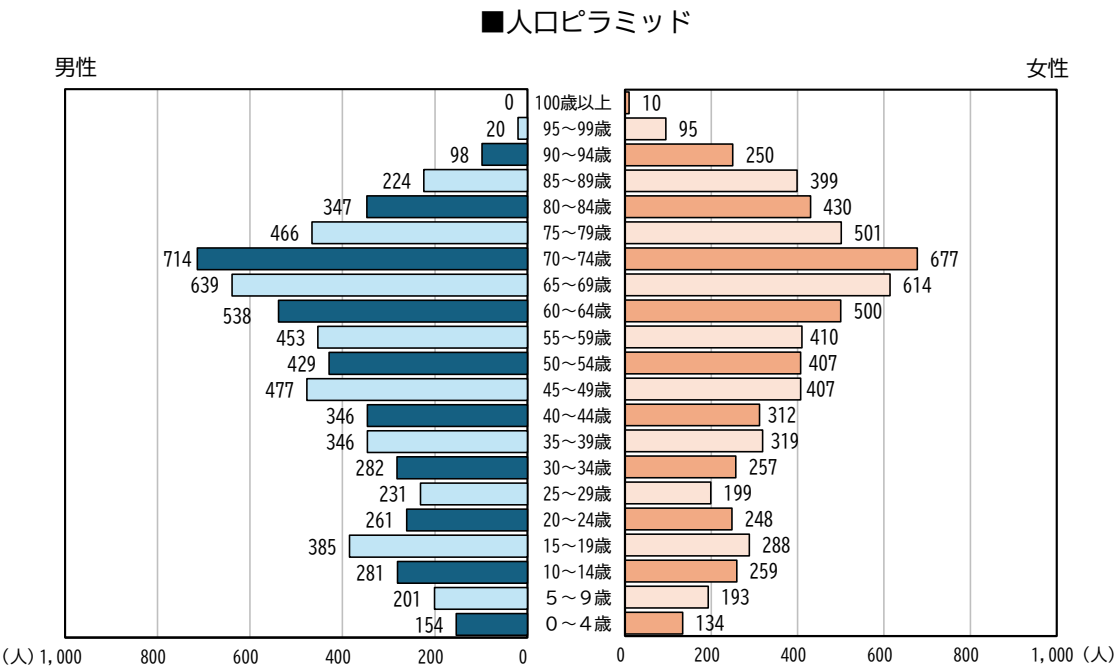
(1) 人口の状況

①年齢3区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、令和6年では令和2年と比べて、1,000人以上の減少となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は減少傾向となっており、少子化が進んでいることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

②18歳未満の児童人口の推移

本町の18歳未満の児童人口の推移をみると、令和2年から令和6年にかけて年々減少しており、令和6年では、小学生の増減率は-7.6%と最も高くなっています。

■18歳未満の児童人口の推移

(人)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	68	58	70	46	47
1歳	69	67	56	66	50
2歳	64	71	68	56	65
3歳	83	64	73	67	59
4歳	88	80	64	72	67
5歳	83	85	78	64	72
6歳	94	82	88	78	67
7歳	99	92	84	86	81
8歳	116	98	91	83	89
9歳	111	117	97	91	85
10歳	123	113	119	96	93
11歳	144	122	110	118	95
12歳	100	146	123	108	120
13歳	114	101	146	124	109
14歳	104	114	100	145	123
15歳	129	103	114	106	153
16歳	136	131	120	179	131
17歳	156	135	134	120	180
計	1,881	1,779	1,735	1,705	1,686

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就学前	0～2歳	201	196	194	168	162
	3～5歳	254	229	215	203	198
	計	455	425	409	371	360
	増減(%)	-	-6.6	-3.8	-9.3	-3.0
小学生	6～8歳	309	272	263	247	237
	9～11歳	378	352	326	305	273
	計	687	624	589	552	510
	増減(%)	-	-9.2	-5.6	-6.3	-7.6
中学生 高校生	12～14歳	318	361	369	377	352
	15～17歳	421	369	368	405	464
	計	739	730	737	782	816
	増減(%)	-	-1.2	1.0	6.1	4.3

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

本町の世帯構成の状況をみると、令和6年では核家族世帯の構成比は50.0%となっており、夫婦と子からなる世帯は減少していますが、夫婦のみ世帯とひとり親と子からなる世帯は増加傾向となっています。

■世帯構成の状況

単位：上段（世帯数）/世帯、下段（構成比）/％

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯総数※「不詳」含む	5,469	5,358	5,228	5,185
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
単独世帯	1,026	1,012	1,132	1,298
	18.8%	18.9%	21.7%	25.0%
核家族世帯	2,423	2,499	2,525	2,591
	44.3%	46.6%	48.3%	50.0%
夫婦のみ世帯	829	819	924	990
	15.2%	15.3%	17.7%	19.1%
夫婦と子からなる世帯	1,122	1,147	1,032	1,011
	20.5%	21.4%	19.7%	19.5%
ひとり親と子からなる世帯	472	533	569	590
	8.6%	9.9%	10.9%	11.4%
その他の世帯	2,020	1,847	1,571	1,296
	36.9%	34.5%	30.0%	25.0%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(3) 出生と死亡の状況

本町の出生数は、県や国と比べて横ばいとなっています。死亡数は令和2年から令和4年まで増加傾向となっていましたが、令和5年は減少に転じています。

■出生数の推移

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
石川町	70	63	64	50	48
福島県	11,595	11,265	10,683	9,804	9,069
全 国	865,239	840,835	811,622	770,759	727,288

資料：福島県、石川町：福島県現住人口調査年報
全国：人口動態統計

■死亡数の推移

(人)

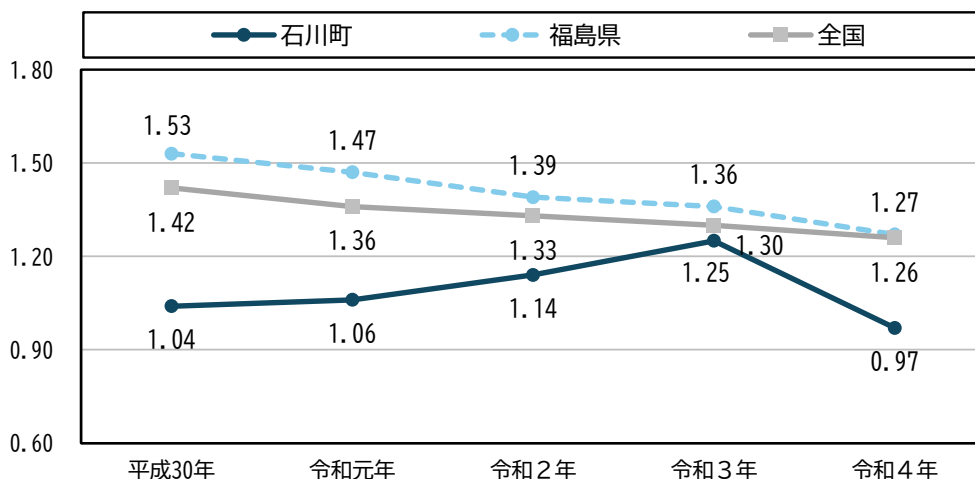
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
石川町	229	201	251	253	246
福島県	24,949	24,459	25,490	27,351	27,498
全 国	1,381,093	1,372,755	1,439,856	1,569,050	1,576,016

資料：福島県、石川町：福島県現住人口調査年報
全国：人口動態統計

(4) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、令和3年に1.25まで上昇するも、令和4年には0.97と1.0を下回っており、国や県と比べて減少傾向をたどっています。

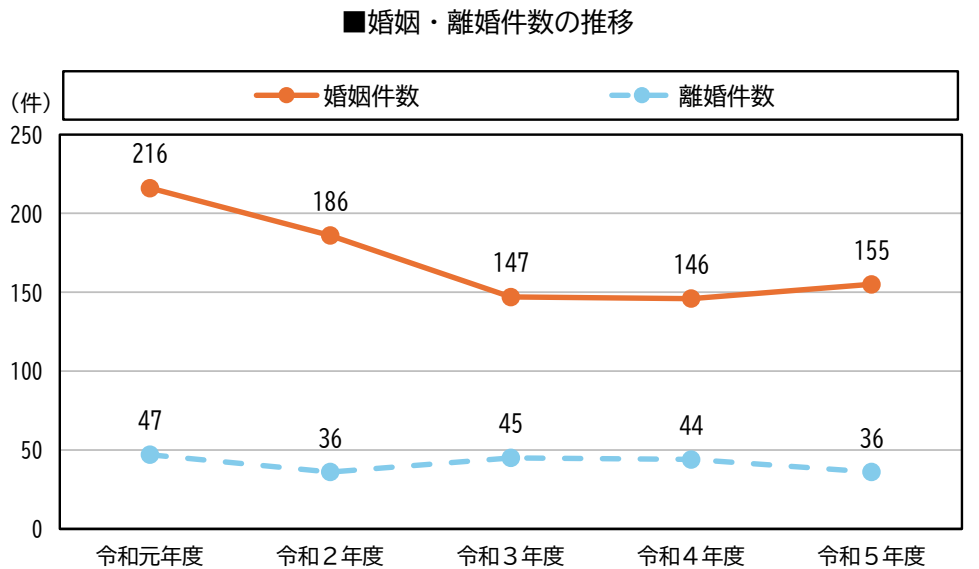
■合計特殊出生率の推移



資料：全国、福島県：人口動態統計（各年10月1日現在）
石川町：独自算出（各年1月1日現在）

(5) 婚姻・離婚の状況

本町の婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和元年度から令和4年度までは減少傾向となっていました。令和5年度には回復し155件となっています。離婚件数はほぼ横ばいで推移していましたが、令和5年度は36件まで減少しています。



資料：保健福祉課、石川町独自算出（各年3月31日現在）

(6) 転入・転出の状況

本町の転入数の推移をみると、県と同様に令和4年に一旦増加していますが、令和5年には再び減少しています。転出数については、令和2年に微増していますが、以降は減少傾向で推移しています。

■転入数の推移

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
石川町	323	296	286	363	337
福島県	56,898	53,034	51,341	53,558	51,818

資料：福島県、石川町：福島県現住人口調査年報

■転出数の推移

(人)

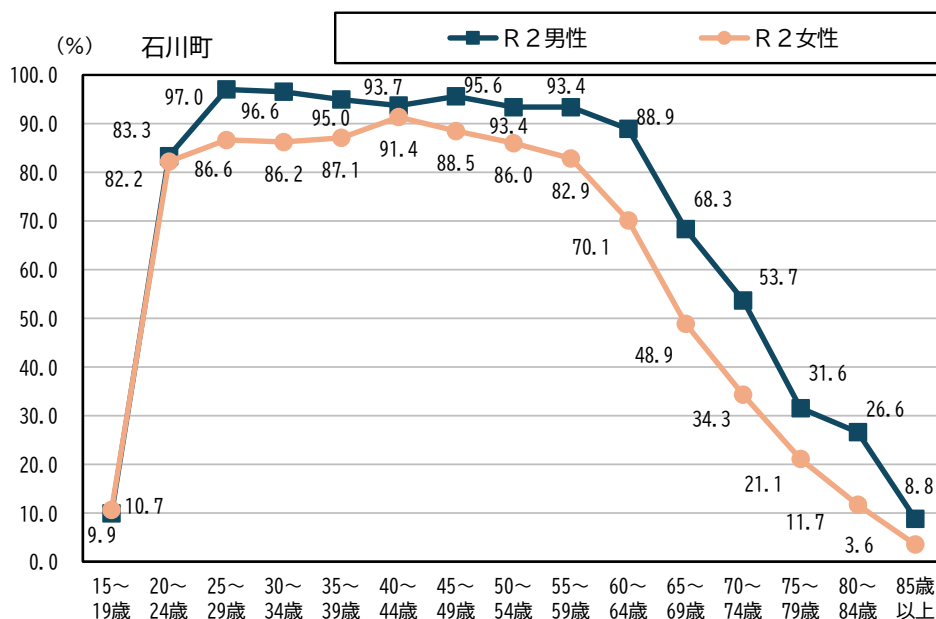
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
石川町	476	484	448	432	372
福島県	62,625	59,030	57,978	58,677	56,472

資料：福島県、石川町：福島県現住人口調査年報

(7) 就業の状況

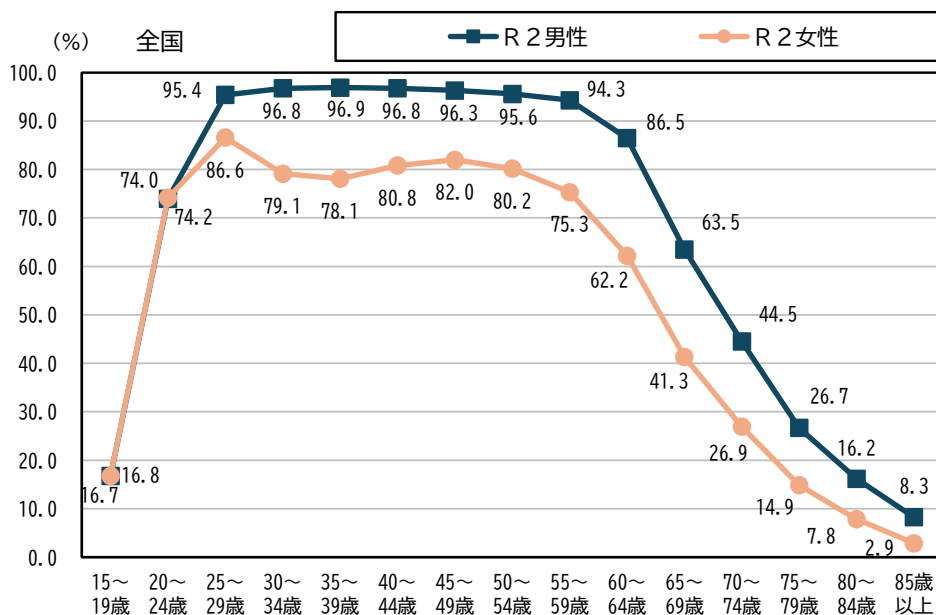
本町の年齢別就業率は、女性の30代は結婚や出産、子育てで就業率が下がっていますが、40～44歳で91.4%になるなど、50歳代まで80%台を維持し全国に比べ高い就業率となっており、働く女性が多い傾向にあります。

■町の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

■全国の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

(8) 保育所・認定こども園等の状況

本町の令和6年現在の保育所・認定こども園等の状況が下記の通りです。

■保育所・認定こども園等の状況

(人)

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第一保育所	定員	120	120	120	120	120
	0歳					
	1・2歳	22	24	20	20	14
	3～5歳	73	61	56	55	54
	合計	95	85	76	75	68
第二保育所	定員	90	90	90	90	90
	0歳	5	6	4	4	3
	1・2歳	27	27	22	27	22
	3～5歳	60	59	70	65	60
	合計	92	92	96	96	85
野木沢保育所	定員	45	45			
	0歳	0	0			
	1・2歳	0	0			
	3～5歳	10	8			
	合計	10	8	0	0	0
沢田児童館	定員	なし	なし			
	0歳	0	0			
	1・2歳	0	0			
	3～5歳	11	11			
	合計	11	11	0	0	0
認定こども園 石川文化幼稚園・ クローバー保育園	定員	140	140	105	105	85
	0歳	2	6	2	3	2
	1・2歳	23	15	22	24	26
	3～5歳	91	82	83	79	78
	合計	116	103	107	106	106
やどかり保育園	定員	14	19	12	12	12
	0歳	3	3	0	0	1
	1・2歳	6	8	5	1	9
	3～5歳					
	合計	9	11	5	1	10
いしかわ ツリートップ保育園	定員	0	14	14	14	14
	0歳	0	0	3	1	3
	1・2歳	0	0	10	8	9
	3～5歳					
	合計	0	0	13	9	12
全体	定員	364	383	341	341	321
	0歳	10	15	9	8	9
	1・2歳	78	74	79	80	80
	3～5歳	245	221	209	199	192
	合計	333	310	297	287	281

資料：教育課（各年4月1日現在）

■放課後児童クラブの状況

(人)

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
石川児童クラブ	定員	120	120	120	120	120
	1～3年生	100	104	109	111	118
	4～6年生	61	24	47	25	36
	合計	161	128	156	136	154

資料：教育課（各年4月1日現在）

(9) 小学校の状況

本町の小学校の状況をみると、全体的に児童数が減少傾向となっています。

■小学校の状況

(人)

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
石川小学校	1～3年生	235	224	233	229	227
	4～6年生	279	258	267	253	235
	合計	514	482	500	482	462
野木沢小学校	1～3年生	46	31	23	12	6
	4～6年生	56	55	52	46	31
	合計	102	86	75	58	37
全体	1～3年生	281	255	256	241	233
	4～6年生	335	313	319	299	266
	合計	616	568	575	540	499

資料：教育課（各年5月1日現在）

(10) 町の子育て・子育て施設

①保育施設等

令和7年4月1日から石川町立いしかわこども園が開園します。それに伴い第一保育所、第二保育所は閉鎖されます。また、野木沢子ども教室は、野木沢小学校の閉校に伴い令和6年度で終了します。

■保育施設等の状況

施設名	定員	対象年齢	職員数	保育時間 (月～金曜日)	保育時間 (土曜日)	延長保育時間
第一保育所	120名	満1歳～	14人	7時15分～ 18時15分	7時15分～ 18時15分	18時15分～ 18時45分
第二保育所	90名	生後6か月～	15人	7時15分～ 18時15分	7時15分～ 18時15分	8時15分～ 18時45分
認定こども園 石川文化幼稚園・ クローバー保育園	105名	生後6か月～	24人	【1号認定】 8時30分～14時30分 【2号認定】 7時30分～18時 【3号認定】 7時～18時	【2号認定】 8時～17時 【3号認定】 8時～17時	18時～ 18時30分
やどかり保育園	12名	生後6か月～	4人	7時15分～ 18時15分	7時15分～ 18時15分	8時15分～ 18時45分
いしかわ ツリートップ保育園	14名	生後6か月～	5人	7時15分～ 18時15分	7時15分～ 18時15分	8時15分～ 18時45分

資料：教育課（令和6年4月1日現在）

区分	定員	対象年齢	職員数	保育時間 (月～金曜日)	保育時間 (土曜日)	夏休み・ 冬休み等
石川児童クラブ	120名	小学1年生～ 小学6年生	15人	下校時～ 18時まで (最大延長 18時45分まで)	7時45分～ 18時まで (最大延長 18時45分 まで)	7時45分～ 18時まで (最大延長18 時45分ま で)

資料：教育課（令和6年4月1日現在）

区分	対象年齢	指導員	開催日	時間	場所
野木沢子ども教室	小学1年生～ 3年生	3人	毎週火曜日、 水曜日	下校時～ 16:10まで	野木沢小学校西校舎

(注) 職員数は会計年度任用職員を含む

資料：生涯学習課（令和6年4月1日現在）

(参考)

施設名	定員	対象年齢	職員数	保育時間 (月～金曜日)	保育時間 (土曜日)	延長保育時間
石川町立 いしかわこども園	180名	生後6か月～	31人 予定	【1号認定】 8時30分～13時30分 【2・3号認定】 7時15分～18時15分	7時15分～ 18時15分	18時15分～ 18時45分

資料：教育課（令和6年4月1日現在）

②教育施設

町立小学校が石川小学校、野木沢小学校の2校、町立中学校は石川中学校が1校となっています。野木沢小学校は、令和6年度末で廃校となります。

なお、本町には私立中学校が1校、県立特別支援学校（小・中・高等部）が1校、県立高校が1校、私立高等学校が1校となっています。

■小学校

(学級数、人)

施設名	学級数	教員数
石川町立石川小学校	22	36
石川町野木沢小学校	4	8

資料：石川町教育委員会（令和6年5月1日現在）

■その他の教育施設

(学級数、人)

施設名	学級数	教員数
石川町立石川中学校	12	26
私立石川義塾中学校	6	10
福島県立石川支援学校 (小学部)	9	19
福島県立石川支援学校 (中学部)	8	15
福島県立石川支援学校 (高等部)	13	32
福島県立石川高等学校	6	28
学校法人石川高等学校	22	46

資料：石川町教育委員会、学校法人石川義塾、福島県立石川支援学校、
福島県立石川高等学校（令和6年5月1日現在）

(11) 乳幼児健康診査等の状況

本町では、こどもの発達を支援するためライフステージに応じて乳幼児健康診査・教室などを保健センターで実施しています。

■乳幼児健康診査等の状況

区分			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 見込
3～4か月 児健康診査	身体計測、内科検診、股関節脱臼検査、予防接種、育児、離乳食の話を実施する	受診者（人）	66	64	54	44	51
		受診率（％）	100	100	98.2	100	100
1歳6か月 健康診査	身体計測、診察（内科・歯科）発達相談、歯磨き指導	受診者（人）	75	60	54	64	46
		受診率（％）	96.1	96.7	100	100	100
3歳3か月 健康診査	身体計測、診察（内科・歯科）視力検査、聴力検査、歯磨き指導	受診者（人）	64	65	75	65	66
		受診率（％）	95.5	98.4	98.7	98.5	100
6～7か月 児教室	身体計測、発達、離乳食について	受診者（人）	64	47	66	46	50
		受診率（％）	98.4	98.4	100	100	100
1歳児教室	身体計測、親子の歯科チェック、虫歯予防、食生活に関する話について	受診者（人）	65	51	71	46	53
		受診率（％）	97	91	100	97.9	100
2歳児教室	身体計測、歯科チェック、むし歯予防、食生活に関する話について	受診者（人）	69	62	54	57	59
		受診率（％）	98.5	92.5	94.7	98.3	100
すくすく 相談会	臨床心理士によるこどもの発達（こころ、ことば、身体面、生活面）に関することや子育て中の保護者の悩みなどの相談会	開催数（回）	18	17	13	16	16
		実参加者（人）	29	20	22	39	60
ことばの 教室	言語聴覚士が担当した、ことばについて心配のあるこどもを対象にした教室	開催数（回）	4	3	4	4	4
		実参加者（人）	16	11	15	13	14
子育て 相談会	乳幼児とその保護者を対象に身体測定や発達・栄養について保健師・栄養士が相談に応じる	開催数（回）	38	42	45	44	40
		実参加者（人）	87	92	128	71	126

資料：保健福祉課（各年3月31日現在）

(12) 各種手当・助成の支給状況

本町の各種手当・助成の支給状況は下記の通りです。

■各種手当・助成の支給状況

(人)

区分		指標	概要	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 見込
ひとり親家庭への支援	児童扶養手当	受給者	父または母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当	135	133	138	127	127
	ひとり親家庭医療費助成事業	受給者	ひとり親家庭の親とこども（18歳に達する以降の最初の3月31日まで）の保険診療分の医療費の全額助成	114世帯	130世帯	134世帯	134世帯	128世帯
子育て家庭の経済的支援	児童手当	受給者	高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方	1,404	1,366	1,276	1,214	833
	新生児誕生祝金	受給者	出生児の健やかな成長を願い支給	55	72	49	46	40
	在宅育児支援金の給付	受給者	生後6か月から2歳児までの幼児を保育施設に預けないで在宅で育児している保護者へ支援金を給付	135	181	190	156	159
	住宅取得支援補助金	受給者	子育てや若者世帯に住宅取得補助金を給付	19世帯	20世帯	31世帯	26世帯	21世帯見込
	子ども医療費助成	受給者	18歳までのこどもの健康保険適用される医療費を全額助成	1,905	1,845	1,823	1,778	1,725
	民間保育施設給食費補助金	受給者	民間保育施設に通う3歳児以上の保護者へ副食費を給付	156	155	132	118	119
	就学援助費の支給	受給者	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に就学援助費を支給	110	105	88	104	76
	学校給食費の補助	受給者	町立小・中学校に通う児童生徒の学校給食費個人負担額の全額を助成	891	879	846	828	793
	障がい児福祉手当	受給者	20歳未満であって身体または精神に重度の障がいをもつ方で、日常生活において常時介護を必要とする人への手当	3	2	2	2	3
障がい児を抱える家庭への経済的支援	特別児童扶養手当	受給者	20歳未満で一定の障がいの状態にある児童を養育している人に給付	48	52	50	51	49
	重度心身障がい者医療費助成	受給者	障がいのある人に対しケガや病気のために受けた健康保険適用の診療に係る医療費を町が全額負担	0	0	0	0	0
	育成医療	受給者	18歳未満で身体に障がいや病気があり放置すると将来一定の障がいを残す可能性があるが、手術等の治療で障がいの改善が期待できる医療費の一部助成制度	0	0	0	0	0

資料：保健福祉課（各年3月31日現在）

(13) 母子保健の状況

本町の母子保健の状況は下記の通りです。

■母子保健の状況

施策	事業	詳細	内容	指標	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 見込
(1) 安心して出産できる保健事業の充実	①母子健康手帳の交付情報提供の充実	母子健康手帳の交付情報提供の充実	妊娠を早期に把握し、必要な保健医療サービスが受けられるようにする	交付人数	64	55	48	48	40
	②訪問・相談事業	妊婦家庭訪問の充実	妊婦届出があったすべての妊婦が安心して出産・育児ができるよう家庭訪問する	訪問人数	57	70	43	38	37
	③妊婦健診の充実と受診率の向上	妊婦健康診査の充実	妊娠中の異常を早期発見し、早期治療による安心して出産できるよう医療機関に委託して妊産婦健康診査を実施する	受診人数	95	97	71	53	40
	④妊産婦医療費の支給	妊産婦医療費助成事業	妊産婦（妊娠4か月となる月から出産の日の属する月の翌末日まで）の保険診療分の医療費の全額助成	支給人数		45	43	24	36
(2) 安心して子育てできる支援の充実	①出産後の家庭訪問事業推進	乳児家庭全戸訪問事業の充実	生後4か月までの乳児のすべての家庭を訪問し、子育て審に関する情報提供や養育環境の把握、保健指導を行う	訪問人数	58	66	51	45	46
		養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対し、保健師が訪問し、保護者の育児や養育能力を向上させるための相談支援を行う	訪問人数（延べ）	3	10	10	19	26
	②多様な相談体制の強化	相談支援	子育て世代包括支援センター「すくサポ」では、保健師が妊娠・出産・子育てに関する相談に応じサポートを行う	相談人数	114	94	123	171	75
	③虐待の防止と早期発見	児童虐待早期発見・対応	集団生活の場、健康診査の場、診察の場、近隣・地域の場で虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、速やかに町、児童相談所へ通告するよう関係者へ周知する	支援件数	0	6	5	8	3
	④子育てしやすい就業環境づくり	仕事・子育て両立支援奨励金	子育て世代の育児休業取得を促進するため、育児休業の取得を促進し働きやすい環境づくりをする町内事業者を支援する	支給人数	0	0	0	0	0

資料：保健福祉課（各年3月31日現在）

(14) 地域コミュニティの変化と子育て環境の整備の状況

本町では、地域の協力を得て、小学校低学年（１～３年生）児童を対象に、令和４年度からは野木沢小学校で「放課後子ども教室」を開催してきました。また地域では、各種安全活動によってこどもたちの登下校の安全に努めてきました。

■放課後子ども教室の状況

区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 見込
放課後 子ども教室	実施校（校）	沢田子ども 教室	沢田子ども 教室	野木沢 子ども教室	野木沢 子ども教室	野木沢 子ども教室
		野木沢 子ども教室	野木沢 子ども教室			
	開催数（回）	84	152	71	74	71
	登録者数（人）	66	39	18	11	5

資料：生涯学習課（各年３月３１日現在）

■地域の安全活動

事業	詳細	内容	詳細	指標	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度 見込
①通学路 パトロール	地区防犯 協会の見 回り活動	こども達の登 下校の安全を 確保するた め、各地区防 犯協会が防犯 パトロールを 実施	街頭指導	実施 組織数	6	6	6	6	6
②交通安 全 教室・啓 発	交通安全 専門員	交通安全専門 員による児童 生徒の登校時 の街頭指導、 広報活動	街頭指導	実施 (回)	52	49	49	49	41
	交通安全 母の会	幼児交通安全 教室等を開催 し、交通安全 思想の普及啓 発を行う。	保育所・ 幼稚園、 小中学校 での安全 教室の開 催	開催数 (回)	5	5	1	1	3

資料：防災環境課（各年３月３１日現在）

(15) 貧困の状況

本町の貧困の状況をみると、保護人員は令和2年度から増加が続いています。一方、生活保護世帯数は令和5年度までは増加傾向で推移していますが、令和6年度では微減しています。また、17歳以下の児童がいる生活保護世帯数は微増となっています。

就学援助受給者の推移をみると、在籍児童総数が減少しているのに対し、受給率は横ばいとなっています。

■被保護人員数・生活保護被保護世帯数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(人、世帯) 令和6年度 見込
保護人員	67	69	77	92	101
生活保護 世帯数	55	55	64	75	73

資料：保健福祉課（各年3月31日現在）

■17歳以下の児童がいる生活保護世帯数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(世帯) 令和6年度 見込
世帯数	1	2	2	3	4

資料：保健福祉課（各年3月31日現在）

■就学援助受給者の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(人) 令和6年度 見込
在籍児童総数（受給率）	925	921	935	906	836
	9.9%	9.1%	8.6%	9.7%	8.7%
	要保護児童生徒数	3	3	4	6
	準保護児童生徒数	89	81	76	82
	計	92	84	80	88

資料：教育課（各年3月31日現在）

(16) 施設等の状況

本町の社会的養護施設入所児童数の状況をみると、令和2年度からほぼ横ばいとなっています。

■社会的養護施設入所児童数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(人) 令和6年度 見込
入所児童数	1	1	3	2	2

資料：保健福祉課（各年3月31日現在）

(17) 不登校児童・生徒の状況

本町の不登校児童・生徒数の状況をみると、令和4年度に児童・生徒数ともに増加していますが、令和6年度ではそれぞれ減少しています。

■不登校児童・生徒数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(人) 令和6年度 見込
児童数	4	2	11	12	10
生徒数	7	17	25	28	19

資料：教育課（各年3月31日現在）

2. アンケート調査からみる石川町の現状

2-1 こどもまんなか社会の実現に向けて

(1) 生活に満足しているこどもについて

生活に満足しているこどもをみると、満足度が高いのは小学5・6年生では78.4%、高校生等では68.6%、中学生では67.8%となっています。

■生活に満足しているこどもについて

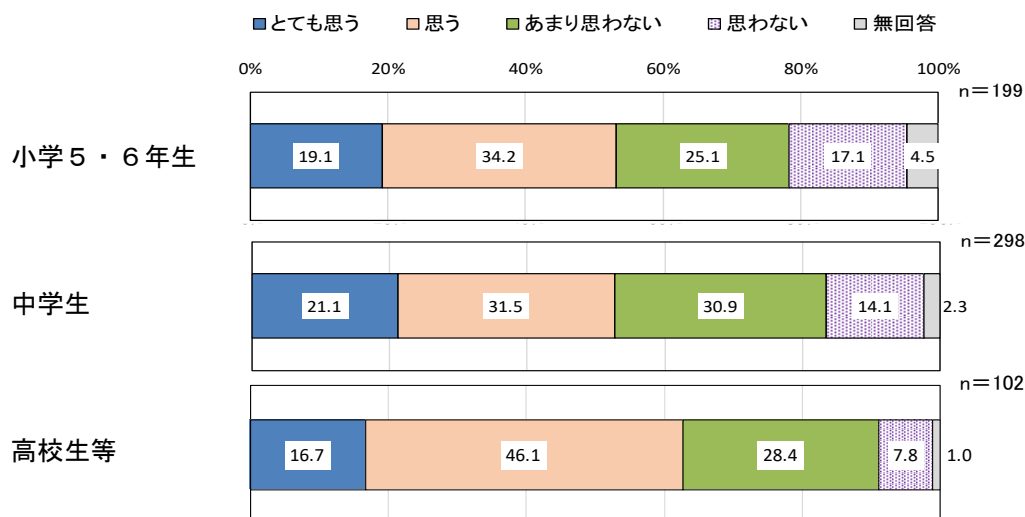
	満足度
小学5・6年生	78.4%
中学生	67.8%
高校生等	68.6%

(2) 自分のことが好きだと思うこどもについて（自己肯定感の高さ）

自分のことが好きだと思うこどもをみると、「とても思う」と「思う」を合わせた自己肯定感が高いのは高校生等では62.8%、小学5・6年生では53.3%、中学生では52.6%となっています。

県の調査に比べ小学5・6年生と中学生は低く、高校生は高い結果となっています。

■自分のことが好きだと思うこどもについて（自己肯定感の高さ）



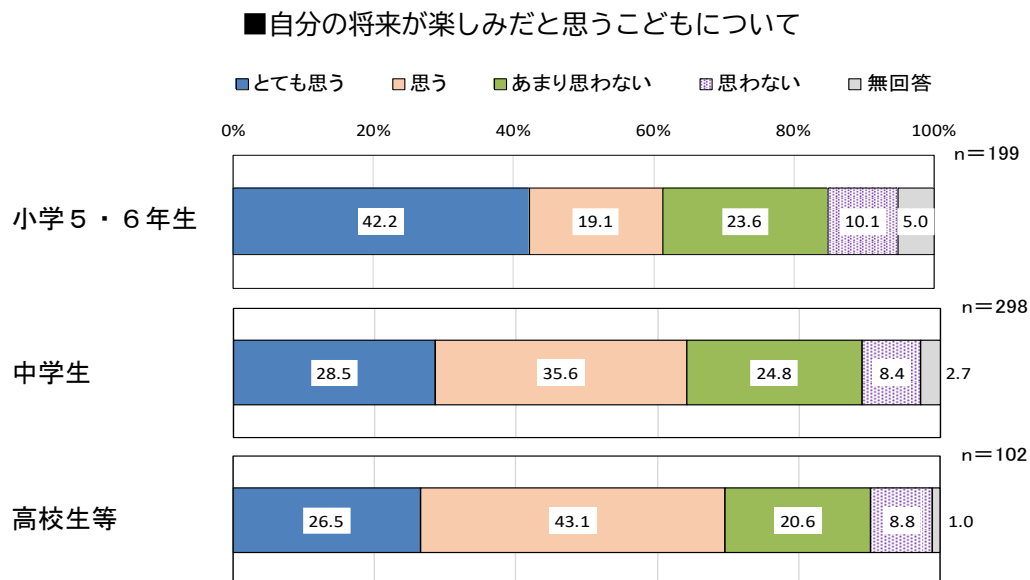
■参考（県の調査）

	「思う」
小6	60.7%
中2	56.5%
高2	51.0%

出典：福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート結果報告」より

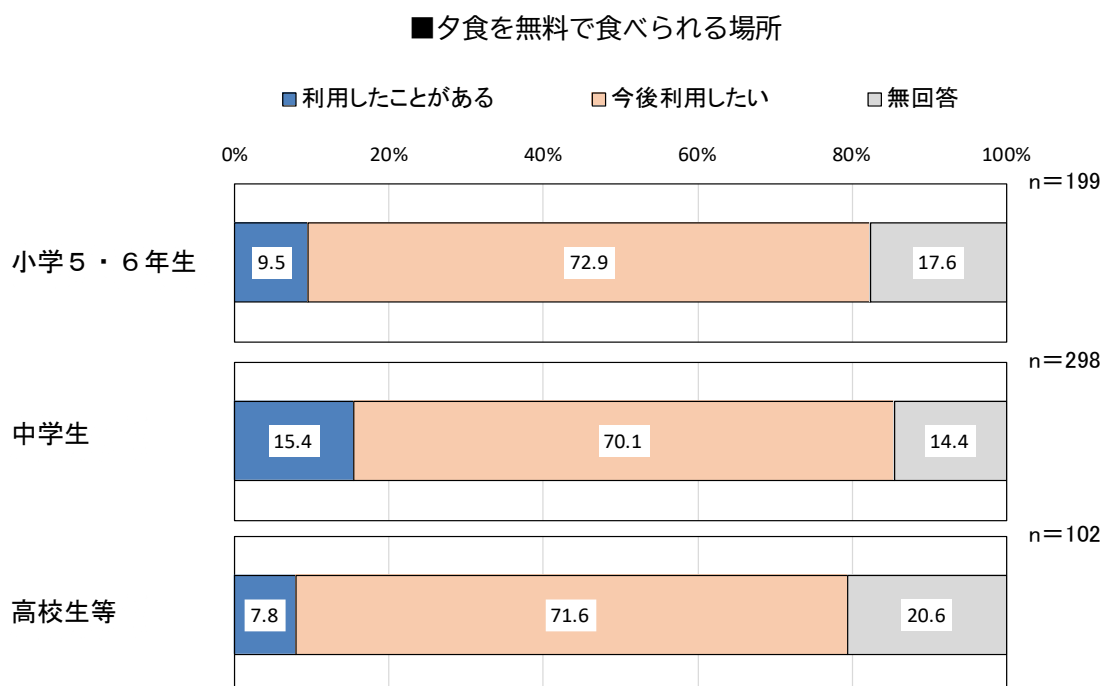
（３）自分の将来が楽しみだと思うことについて

自分の将来が楽しみだと思うことをみると、「とても思う」と「思う」を合わせた『楽しみだと思う』が多いのは高校生等では 69.6%、中学生では 64.1%、小学５・６年生では 61.3%となっています。



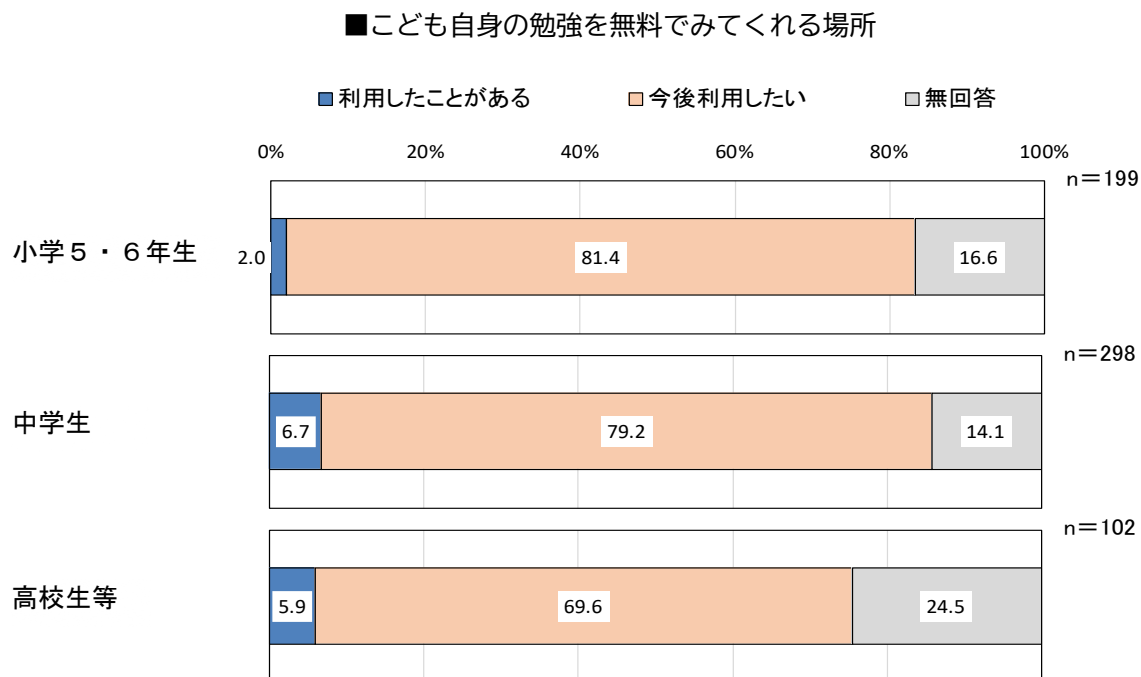
（４）夕食を無料で食べられる場所について

夕食を無料で食べられる場所の利用状況と利用希望をみると、「今後利用したい」（小学５・６年生：72.9%、中学生：70.1%、高校生等：71.6%）が最も多くなっており、「利用したことがある」は、中学生では 15.4%と、小学５・６年生（9.5%）、高校生等（7.8%）を上回っています。



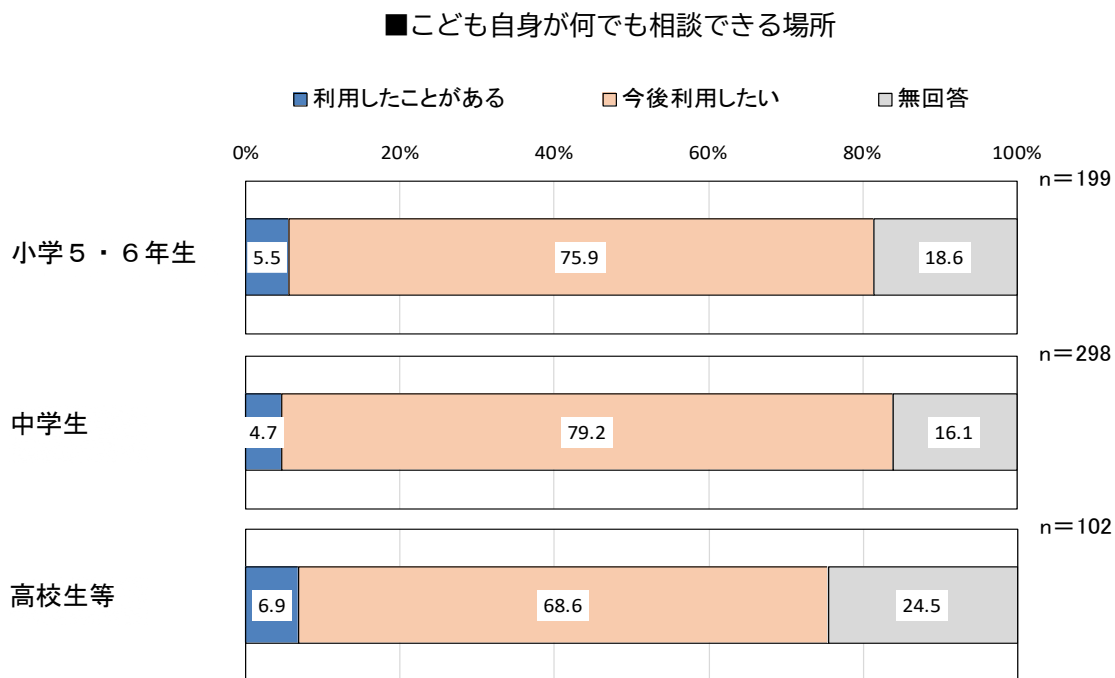
(5) こども自身の勉強を無料でみてくれる場所について

こども自身の勉強を無料でみてくれる場所の利用状況と利用希望をみると、「今後利用したい」（小学5・6年生：81.4%、中学生：79.2%、高校生等：69.6%）が最も多くなっており、「利用したことがある」は、中学生では6.7%と、小学5・6年生（2.0%）、高校生等（5.9%）を上回っています。



(6) こども自身が何でも相談できる場所の利用状況と利用希望について

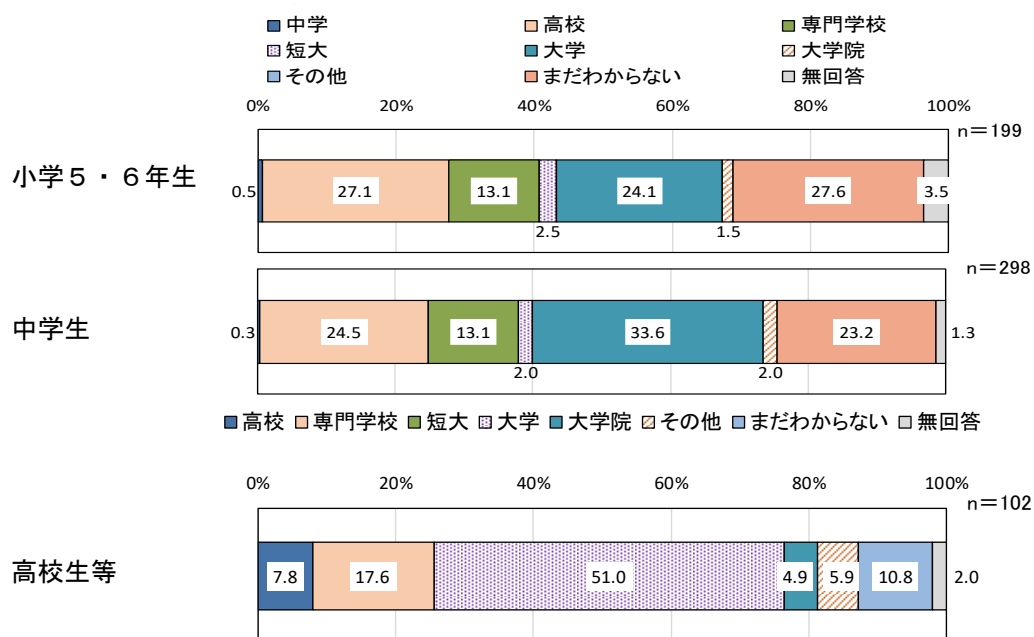
こども自身が何でも相談できる場所の利用状況と利用希望をみると、「今後利用したい」（小学5・6年生：75.9%、中学生：79.2%、高校生等：68.6%）が最も多くなっており、「利用したことがある」は、高校生等では6.9%と、小学5・6年生（5.5%）、中学生（4.7%）を上回っています。



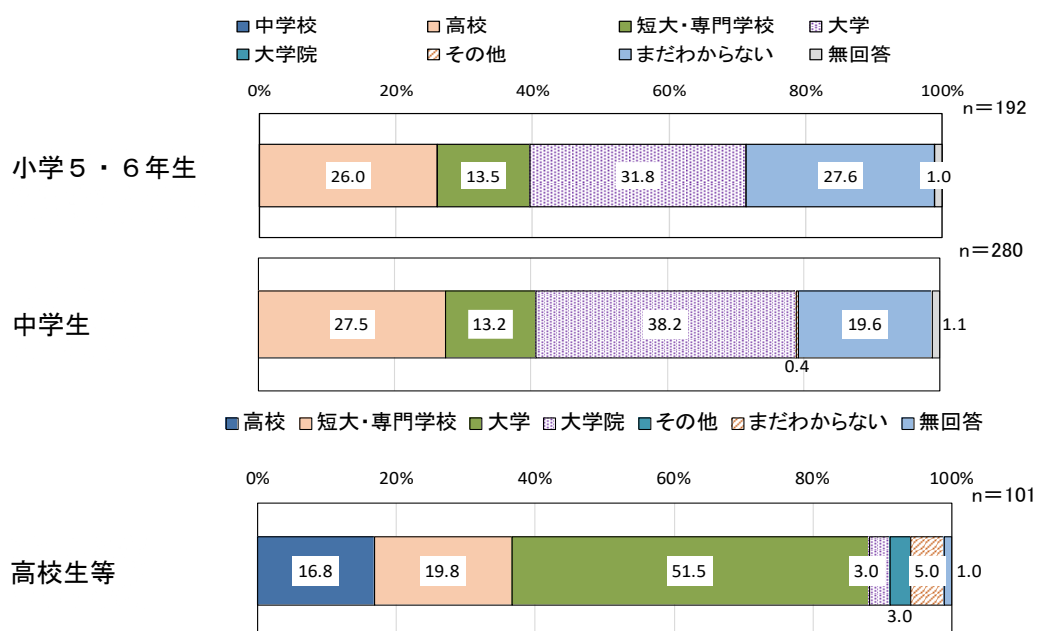
(7) 希望の進学先について

希望の進学先をみると、保護者、こども自身いずれも「大学」の回答が最も多く、こどもの成長段階に応じて増加傾向にあり、特に高校生等では現実味を増してきていることがうかがえます。親子間の大きなギャップはみられません。

■こども自身が希望する進学先

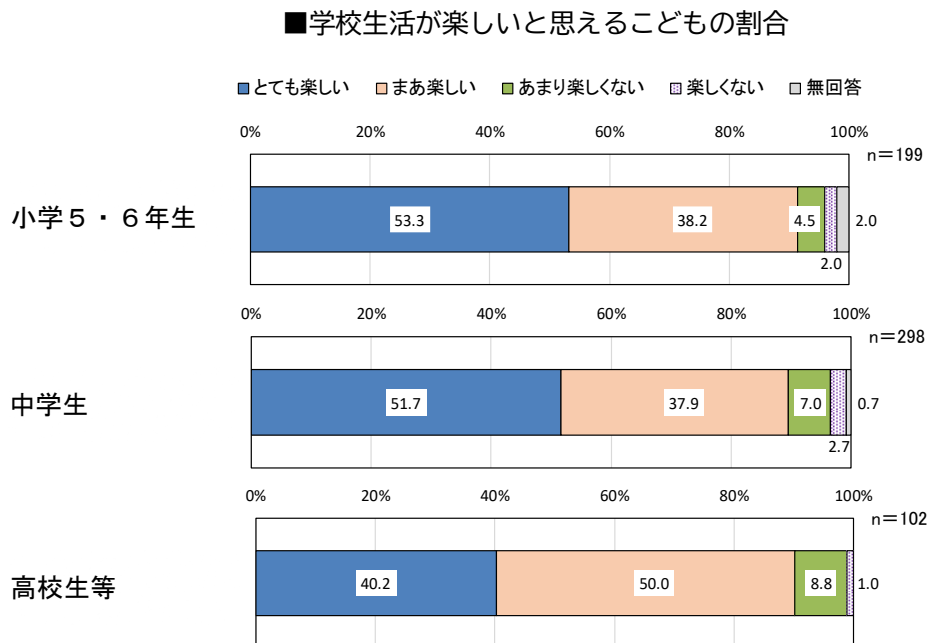


■保護者が希望するこどもの進学先



(8) 学校生活が楽しいと思えることについて

学校生活が楽しい（「とても楽しい」と「まあ楽しい」を合わせた）と思えること割合は、小学5・6年生では91.5%、中学生では89.6%、高校生等では90.2%となっています。



(9) こどもが安心できる居場所の有無について

こどもが安心できる居場所の有無をみると、「ある」が多いのは高校生等では90.2%、小学5・6年生では88.4%、中学生では83.2%となっています。

県の調査と比べると、「ある」は本町が上回っています。

■こどもが安心できる居場所の有無

	「ある」
小学5・6年生	88.4%
中学生	83.2%
高校生等	90.2%

■参考（県の調査）

	「ある」
小6	82.3%
中2	77.8%
高2	69.3%

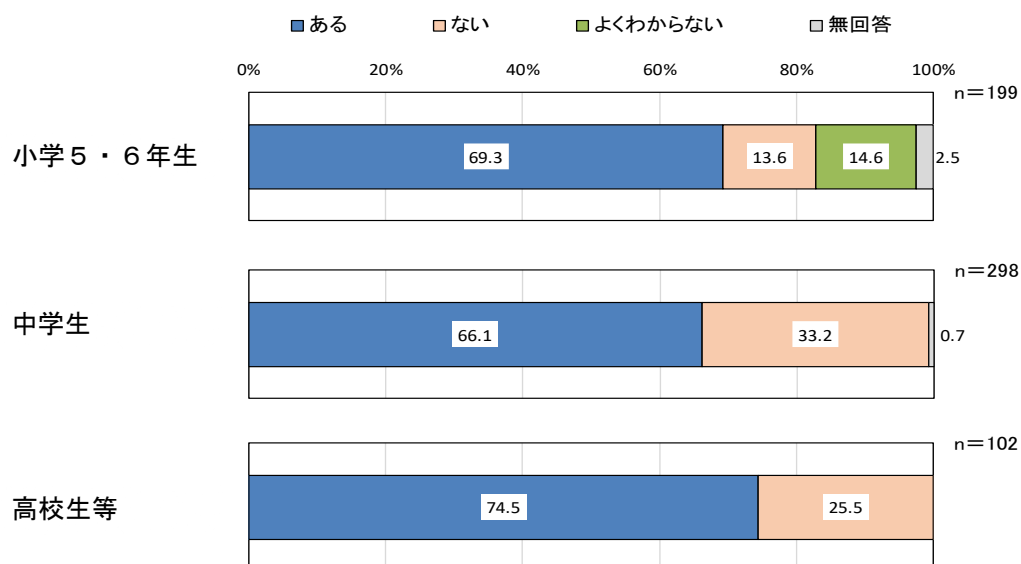
出典：福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート結果報告」より

(10) こども自身の将来の夢やなりたい職業の有無について

こども自身の将来の夢やなりたい職業の有無をみると、「ある」が多いのは高校生等では 74.5%、小学5・6年生では 69.3%、中学生では 66.1%となっています。

県の調査と比べると、本町の中学生、高校生等は県よりも高い結果となっています。

■こども自身の将来の夢やなりたい職業の有無



■参考（県の調査）

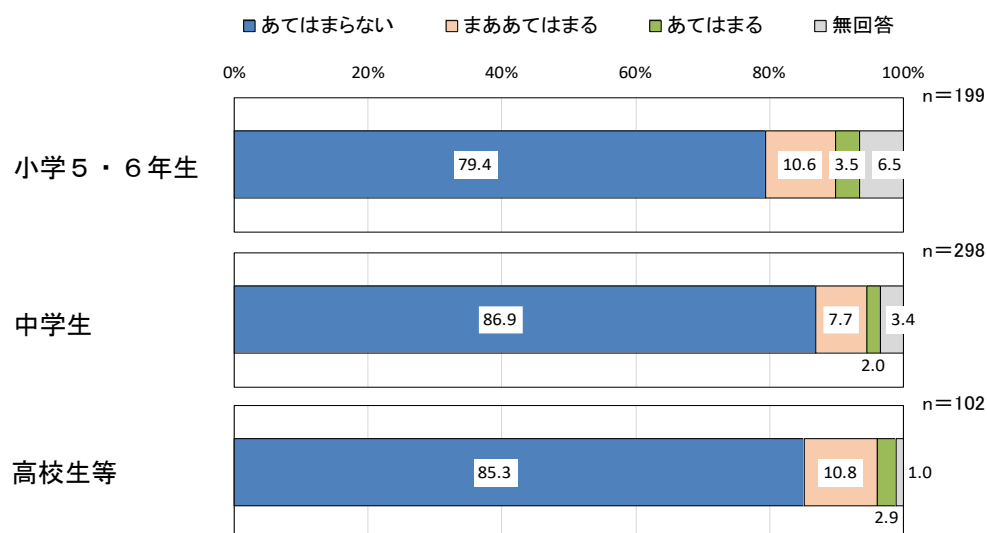
	「ある」
小6	74.3%
中2	62.6%
高2	67.4%

出典：福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート結果報告」より

(11) こども自身がいじめられたり、からかわれたりすることの有無について

こども自身がいじめられたり、からかわれたりすることの有無をみると、いずれも「あてはまらない」が最も多くなっていますが、「まああてはまる」と「あてはまる」を合わせた『あてはまる』は、小学5・6年生では14.1%、高校生等では13.7%、中学生では9.7%と、いじめやそれに発展する可能性が少なくないことがわかります。

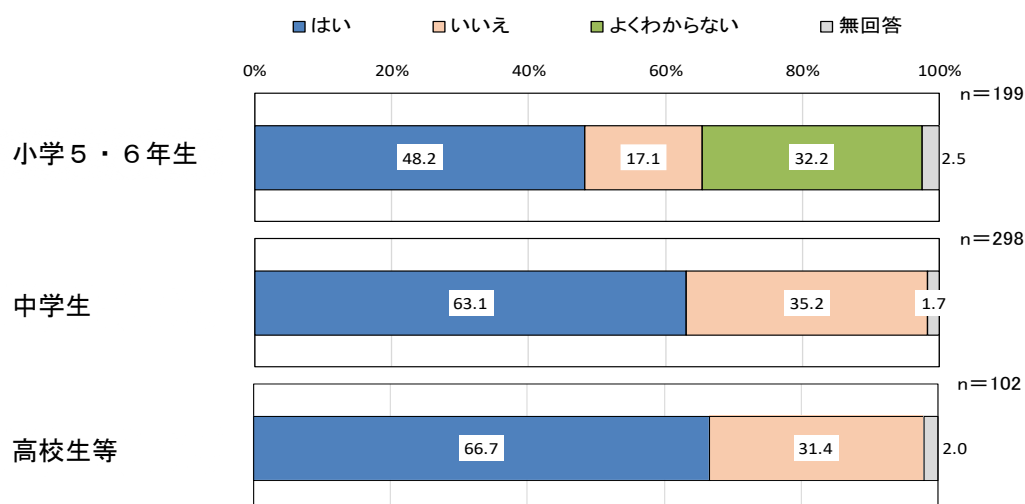
■こども自身がいじめられたり、からかわれたりすることの有無



(12) こども自身が将来、結婚したり家族をもったりすることについて

こども自身が将来、結婚したり家族をもったりすることについてみると、「はい」が多いのは、高校生等では66.7%、中学生では63.1%、小学5・6年生では48.2%となっており、必ずしも肯定されていません。

■こども自身が将来、結婚したり家族をもったりすること



2-2 保護者の状況について

(1) 保護者の就労状況について

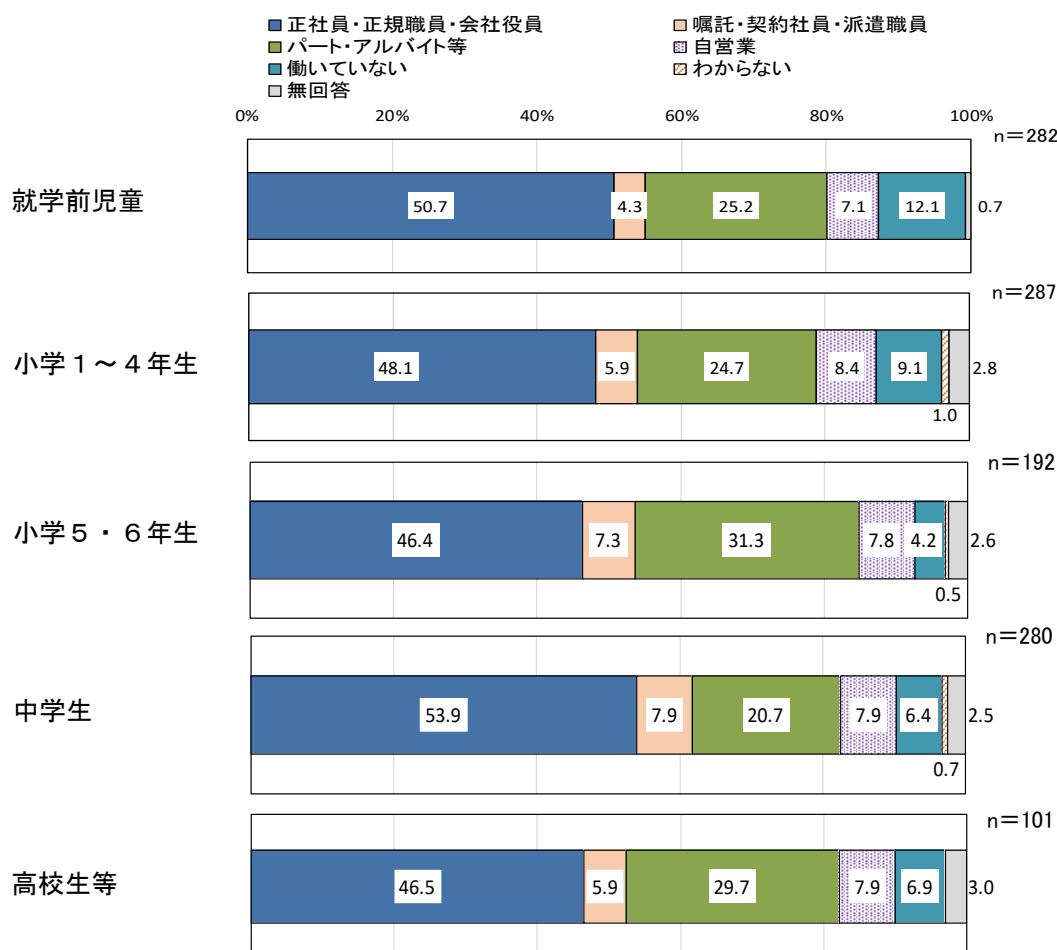
母親の就労状況をみると、「正社員・正規職員・会社役員」は就学前児童では 50.7%、小学 1～4 年生では 48.1%、小学 5・6 年生では 46.4%と、こどもの年齢があがるにしたがって少なくなっています。

「正社員・正規職員・会社役員」と「パート・アルバイト等」と「嘱託・契約社員・派遣職員」と「自営業」を合わせた就労率は、就学前児童では 87.3%、小学 1～4 年生では 87.1%となっており、前回調査（就学前児童：71.8%、小学 1～4 年生：86.2%）と比較すると、就学前児童では上昇傾向、小学生では横ばいとなっています。

父親の就労状況をみると、母親と比べてこどもの成長段階に応じた働き方の転換の影響は大きくないことがうかがえます。

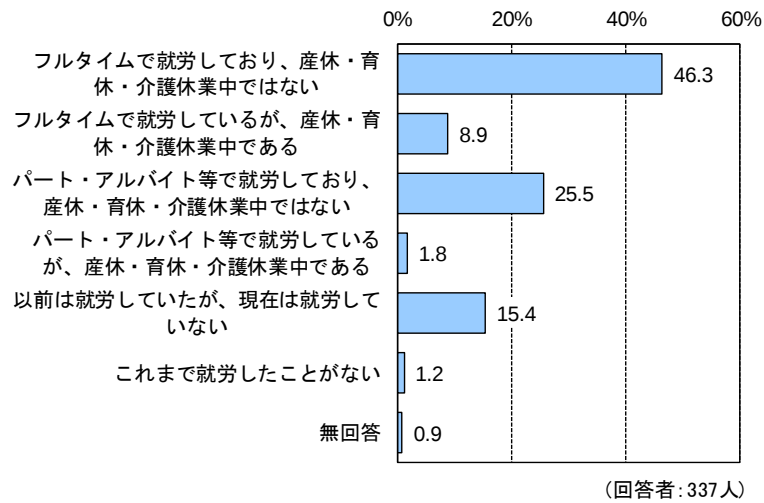
※今回調査と前回調査とは選択肢が異なるため、就労率は参考比較

■母親の就労状況

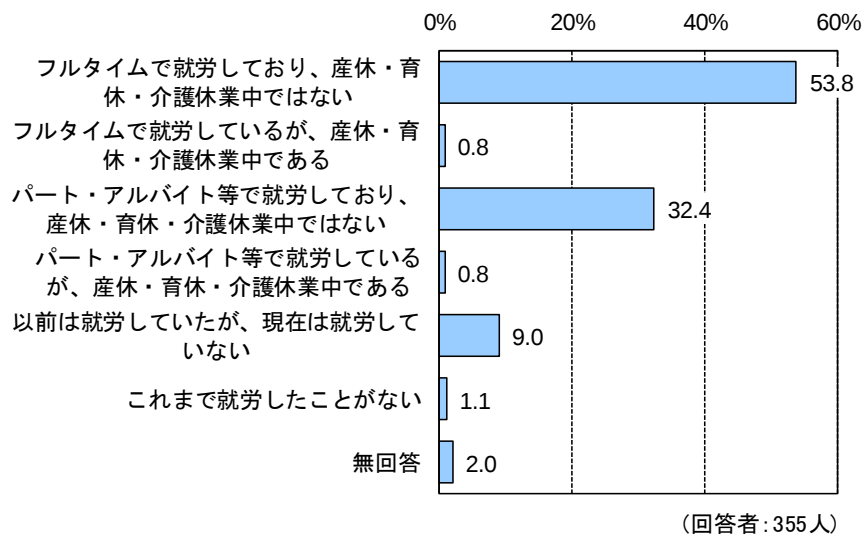


■母親の就労状況（前回調査）

【就学前児童】



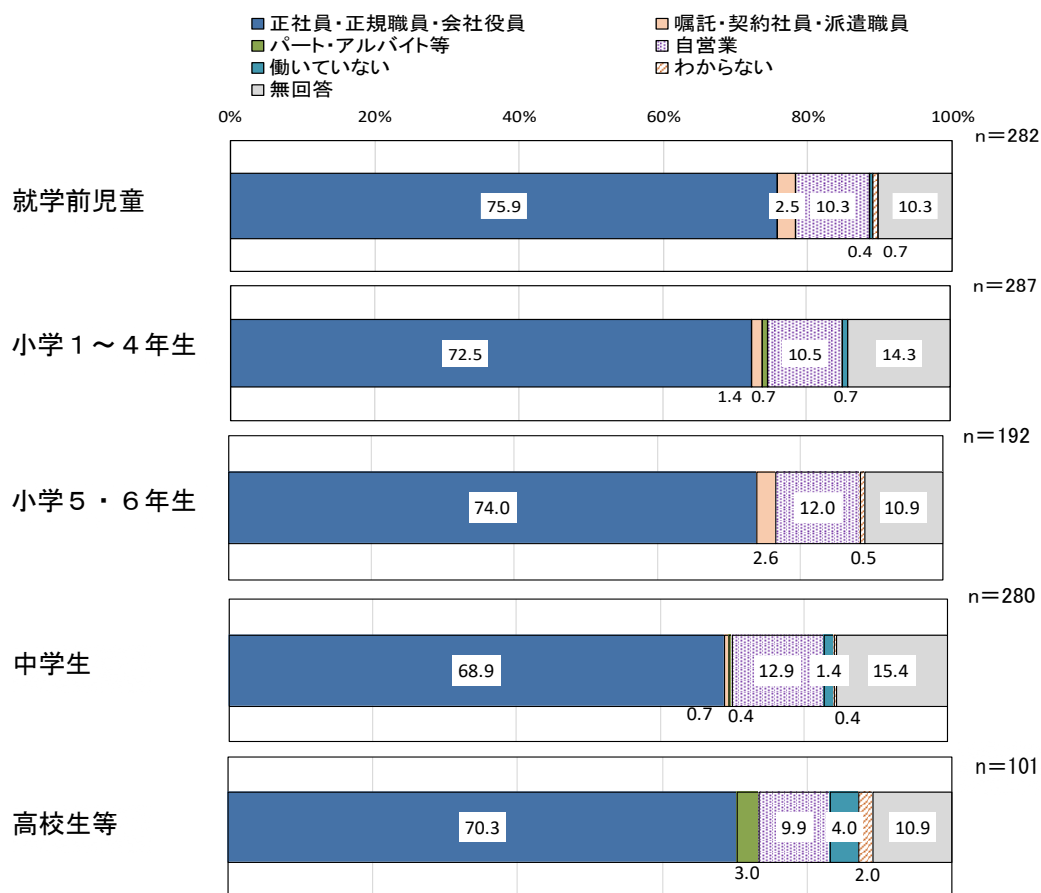
【小学生】



※「前回調査」とは…

令和元年度に実施した「石川町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」のこと。対象は就学前児童の保護者と小学1～4年生の保護者。以降、前回調査と表記する。

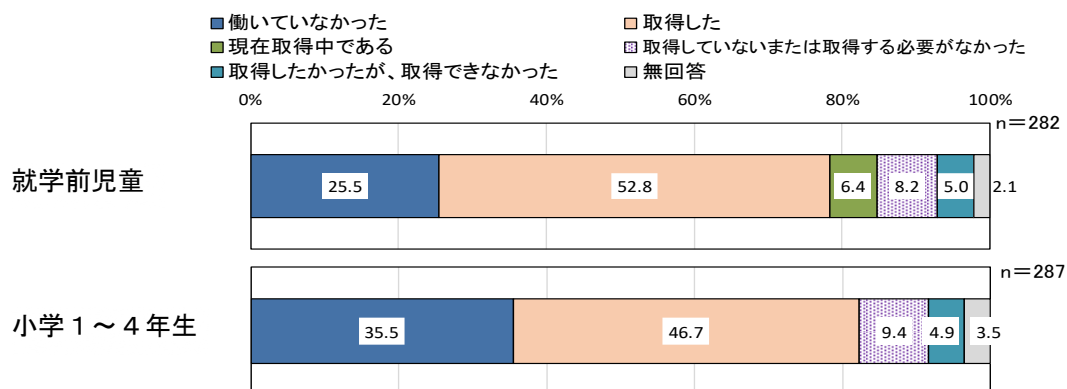
■父親の就労状況



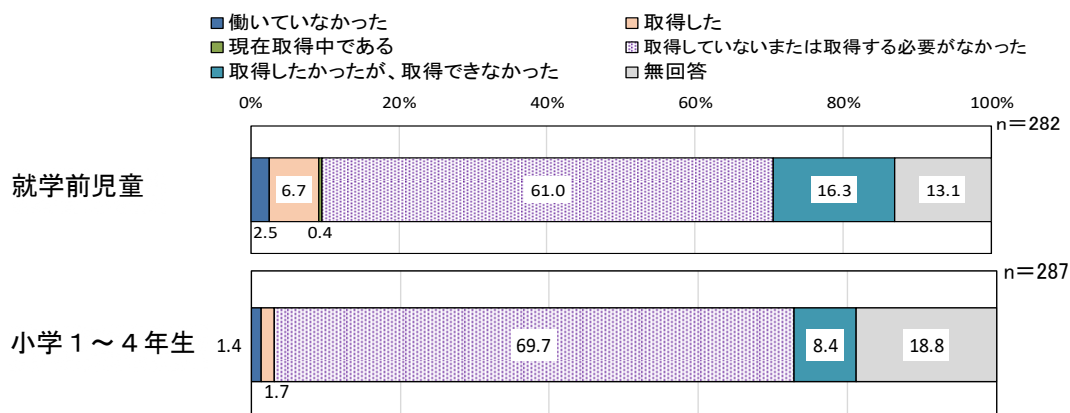
(2) 育児休業の取得状況について

育児休業の取得状況をみると、「取得した」は、母親は、就学前児童では 52.8%、小学1～4年生では 46.7%、父親は、就学前児童では 6.7%、小学1～4年生では 1.7%と、就学前児童の保護者の取得率が上回っています。

■母親の育児休業の取得状況



■父親の育児休業の取得状況

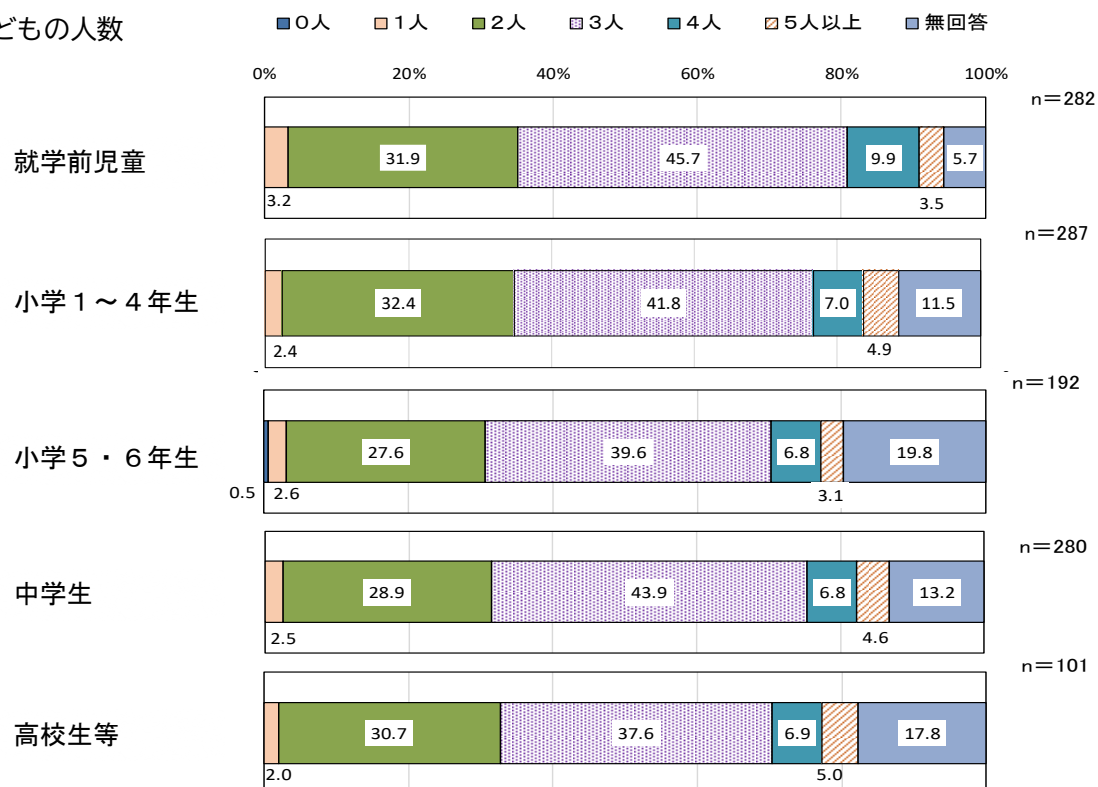


(3) 理想と予定のこどもの人数について

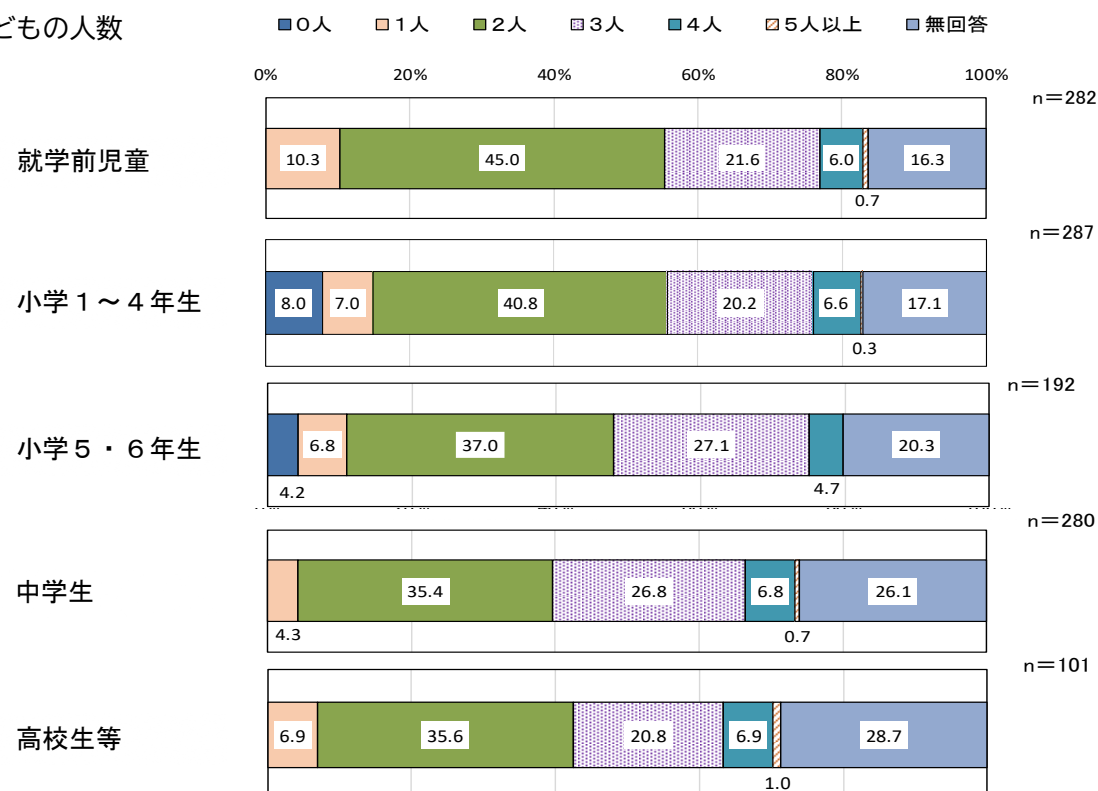
理想のこどもの人数をみると、いずれも「3人」が最も多く、就学前児童では45.7%、中学生では43.9%、小学1～4年生では41.8%となっています。

予定のこどもの人数をみると、いずれも「2人」が最も多く、就学前児童では45.0%、小学1～4年生では40.8%となっています。

■理想のこどもの人数



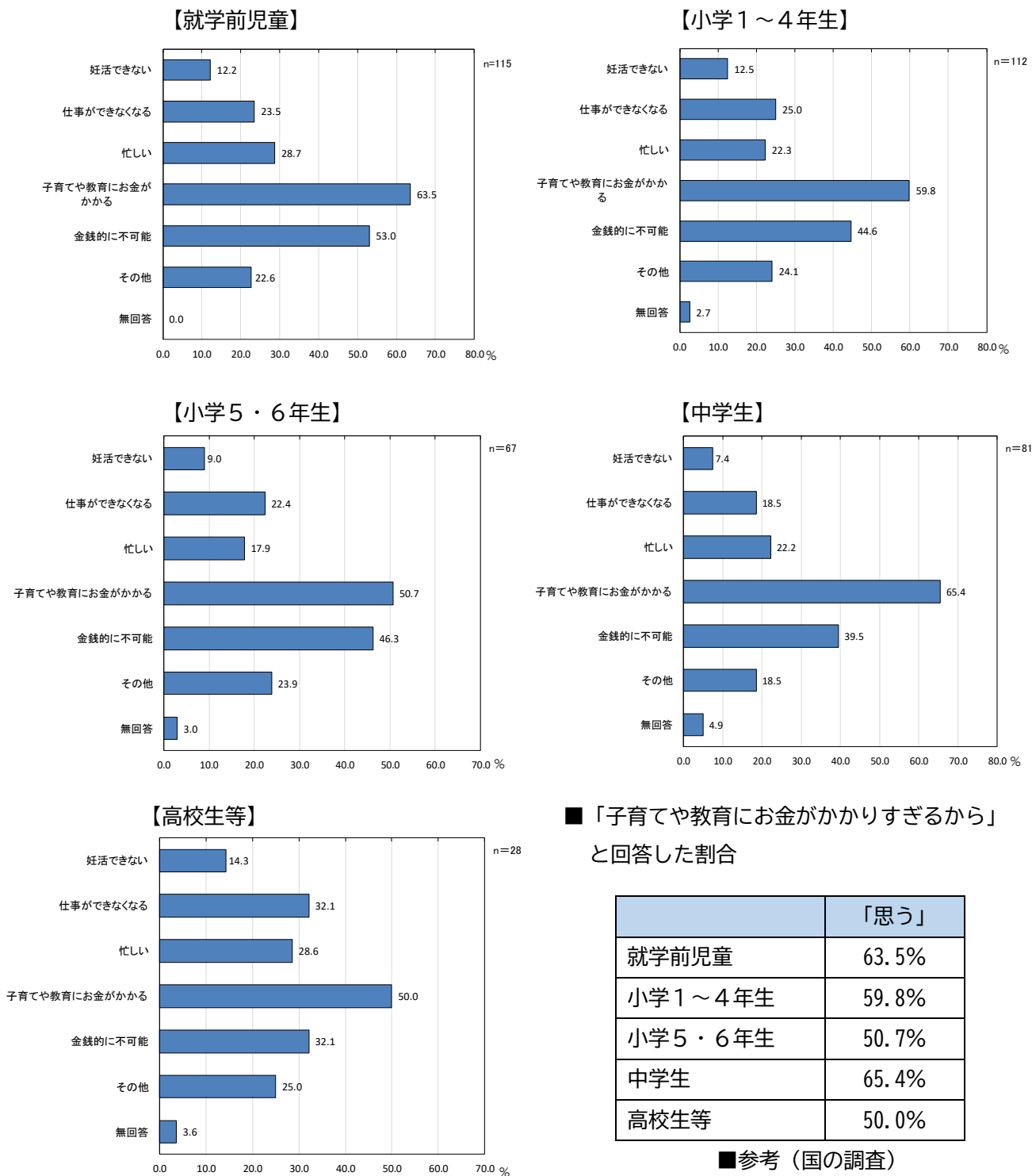
■予定のこどもの人数



（４）理想と予定のこどもの人数が異なる理由について

理想と予定のこどもの人数が異なる理由をみると、いずれも「子育てや教育にお金がかかるから」との回答が最も多く、中学生では 65.4%、就学前児童では 63.5%、小学１～４年生では 59.8% となっています。国の調査とも同傾向となっています。

■理想と予定のこどもの人数が異なる理由

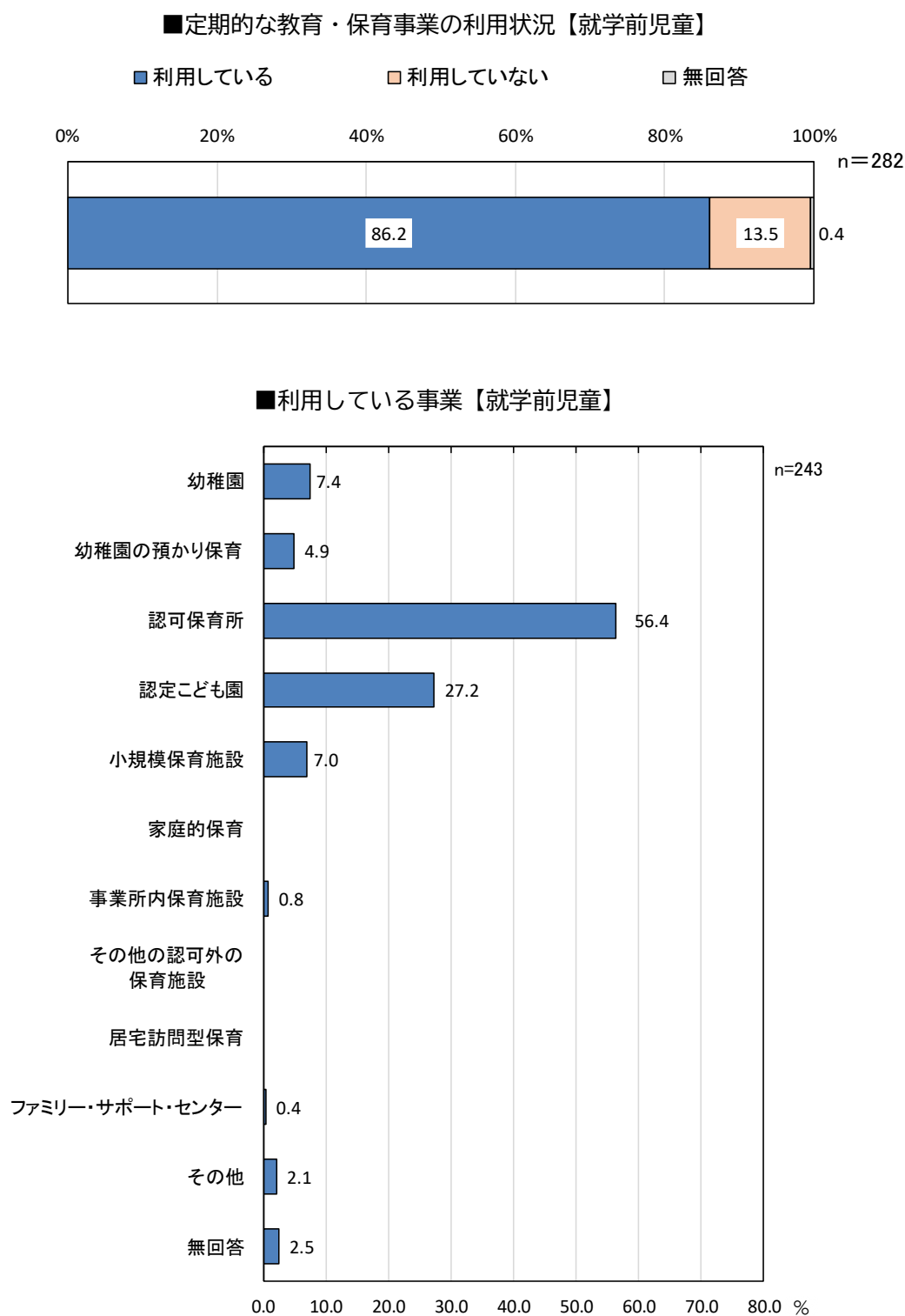


出典：国立社会保障・人口問題研究所
「出生動向基本調査」2021 年より

2-3 こどもの子育て環境について

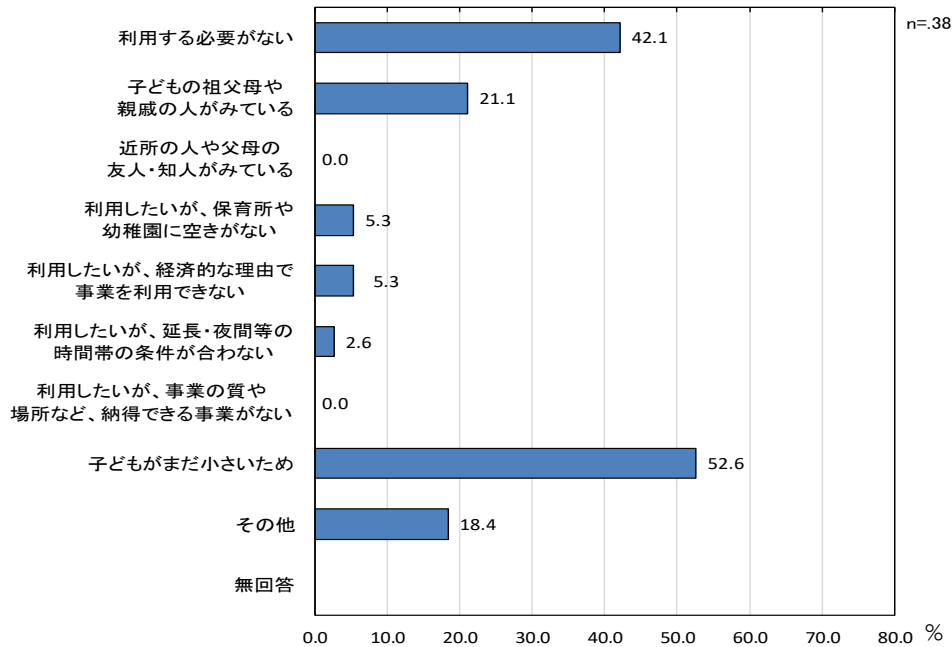
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況（平日）について

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が86.2%であり、利用している事業は「認可保育所」が56.4%と最も多く、以下「認定こども園」(27.2%)となっています。



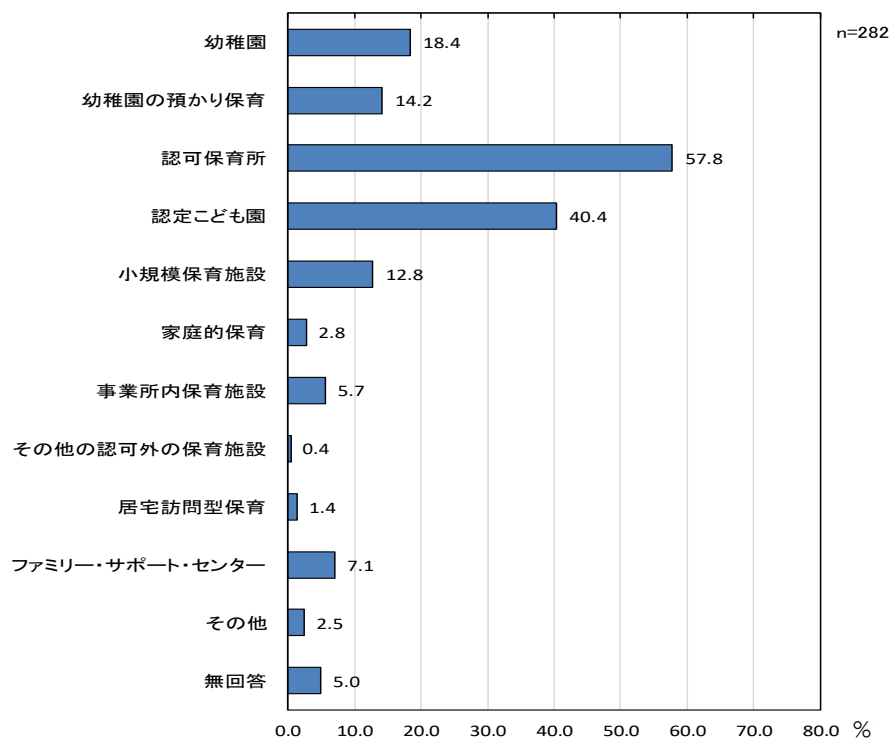
教育・保育事業を利用していない理由をみると、「子どもがまだ小さいため」が52.6%と最も多く、以下「利用する必要がない」(42.1%)となっています。

■教育・保育事業を利用していない理由【就学前児童】



定期的にご利用したいと考える事業をみると、「認可保育所」(57.8%)、「認定こども園」(40.4%)が多くなっています。

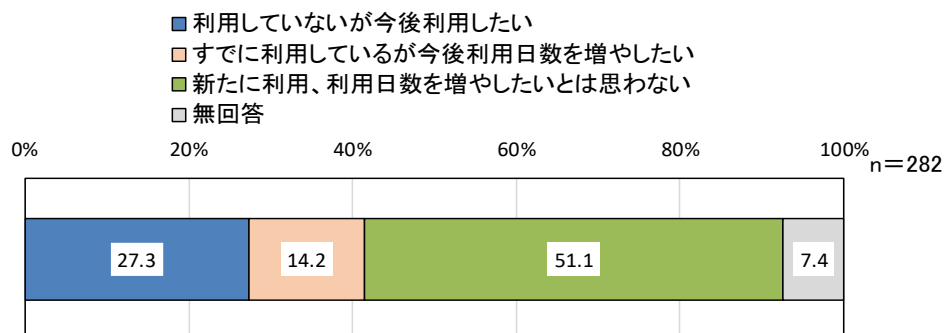
■定期的にご利用したいと考える事業【就学前児童】



（2）地域の子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望について

地域の子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望をみると、「利用していないが今後利用したい」（27.3%）、「すでに利用しているが今後利用日数を増やしたい」（14.2%）の利用希望率は41.5%となっています。

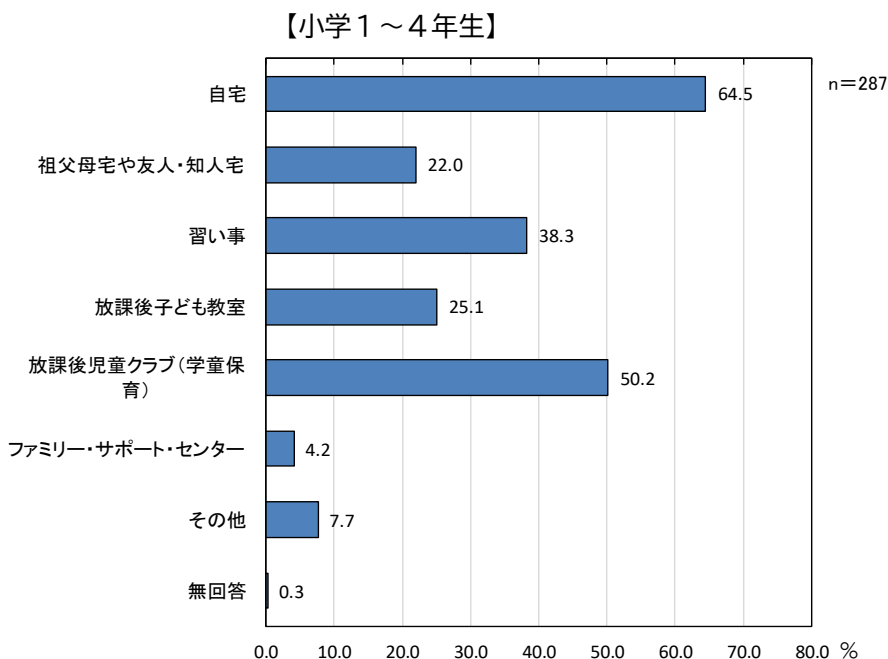
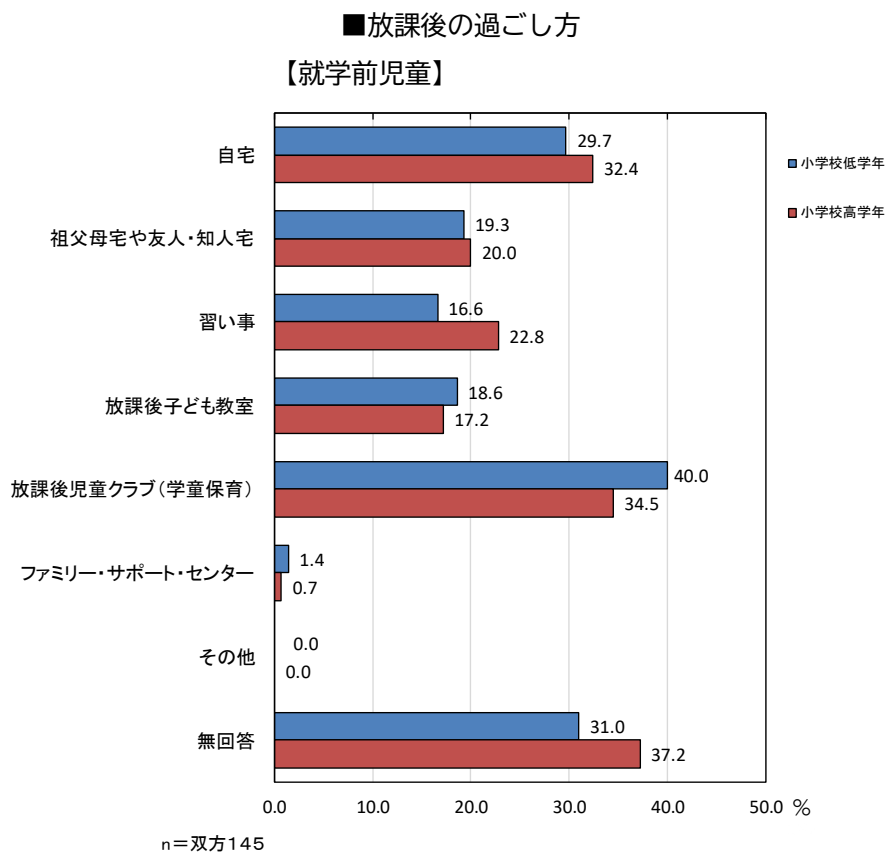
■地域の子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望【就学前児童】



(3) 放課後の過ごし方について

就学前児童の保護者が考える放課後の過ごし方をみると、小学校低学年のうちは「放課後児童クラブ（学童保育）」（40.0%）、「自宅」（29.7%）の順となっています。小学校高学年になると「放課後児童クラブ（学童保育）」（34.5%）、「自宅」（32.4%）に加え、「習い事」（22.8%）が増えています。

小学1～4年生の保護者による実際の放課後の過ごし方をみると、「自宅」（64.5%）が最も多く、以下「放課後児童クラブ（学童保育）」（50.2%）、「習い事」（38.3%）が増えています。

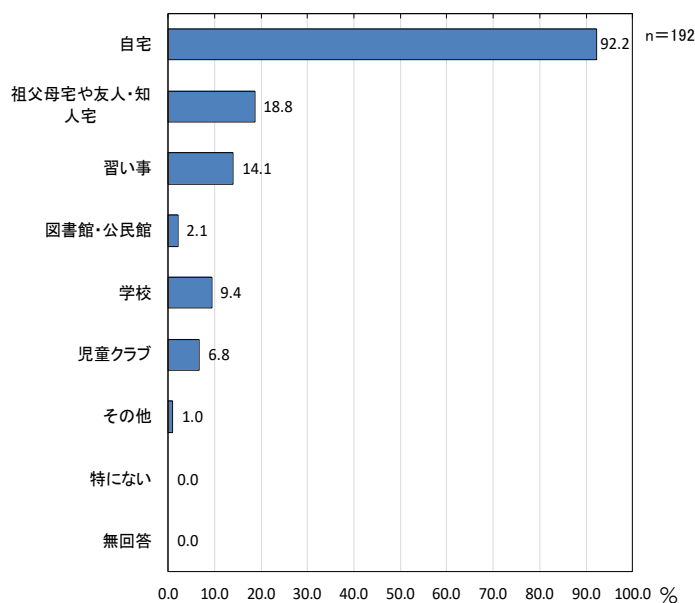


(4) 放課後過ごす場所について

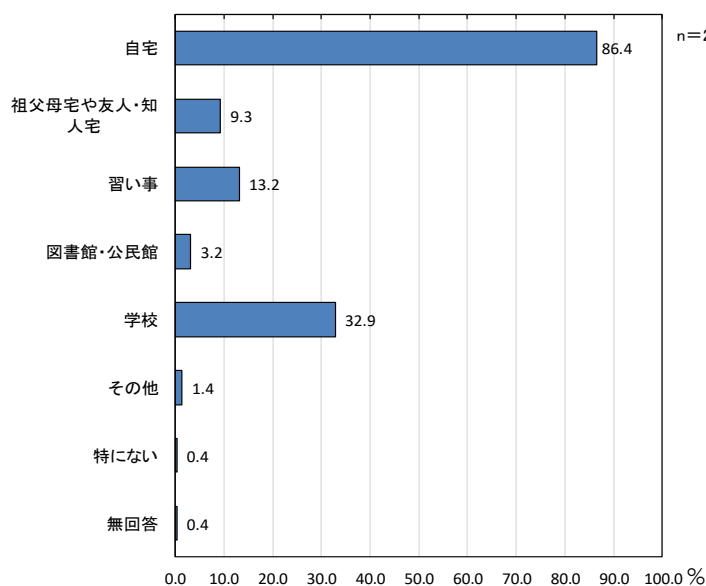
放課後過ごす場所をみると、いずれも「自宅」が最も多くなっています。小学5・6年生では、以下「祖父母宅や友人・知人宅」(18.8%)、中学生、高校生等では、以下「学校」(中学生：32.9%、高校生等：43.6%)が多くなっています。

■放課後過ごす場所

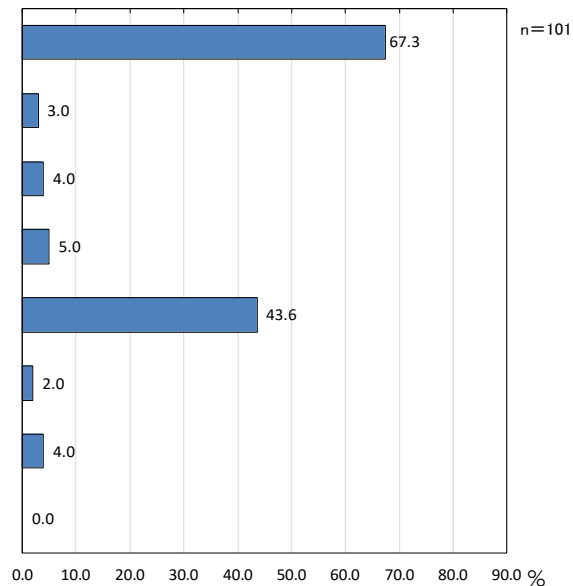
【小学5・6年生】



【中学生】



【高校生等】

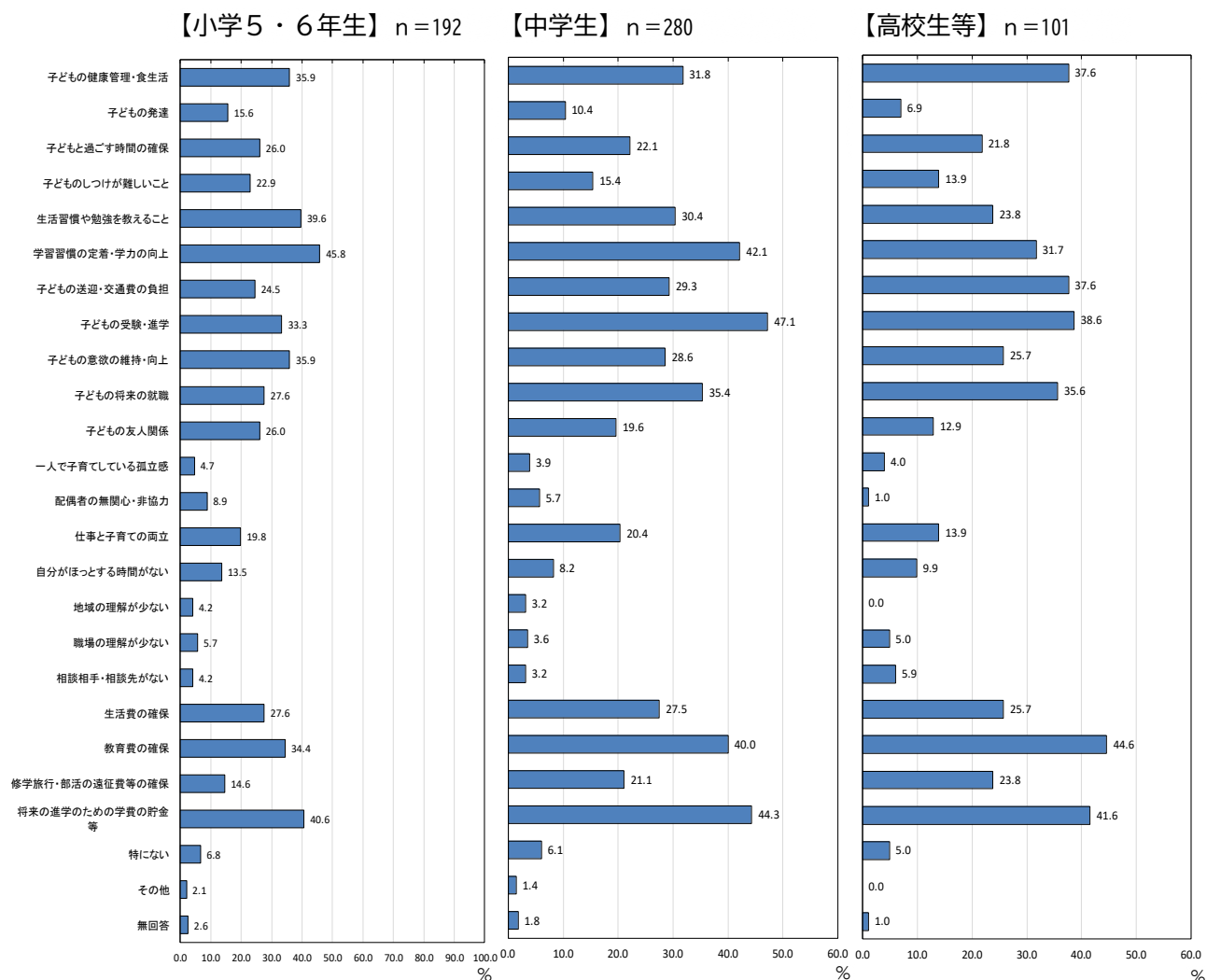


(5) 子育てをする上で、大変だと感じていること、悩んでいること

保護者が子育てをする上で、大変だと感じていること、悩んでいることをみると、上位3位に共通して入っているのは、「将来の進学のための学費の貯金等」（小学5・6年生：40.6%、中学生：44.3%、高校生等：41.6%）となっており、「教育費の確保」は年齢があがるにしたがって多くなっています。

小学5・6年生では「学習習慣の定着・学力の向上」、「生活習慣や勉強を教えること」、「子どもの意欲・維持向上」などの育成面について、中学生以上になると「子どもの受験・進学」、「教育費の確保」といった進学とその費用の不安が高まっています。

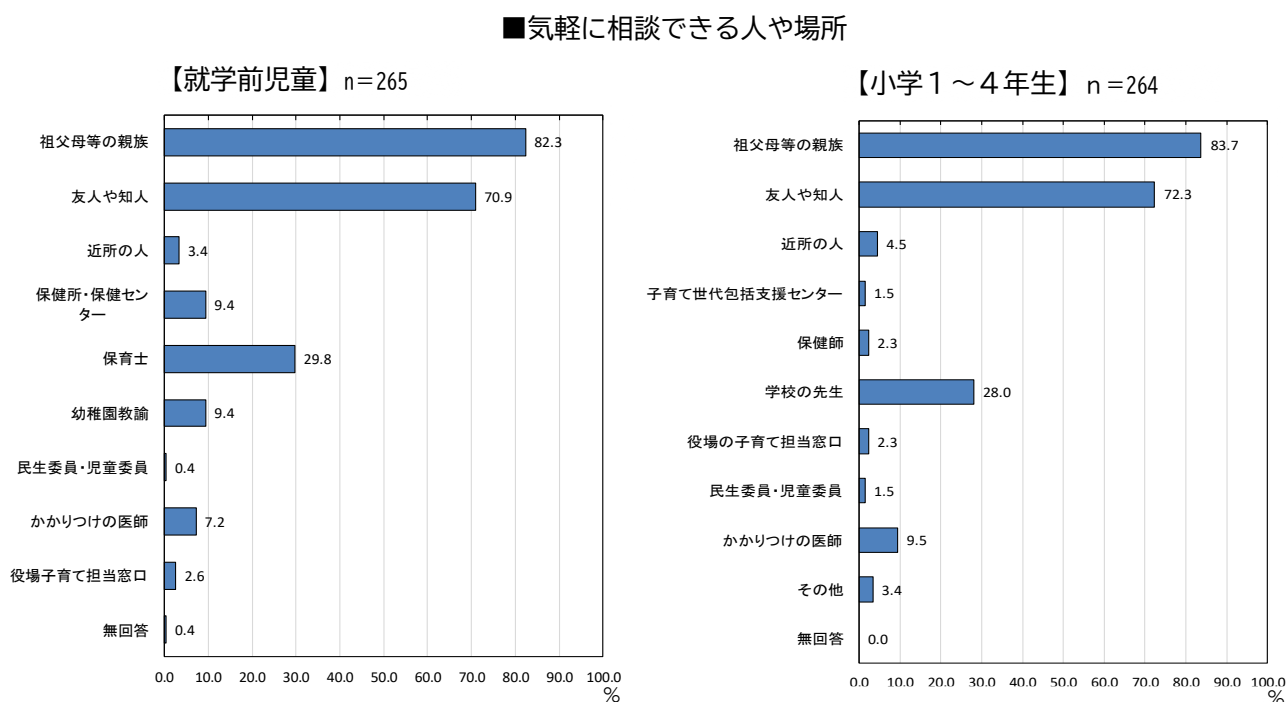
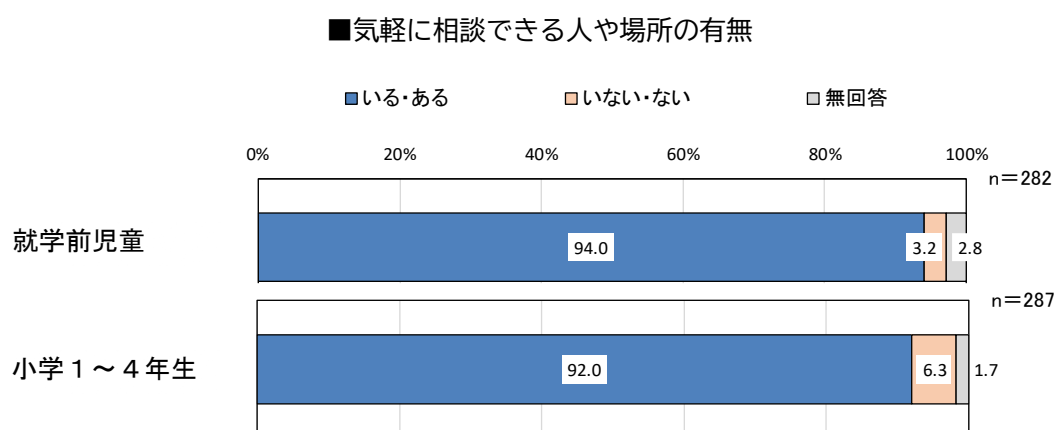
■子育てをする上で、大変だと感じていること、悩んでいること



（６）気軽に相談できる人や場所の有無について

気軽に相談できる人や場所の有無をみると、いずれも「いる・ある」が9割以上となっています。一方、「いない・ない」は、小学1～4年生では6.3%、就学前児童では3.2%となっています。

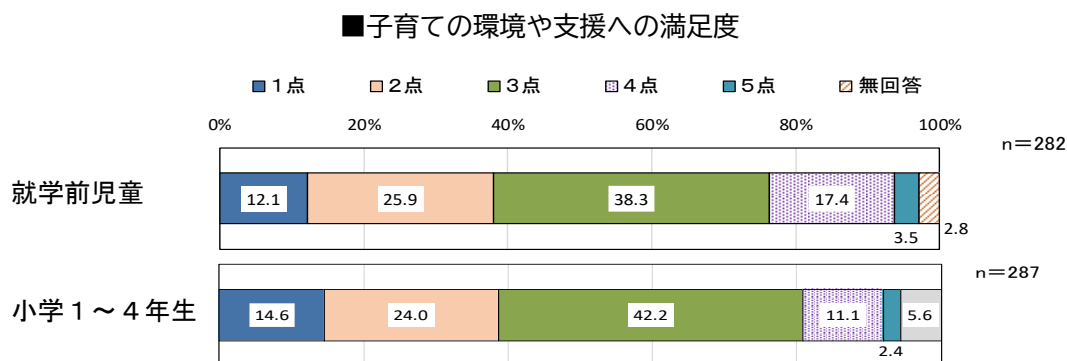
気軽に相談できる人や場所をみると、いずれも「祖父母等の親族」（就学前児童：82.3%、小学1～4年生：83.7%）が最も多く、以下「友人や知人」（就学前児童：70.9%、小学1～4年生：72.3%）となっています。就学前児童では「保育士」（29.8%）、小学1～4年生では「学校の先生」（28.0%）も上位に入っています。



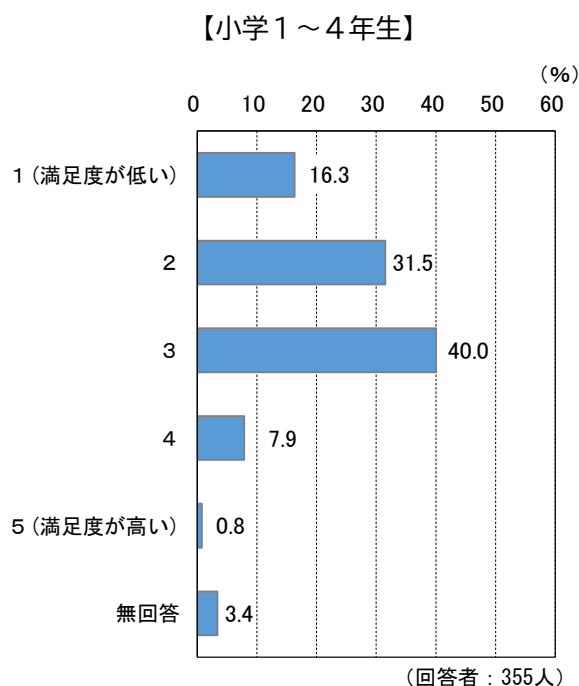
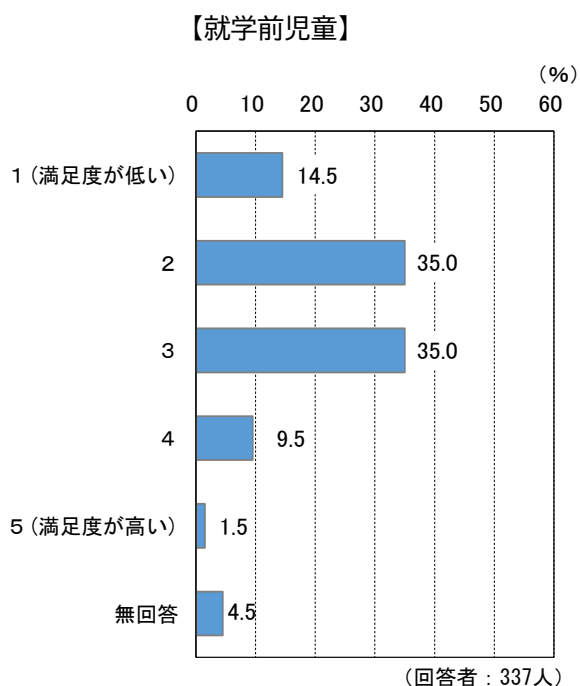
(7) 子育ての環境や支援への満足度について

子育ての環境や支援への満足度をみると、いずれも「3点」(就学前児童：38.3%、小学1～4年生：42.2%)が最も多くなっています。

「1点」と「2点」を合わせたマイナスの評価を前回調査と比べると、就学前児童は前回の49.5%から今回は38.0%と11.5ポイント、小学1～4年生は前回の47.8%から今回は38.6%と9.2ポイント、ともに改善の評価となっています。



■子育ての環境や支援への満足度（前回調査）

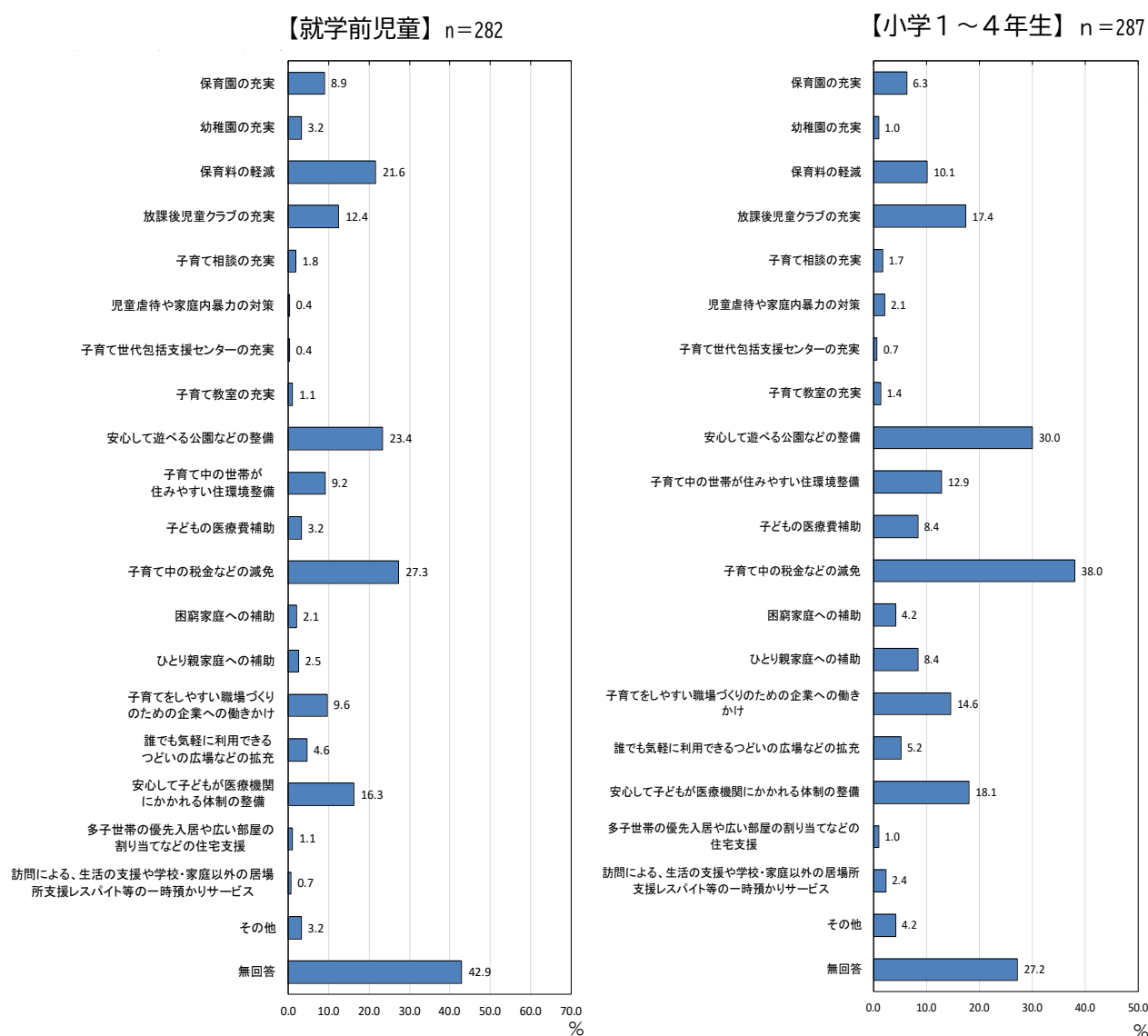


(8) 子育て支援に力を入れるべきことについて

子育て支援に力を入れるべきことをみると、いずれも「子育て中の税金などの減免」(就学前児童：27.3%、小学1～4年生：38.0%)が最も多く、以下「安心して遊べる公園などの整備」(就学前児童：23.4%、小学1～4年生：30.0%)となっています。

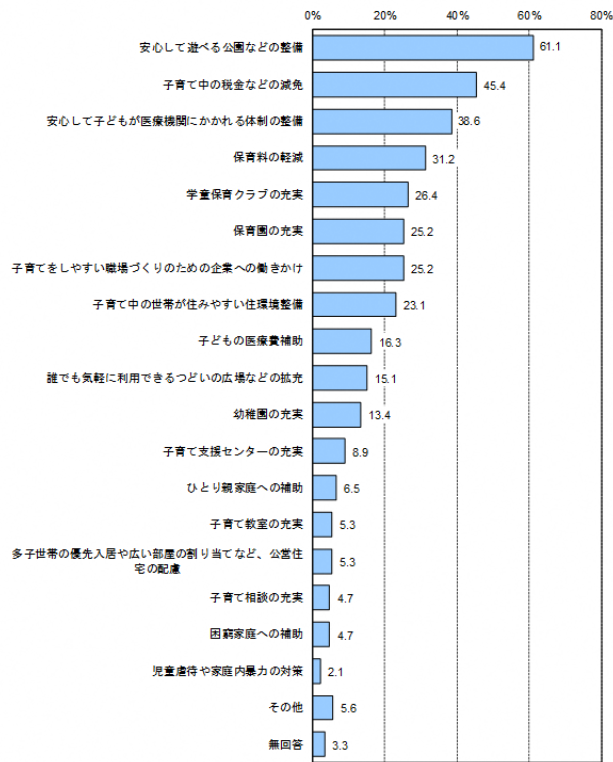
前回調査と比べると、いずれも上位2位は同じで「安心して遊べる公園などの整備」(就学前児童前回：61.1%、小学1～4年生前回：59.4%)、「子育て中の税金などの減免」(就学前児童前回：45.4%、小学1～4年生前回：48.5%)ですが、全体に今回の回答比率は下がっています。

■子育て支援に力を入れるべきこと



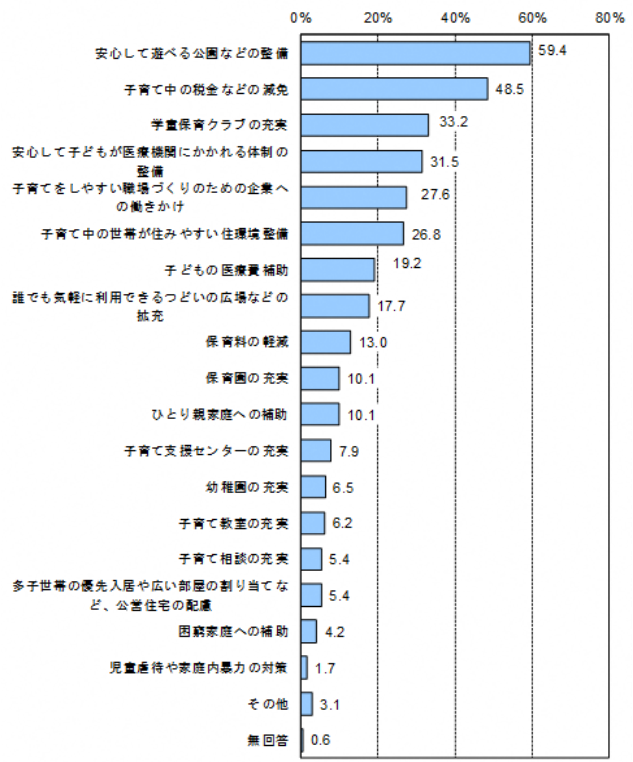
■子育て支援に力を入れるべきこと（前回調査）

【就学前児童】



(回答者：337人)

【小学1～4年生】

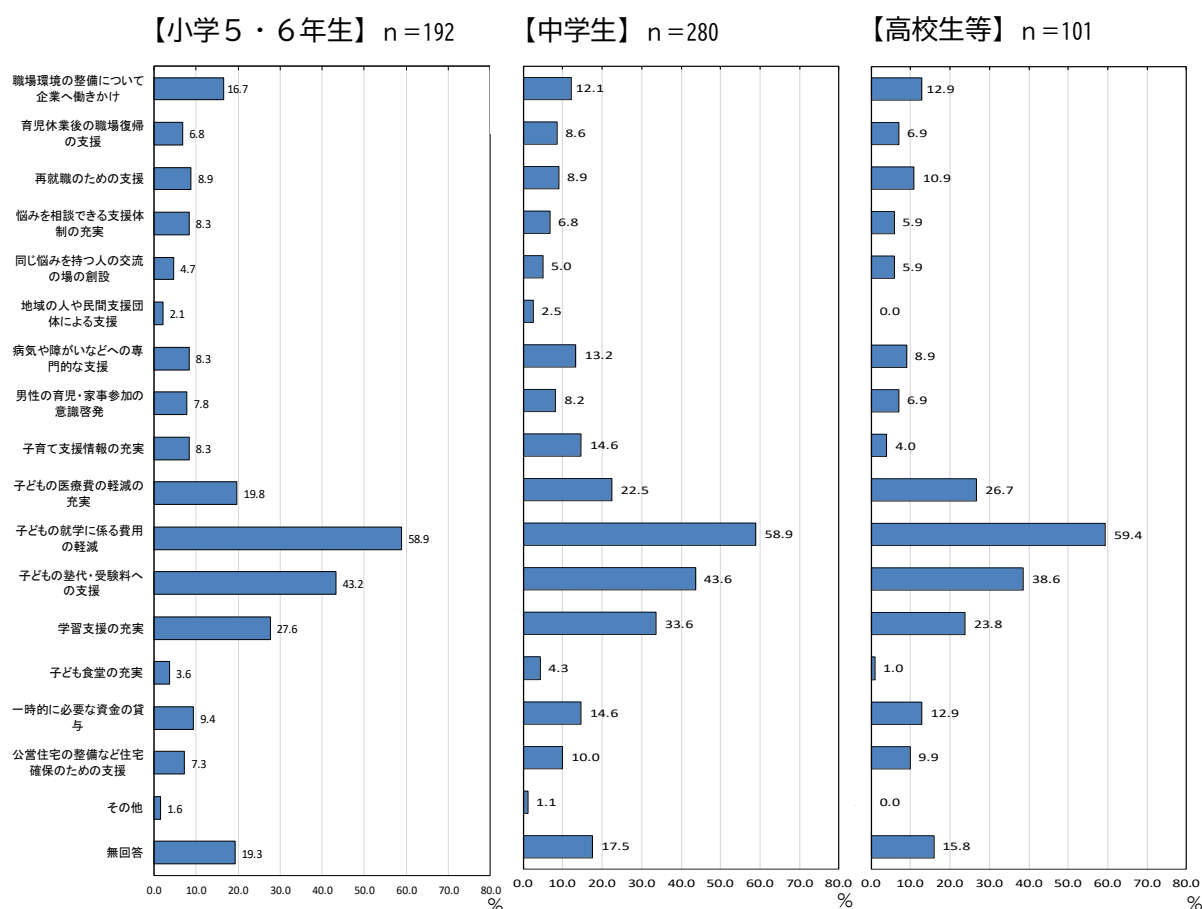


(回答者：355人)

(9) 充実を希望する子育て支援サービス

充実を希望する子育て支援サービスをみると、いずれも順位は異なりますが上位4項目は同様に、「子どもの就学に係る費用の軽減」(小学5・6年生：58.9%、中学生：58.9%、高校生等：59.4%)が最も多く、以下「子どもの塾代・受験料への支援」(小学5・6年生：43.2%、中学生：43.6%、高校生等：38.6%)、「学習支援の充実」(小学5・6年生：27.6%、中学生：33.6%、高校生等：23.8%)、「子ども医療費の軽減の充実」(小学5・6年生：19.8%、中学生：22.5%、高校生等：26.7%)と、経済的支援が上位となっています。

■ 充実を希望する子育て支援サービス



2-4 生活の苦しさについて

(1) 過去1年間に経済的な理由で未払いになったことの有無

過去1年間に経済的な理由で未払いになったことの有無をみると、未払いが最も多いのが「水道料金」(就学前児童：5.7%、小学1～4年生：3.1%、小学5・6年生：4.7%)となっており、中学生では「電気料金」(6.1%)、高校生等では「ガス料金」(5.0%)が最も多くなっています。

国の調査と比べると、「電気料金」は中学生で、「水道料金」は就学前児童で国を上回っています。

■過去1年間に経済的な理由で未払いになったことの有無

	電気料金	ガス料金	水道料金
就学前児童	3.9%	4.6%	5.7%
小学1～4年生	2.1%	2.4%	3.1%
小学5・6年生	3.1%	2.6%	4.7%
中学生	6.1%	3.6%	4.3%
高校生等	3.0%	5.0%	3.0%

■参考(国の調査)

	電気料金	ガス料金	水道料金
国	5.3%	6.2%	5.3%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査(特別集計)」2017年より

(2) 過去1年間に経済的な理由で食料が買えなかったことの有無

過去1年間に経済的な理由で食料が買えなかったことの有無をみると、「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」を合わせた「あった」が多いのは、小学1～4年生では19.8%、中学生では18.9%、高校生等では16.9%、就学前児童では16.3%、小学5・6年生では16.2%となっています。

国の調査と比べると、小学1～4年生、中学生は国を上回っています。

■過去1年間に経済的な理由で食料が買えなかったことの有無

	「あった」
就学前児童	16.3%
小学1～4年生	19.8%
小学5・6年生	16.2%
中学生	18.9%
高校生等	16.9%

■参考（国の調査）

	食料が買えない経験
国	16.9%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」2017年より

(3) 過去1年間に経済的な理由で衣服が買えなかったことの有無

過去1年間に経済的な理由で衣料が買えなかったことの有無をみると、「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」を合わせた「あった」が多いのは、小学1～4年生では20.6%、高校生等では18.9%、就学前児童では18.8%、中学生では18.1%、小学5・6年生では17.7%となっています。

国の調査と比べると、小学1～4年生が近似ですが、国を上回ってはいません。

■過去1年間に経済的な理由で衣服が買えなかったことの有無

	「あった」
就学前児童	18.8%
小学1～4年生	20.6%
小学5・6年生	17.7%
中学生	18.1%
高校生等	18.9%

■参考（国の調査）

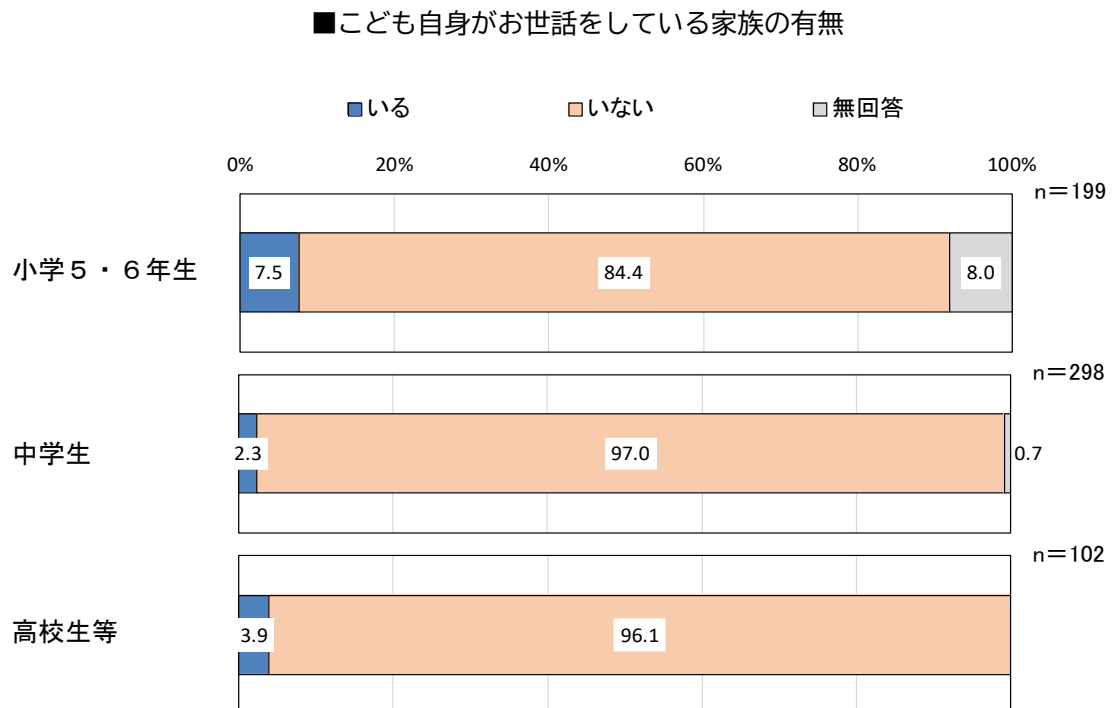
	衣服が買えない経験
国	20.9%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」2017年より

2-5 ヤングケアラーについて

(1) ヤングケアラーの可能性について

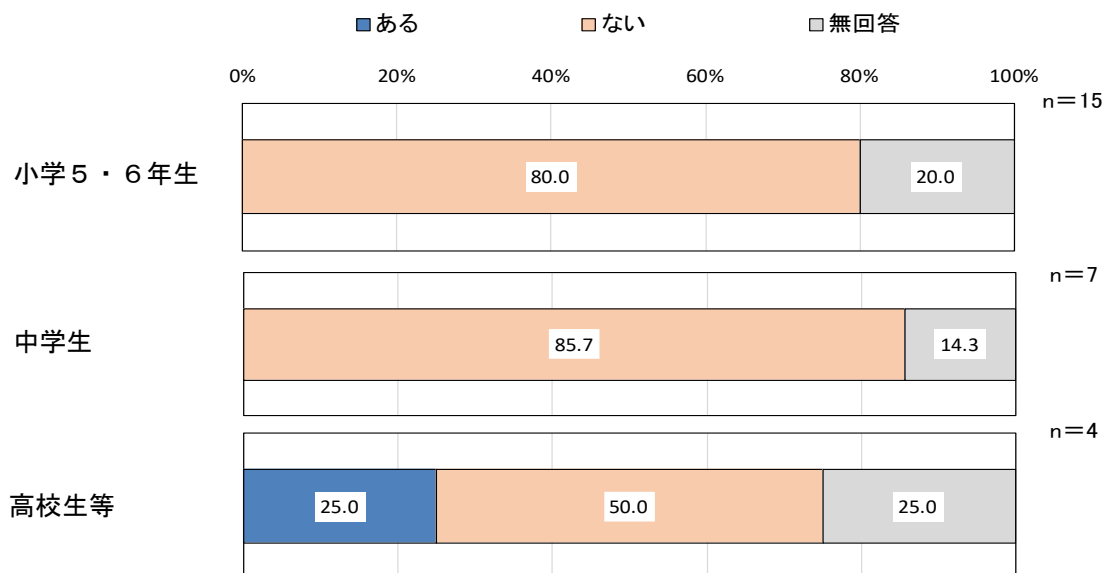
こども自身がお世話をしている家族の有無（ヤングケアラーの可能性）をみると、「いる」が多いのは小学5・6年生では7.5%、高校生等では3.9%、中学生では2.3%となっています。



(2) お世話をしている家族のことや、お世話の悩みを誰かに相談したことの有無について

こども自身がお世話をしている家族のことや、お世話の悩みを誰かに相談したことの有無をみると、「ある」との回答は高校生等のみであり、回答があった4人中1人の25.0%となっています。

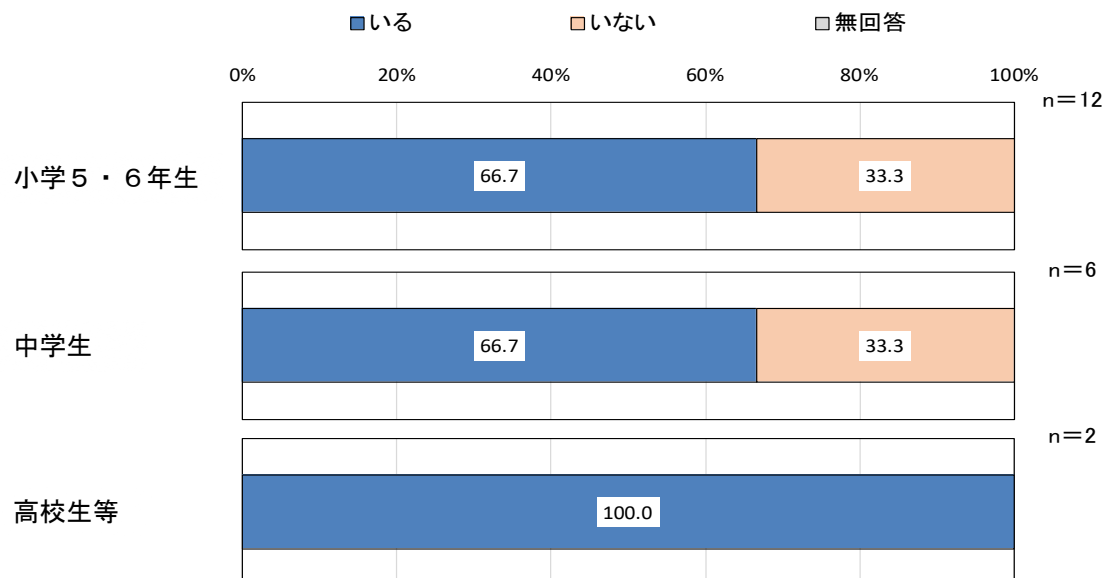
■こども自身がお世話をしている家族のことや、お世話の悩みを誰かに相談したことの有無



(3) お世話の悩みを誰かに相談したことがないこどもの悩みを聞いてくれる人の有無について

お世話をしていることを誰かに相談したことがないこどもの悩みを聞いてくれる人の有無をみると、いずれも「いる」が最も多くなっていますが、小学5・6年生、中学生ではともに「いない」が33.3%となっています。

■お世話をしていることを誰かに相談したことがないこどもの悩みを聞いてくれる人の有無



（４）お世話をしていることで自分の時間が取れない経験について

お世話をしていることで、こどもが自分の時間が取れない経験は、小学５・６年生では 6.7%、中学生では 0.0%、高校生等では 25.0%となっています。

■お世話をしていることで自分の時間が取れない経験

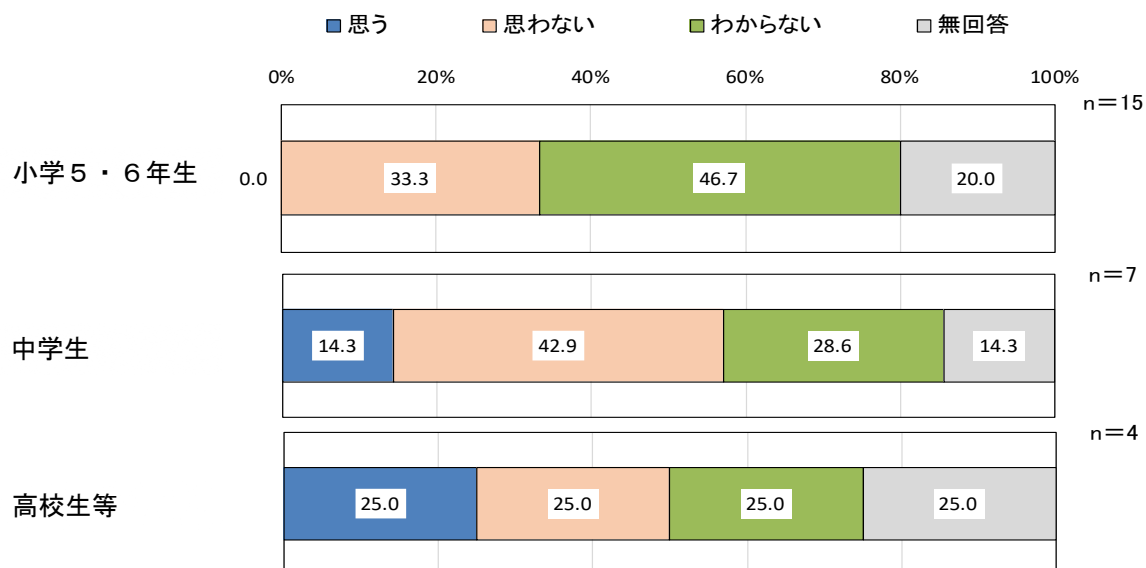
	「ある」
小学５・６年生	6.7%
中学生	0.0%
高校生等	25.0%

（５）こども自身がヤングケアラーであることの自覚について

こども自身がヤングケアラーであることの自覚をみると、「思う」は小学５・６年生では皆無、中学生では 14.3%（７人中１人）、高校生等では 25.0%（４人中１人）となっています。

なお、基数が少ないため、国の調査は参考として掲載します。

■こども自身がヤングケアラーであることの自覚



■参考（国の調査）

	「思う」
中学２年生	1.8%
全日制高校２年生	2.3%

出典：厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」2021 年度より

第2節 第2期石川町子ども・子育てプランの実績・評価

「第2期石川町子ども・子育て支援事業計画」では、人口減少、少子高齢化による核家族化の進行、就労の多様化、地域のつながりの希薄化等によって、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、こどもが健やかに育ち、安心してこどもを育てられるよう、様々な施策に取り組んできました。新たな取り組みとしては、子育て中の親子等が地域の中で孤立することなく子育てができることを目的とした「地域子育て支援拠点事業」を実施し、モトガッコにおける交流の場「赤ちゃん広場・屋内遊び場」を展開してきました。また、多様なニーズに対応するため、子育て中の保護者を会員としたファミリー・サポート・センター事業に取り組み、相互援助活動による一時預かりや送迎等に対応してきました。経済的な支援としては、在宅育児支援金や住宅取得支援補助金の支給、新生児誕生祝金の拡充、さらに出産・子育て応援給付金による伴走支援などを展開し負担軽減を図ってきました。

子育て世代包括支援センターにおいては、妊娠・出産から切れ目ない子育て支援を提供するため専門職による相談業務の強化を図りました。

現在、本町では若者・子育て世代の転出超過が続いており、出生率の減少に歯止めが利かない状況になっています。今後は、これまでの実績評価を踏まえ、「本計画」を策定し、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、本町の実情に即したこども施策を推進し、こどもや若者の権利を保障し、健やかな育ちを社会全体で支え合う環境をつくることを目指します。

第3節 石川町の子ども・子育てに関わる主な課題

本町の子ども・子育てに関わる課題を以下のとおりに整理しました。

【こども・若者の意見表明の機会の提供】

子どもと子育て家庭の生活状況調査（以下、生活状況調査）でわかったことは、生活の満足度については、小学5・6年生では約8割、中学生と高校生等では7割近く、自分の将来を楽しみに思う人は、高校生等では約7割、中学生、小学5・6年生でも6割以上、将来の夢ややりたい職業がある人は、高校生等では7割を超え、小学5・6年生と中学生では6割以上、自己肯定感、高校生等では約6割、小学5・6年生と中学生では約5割と県を上回る結果となり、本町ではポジティブなこどもが多いことがうかがえます。

こどもまんなか社会に向け、こどもとともに施策を進めていくため、今回の生活状況調査結果を活用し、こどもの幸福度やそれに関連する自己肯定感、自身の暮らしている地域や自身を取り巻く環境等に対する評価等を調査し、こどもの意見をもとに本計画のPDCAサイクルを形成して進行管理を進める必要があります。

【こどもの居場所づくりの充実】

生活状況調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方の希望は、低学年のうちは放課後児童クラブや自宅での希望が高く、高学年になると、放課後児童クラブ、自宅に加えて、習い事の希望も高くなっています。

小学5・6年生が実際に放課後過ごしている場所は9割以上が自宅と回答し、祖父母や友人・知人宅、習い事、図書館・公民館などは1～2割程度にとどまっています。中学生や高校生になると、学校との回答も多くなっています。

就学前児童や小学1～4年生の保護者では、こどもが安心して遊べる公園等の整備を求める回答があげられています。

また、安心できる居場所があるこどもの割合は、本町では約8～9割と県を上回っています。

こどもたちが安心して過ごせる居場所は、ライフステージに応じた多様な形態が求められることから、地域資源や地域の人材を活用した居心地のよい場の充実が重要となっています。

【相談支援の充実】

生活状況調査では、家族や学校以外で何でも相談できる場所を利用したことがあると回答した人は、小学5・6年生が5.5%、中学生が4.7%、高校生が6.9%といずれも1割未満にとどまっていますが、今後利用を希望する人はいずれも6割以上と多く、特に中学生では79.2%が希望しています。

家族や友人など身近な人に悩みを打ち明けられず、一人で悩みを抱え込まないよう、誰でも気軽に相談できる相談窓口の充実が重要となっています。

こども達が相談しやすいよう、電話やメール、SNS等様々な相談方法を工夫していくとともに、不安や悩みを周囲に相談することの大切さを伝えていくことが求められています。

【子育て支援サービスの充実】

生活状況調査では、平日の定期的な教育・保育を利用している人は86.2%となっており、そのうち、認可保育所が56.4%、認定こども園が27.2%となっています。今後の利用意向についても、認可保育所が57.8%と多く、次に認定こども園が40.4%と続き、それ以外の事業は2割未満にとどまっています。また、地域子育て支援拠点事業の利用希望では、利用していないが今後利用したい人と利用日数を増やしたい人を合わせると41.5%の人が今後の利用を希望しています。

今後も多様なニーズに合わせた保育サービスの充実が求められています。

【経済的支援の充実】

本町では、ひとり親家庭や障がいのあるこどもがいる家庭をはじめ、子育て家庭の経済的負担軽減のため、児童扶養手当や子ども医療費の助成等を行っています。

生活状況調査では、子育てをする上で大変なこと・悩んでいることとして、生活費や教育費の確保、進学のための貯金などをあげており、こどもが成長するにつれて、送迎・交通費の負担や教育費、部活の遠征費用など、経済的負担が多くなる傾向がみられます。

また、子育て支援に力を入れるべきこととしては、就学前児童の保護者、小学1～4年生の保護者ともに、子育て中の税金などの減免を求める回答が最も多くなっています。

専門学校、短大、大学等に進学を希望する中学生は約5割、高校生は7割以上となっており、こども達がおかれた環境により将来の選択肢を狭めることがないよう、こどもや子育て家庭への支援が必要となっています。

【保護者の就労支援の充実】

生活状況調査では、母親の就労状況をみると、小学5・6年生の保護者と高校生等の保護者ではパート・アルバイトが約3割と、ほかの層に比べて多いことから、こどもの活動範囲が広がるにつれて、部活や塾の送迎などを行っていることがうかがえます。

また、育児休業の取得状況をみると、母親は就学前児童、小学1～4年生のいずれも4～5割程度が取得していますが、父親は就学前児童、小学1～4年生のいずれも1割未満にとどまり、就学前児童では16.3%が育児休業を取得したかったが取得できなかったと回答しています。

核家族世帯やひとり親世帯が増え、働き方も変化しており、子育てをしながら働き続けることができるよう、職場環境や子育て家庭への支援が求められています。

さらに、依然として、男性の育児休業取得が低いことから、企業を含めた育児休業制度を利用しやすい環境づくりを進めていくことが必要となっています。

【幼児教育・保育の質の確保】

保育所、幼稚園、認定こども園は、乳幼児の人間形成の基礎を培う重要な時期に生活の大半を過ごす場所であることから、各施設の幼児教育・保育の確保・向上が求められています。

本町には、町立保育所が2か所、民間小規模保育施設が2か所、民間認定こども園が1か所あり、令和7年4月に町立認定こども園が開園することに伴い、町立保育所2か所は閉鎖されます。

今後は町内4か所の教育・保育施設でサービスを提供することにより、多様なニーズに対応していくことが必要となっています。

また、県と連携して子育て支援員や放課後児童支援員等、従事者に対する研修会への参加を促進し、人材確保、人材育成を行うことが必要となっています。

【地域で子どもを支える環境づくりの充実】

本町では、子ども達を地域全体で見守り、支えていく取り組みとして、各地区防犯協会による防犯パトロールの実施や交通安全教室等を行っています。

今後も、子ども達の安全を確保するため、地域全体で見守り体制を強化するとともに、公園や通学路などの施設点検等を充実することが必要となっています。

さらに、安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、地域全体で子育て家庭を見守り、支え合う環境づくりが求められています。

【こどもの貧困対策の推進】

生活状況調査では、子育て世代の一定数は、国とほぼ同様の出現率で経済的な理由で公共料金の未払いがあったり、食料や衣料品が買えなかったことがあること、子ども自身は夕食を無料で食べられる場所や勉強を無料でみてる場所の利用経験者も一定数いることがわかりました。

こどもの貧困は、子ども自身の心身の健康や衣食住、進学の手機や学習意欲、前向きに生きる気持ちなど、こどもの権利利益を侵害され、社会的孤立にもつながり、未来あるこどもの将来を損なう可能性があります。

こどもの生まれ育った環境によって将来が左右されたりすることのないよう、貧困の解消に向けて取り組む必要があります。

【障がい児支援・医療的ケア児等への支援】

障がい児・障がいのある若者、発達に特性のあるこども・若者や医療的ケア児・医療的ケアが必要な若者などに対し、早期発見・早期治療はもとより、成長段階に応じた適切な療育・教育・就労など、地域で暮らし続けられる支援を一層推進する必要があります。

【児童虐待防止対策の強化】

少子化と核家族化の進行、情報の氾濫など社会環境の変化により、子育てに困難を抱える世帯が顕在化しており、セーフティーネットとして子育てに関わる関係機関・団体はもとより、子育てを地域全体で支えるという気運が一層重要となっています。児童虐待の予兆の発見や早期発見・対応ができる包括的な支援体制の強化が必要です。

【ヤングケアラーの早期発見・把握】

ヤングケアラーの問題は、大人が担うべき家族のお世話や家事などをこどもが日常的に行っていることで、こども自身が育むべき友人関係や体験、勉強に支障が出てしまうなど、将来的にこどもの権利に重大な侵害が生じてしまう可能性があることです。しかし、こども本人や家族に自覚がない場合や家族への献身または諦めから、顕在化しづらいことがわかっています。教育、福祉、介護、医療等の関係者が知識を得て、情報の共有・連携を強化し、早期発見・把握に努め、必要な支援につなげていく必要があります。

【いじめ防止と不登校のこどもへの支援】

生活状況調査からわかったことは、いじめられたり、からかわれたりしたこどもは、小学5・6年生では14.1%、中学生では9.7%、高校生等では13.7%と、約10人に1人は該当しているということでした。

いじめやこころないからかいは、こどもの将来にも深刻な影響を与え、その生命に重大な危険を生じさせる恐れがある許されない行為であるという認識のもと、いじめの未然防止のための環境整備、早期発見、解決に向けた対策の強化が重要です。

また、不登校の要因や背景が複合化・複雑化している場合が多くなっていますが、基本的に不登校は特別なことではなく誰にでも起こり得るものであると考える必要があります。こどもが学校等に登校することができなくとも何らかの手段や場所を通じて、教育を受ける機会を確保できるよう支援する必要があります。

【ひきこもり支援】

ひきこもり本人やその家族の相談窓口として関係各課で受け止めるほか、県が設置するひきこもり相談支援センターとの連携や保健福祉事務所開催のひきこもり家族教室、公開講座の案内に加え、県との協働による地域連携による居場所の掘り起こし、ひきこもりサポーター養成のための研修会への参加など、支援を推進する必要があります。

【若者の相談支援】

生活状況調査からわかったことは、高校生等の約半数は大学進学を考え、保護者もそれを望んでいますが、進学にかかる費用が重くのしかかっているようです。

県では進学や支援制度等を紹介するポータルサイト「将来の夢応援サイト」を運営し、児童・生徒や保護者等に向けて、学費支援や奨学金制度等の経済的支援に関することや学生生活に係る相談支援の窓口について情報発信していることから、県と協働し支援の充実を図る必要があります。

また、対面の相談に加え、インターネットやSNSを活用した相談事業の実施や県の「心の健康相談」を紹介する等、県と協働した相談体制の充実を図る必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

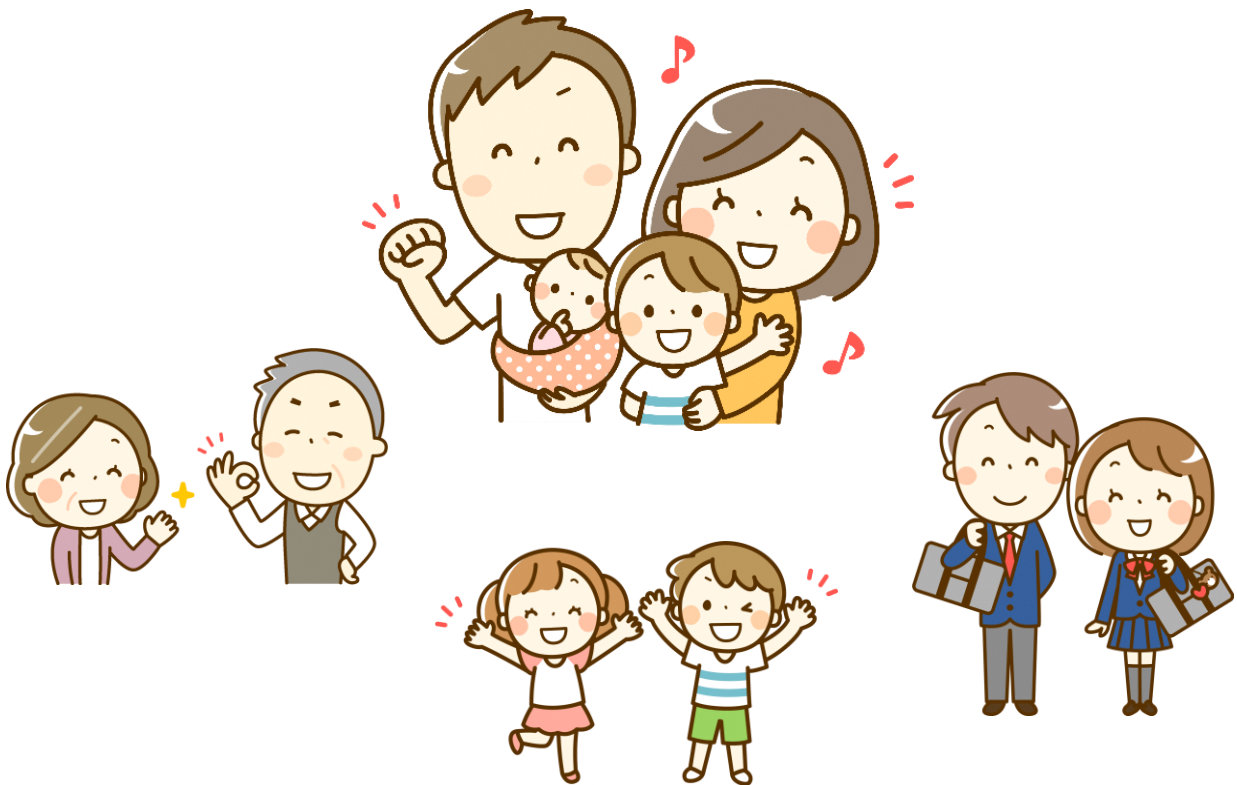
第1節 基本理念

本町の上位計画である「石川町第6次総合計画後期基本計画～いしかわ幸せ共創プラン～」では、まちの将来像に「ともに創る幸せ実現のまち」を掲げています。

まちの将来像を実現するための基本目標の一つである「健康で元気に暮らせるまち」では、子どもから高齢者まですべての世代が性や障がいに関わらず、共に生きる安全安心な地域づくりを目指し、子育て環境の整備等を推進することとしています。

本計画では、これらを踏まえ、こどもたち一人ひとりが健やかに成長することで、家族や地域も笑顔があふれるまちづくりを目指し、以下のように基本理念を掲げます。

**こどもみんなが笑顔になれる
子育てが楽しくできるまちいしかわ**



第2節 基本的視点

本計画は、基本理念の実現を図るとともに、こども基本法及びこども大綱を踏まえ、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの権利の擁護が図られ、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、4つの基本的視点に基づき取り組みます。

基本的視点Ⅰ こども・若者の権利の保障

こども・若者の権利が保障され、自立した個人として健やかに成長することができるよう、こども・若者の意見や選択を尊重し、こども・若者の最善の利益を図る視点に立った取り組みを推進します。

基本的視点Ⅱ ライフステージに応じた切れ目ない支援

こどもの健やかな成長と自己肯定感を育み、自分らしく生活できるよう、こども・若者一人ひとりの成長段階に応じて切れ目ない支援を推進します。

また、子育て当事者が不安や孤独を抱くことなく、安心してこどもを生き育てることができるよう、環境整備を推進します。

基本的視点Ⅲ 健やかな身体とこころを育む環境の整備

配慮が必要なこどもを含め、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、学び、健やかに成長できるよう、保健・医療・児童福祉・教育機関と連携し、相談体制の充実や支援体制の強化を図ります。

基本的視点Ⅳ こどもや子育て家庭を地域総ぐるみで支える環境づくり

こどもが家庭や地域で愛情に包まれながら心身ともに健やかに成長できるよう、家庭、地域、企業、行政などが連携し、それぞれの役割を担いながら、こども、子育てを応援する環境づくりを推進します。

第3節 施策の体系

基本理念

こどもみんなが笑顔になれる 子育てが楽しくできるまちいしかわ

基本的視点

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| I こども・若者の権利の保障 | Ⅲ 健やかな身体とこころを育む環境の整備 |
| Ⅱ ライフステージに応じた切れ目ない支援 | Ⅳ こどもや子育て家庭を地域総ぐるみで支える環境づくり |

基本目標

施策の方向性

基本目標1

こども・若者の権利を尊重し、
活躍できるよう成長を支える
まちづくり

- (1) こどもの権利の尊重と普及啓発
- (2) こども・若者の意見表明と社会参画の推進
- (3) 多様な遊びや体験活動の推進
- (4) こども・若者の健全育成の推進
- (5) こどもまんなかまちづくり
- (6) こどもの居場所づくり
- (7) こども・若者が活躍できる機会づくり
- (8) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- (9) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- (10) 出会い・結婚の希望を叶える支援の充実

基本目標2

安心してこどもを産み、
子育てできるまちづくり

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援
- (2) 小児医療体制やこころのケアの充実
- (3) 多様な教育・保育サービスの充実
- (4) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実
- (5) 子育て世帯への経済的負担の軽減

基本目標3

困難を抱えるこども・若者を
支えるまちづくり

- (1) こどもの貧困対策
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 障がい児支援・医療的ケア児への支援
- (4) 児童虐待防止対策の強化
- (5) ヤングケアラーへの支援
- (6) いじめ防止と不登校のこどもへの支援
- (7) 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援
- (8) こども・若者の自殺対策、犯罪などの危険からこどもを守る取り組み

基本目標4

こども・若者、子育て当事者を
支えるまちづくり

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援
- (3) 共働き・共育での推進

第4章

施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標

1

こども・若者の権利を尊重し、活躍できるよう成長を支えるまちづくり

(1) こどもの権利の尊重と普及啓発

「児童の権利に関する条約（以降、こどもの権利条約という）」は、日本を含めた世界 196 の国・地域が締約し、18 歳未満のすべての児童（こども）の権利や自由を尊重し、こどもに対する保護と援助を図り、その健やかな成長や幸せを保障するために定められたものです。

こどもは守られる対象であるだけでなく、大人と同じように、ひとりの人間として人権（権利）を持つ主体だという考え方へ大きく転換させました。

※国の「こども大綱」では、こどもにとってのわかりやすさを優先し「こどもの権利条約」と記されています。

すべてのこども・若者には「こどもの権利」がありますが、当事者であるこども・若者はもとより、大人たちにも、十分認知されているとはいえず、権利侵害は絶対に許さないという意識を社会に浸透させるため、県が定めた5月の「児童福祉月間」などと連動し、町内で繰り返し人権尊重の意識を高める各種広報活動を行うとともに、各学校での人権教室等を通じ、こども・若者の権利保障の重要性について、県、学校、企業、家庭、地域などが認識できるよう周知を図ります。

さらに、すべてのこども・若者の権利を保障し、こどもにとっての最善の利益を考え、健やかな成長を支えていくまちを実現させるため、「こどもの権利条例」を計画期間内に制定することを目指します。

■主な事業

①こども・若者の権利尊重の普及啓発

事業・取り組み	概要	担当課
こどもの権利に関する普及啓発	「こどもまんなか社会」に関する意識の醸成を図るため広報いしかわで特集記事を掲載する。また、こども用記事も掲載し理解促進を図る。	保健福祉課 こども家庭係
こどもの権利条例の制定	こどもの意見や子ども・子育て会議における意見を踏まえ権利条例を制定する。	保健福祉課 こども家庭係

②人権教育の推進

事業・取り組み	概要	担当課
人権教育の推進	人権擁護委員による各小中学校等での人権教室を実施する。また、保育園・こども園・学校とこどもの成長に合わせ継続した取り組みの協力依頼を行う。	町民課 窓口係

(2) こども・若者の意見表明と社会参画の推進

「こどもの権利条約」の原則の1つには、『子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮すること』があります。こども基本法では、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会を確保されることが定められています。

本町では、「こどもの視点」を重視した対応を推進するために、「こどもの意見表明会議」の実施計画に加え、本町の企画部門や小中学校等に対し、意見反映の場づくりを推進します。

■主な事業

①こども・若者の意見表明の機会の提供

事業・取り組み	概要	担当課
こどもの意見表明会議	石川町こども計画の推進にあたり、こどもの意見を聞く場として「こどもの意見表明会議」の実施を計画する。	保健福祉課 こども家庭係 企画商工課 企画係

②こどもの社会参画の機会の提供

事業・取り組み	概要	担当課
こども意見反映の仕組みづくり	町の企画部門や小中学校等に意見反映の機会づくりを推奨する。	保健福祉課 こども家庭係 企画商工課 企画係

(3) 多様な遊びや体験活動の推進

多様な遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長に欠かせません。

こういった遊びや体験活動の重要性を認識したうえで、地域が連携・協働し、こども・若者の年齢や発達の程度に応じて、地域資源を生かした教育事業や学習、各種体験の機会を提供し、多様な体験や様々な遊びができるよう推進します。特に、0歳～就学前における幼児教育においては県の計画に基づき「福島県幼児教育振興指針」に掲げるこどもの姿「遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども」を目指し、各種取り組みを推進します。

■主な事業

①幼児教育・保育における遊びの質の向上

事業・取り組み	概要	担当課
日常的な場所における遊び環境の充実	こども園、放課後児童クラブなど、日常的な場所における遊び環境の充実を図る。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 幼児保育係
「ふくしますくすくスケール」の活用	県が作成した「ふくしますくすくスケール」（保育施設の園庭等の環境改善を行った知見や効果をまとめたもの）を保育施設等に向けて周知するとともに、同スケールを活用した遊びの環境改善を提案することで、こどもたちが自然体験や集団での遊びなどを通して郷土愛を醸成し、また多様な人間関係を構築できるよう推進する。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 幼児保育係

②学校や地域における体験活動の推進

事業・取り組み	概要	担当課
いしかわふるさと教育事業	こどもたちがふるさと石川町に誇りと愛着を持ち、次代を担う人材を育成するため、ふるさとの魅力を理解し深める学習「ふるさと」教育を推進する。	教育課 学校管理係

③自然体験等の推進

事業・取り組み	概要	担当課
鉱物体験学習(イシニクル)親子参加型事業の充実	地域の自然を学び体験する鉱物採取や親子が一緒に参加できる学習機会を提供する。	生涯学習課 生涯学習係 生涯学習課 文化振興係
【新規】自治協議会におけるこども活動の充実	こどもまんなか社会の実現に向けて、各地区の自治協議会と、地域の実情や今後の取り組みについて意見交換を行う。	企画商工課 協働推進係

④運動習慣・体力向上・身体づくり・スポーツ体験等の推進

事業・取り組み	概要	担当課
【新規】親子で運動やスポーツを楽しめる機会づくり	親子で運動やスポーツを楽しめる機会について、様々な関係機関で協議し、充実を図る。	生涯学習課 スポーツ振興係 保健福祉課 健康増進係

⑤読書活動の推進

事業・取り組み	概要	担当課
図書館以外の読書コーナーの設置	役場本庁の図書コーナーの設置を継続し、読書する機会の提供に努める。	生涯学習課 生涯学習係
ブックスタート・ブックスタートセカンド事業	3か月・4か月児健康診査時に保護者と乳幼児へ絵本と赤ちゃん向けブックリストを、就学予定の児童へは本人が選んだ絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせの習慣づくりを図る。	生涯学習課 生涯学習係
図書館特設コーナー、おはなし会	図書館内に季節の行事や認知症予防月間に合わせ特設コーナーを設置する。	生涯学習課 生涯学習係

(4) こども・若者の健全育成の推進

こども・若者がその発達段階に応じた各種体験や挑戦、地域との関わり等により、自身を高められるよう、家庭、学校、職場、地域、本町、県等の連携を強化し、地域全体で青少年が健やかに成長できる環境づくりを推進します。

また、プレコンセプションケアの普及・啓発のため、各種広報活動を行い、重要性を周知していきます。誰もが希望する時期に妊娠・出産を含めたライフプランの実現ができるように、プレコンセプションケアを推進します。

妊娠や出産、健康に関する相談先や支援事業を充実し、若い世代が安心して妊娠・出産できるよう支援します。

※プレコンセプションケアとは、若い男女が長期的なライフプランを視野に、将来の妊娠や体の変化に備えて日々の健康と向き合うことです。

■主な事業

①青少年が健やかに成長できる環境づくり

事業・取り組み	概要	担当課
少年の主張大会	青少年の主張大会の実施により自らの主張を正しく伝える力を身に付け、青少年の健全育成への理解と関心を高める。	生涯学習課 生涯学習係
家族への手紙コンクール	命の大切さと家族愛の育成を目的として町内小中高校生を対象に家族への手紙を募集し、入賞作品を表彰する。	生涯学習課 生涯学習係
さくらロードレース大会	町の花さくらの季節にこどもから大人、親子のランナーが一同に集い、ロードレースを開催する。	生涯学習課 スポーツ振興係
地域少年スポーツ活動補助事業	スポーツ活動を通して、こどもの健全育成を図るためスポーツ少年団へ補助金を交付する。	生涯学習課 スポーツ振興係

②プレコンセプションケアの普及・啓発

事業・取り組み	概要	担当課
若者への情報発信	若い世代に正しい情報を提供できるよう町内の中高生向けに実施する。	保健福祉課 こども家庭係
産婦人科小児科オンライン相談	こどもの健康に関する相談に対しオンラインで産婦人科や小児科の医師、助産師が情報提供や相談対応を行う。	保健福祉課 こども家庭係
妊娠や出産に関する悩みに応じて関係機関につなげる支援	こどもたちが心身ともにすくすくと成長できるよう、保健師等が妊娠・出産・子育てに関する様々な悩みの相談に応じ、関係機関と連携しながら子育ての情報提供、サポートを行う。	保健福祉課 こども家庭係

③性と健康に関する相談支援

事業・取り組み	概要	担当課
ふくしま性と健康の相談センター事業の活用周知	若い世代が性について正しい情報を得られるよう、思春期から更年期までの妊娠や出産、性に関する悩みを総合的に受け付ける事業で、様々な悩みに電話やメール、LINE等にて対応していることについて周知する。	保健福祉課 こども家庭係
相談窓口の周知	学校出前講座や学校保健委員会で児童・生徒の実態について情報共有を図る。	保健福祉課 こども家庭係

(5) こどもまんなかまちづくり

こども・若者、子育て当事者の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を進めるため、福島県「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、すべての人が安全かつ快適に生活することのできる社会の実現を目指し、学校の環境整備、通学路等の安全確保、こどもの遊び場などを確保し、若者・子育て世帯に対しては住宅支援を実施します。

■主な事業

①すべての人にとって生活しやすい環境の整備

事業・取り組み	概要	担当課
学校施設適正管理事業	石川町立学校施設長寿命化計画に基づく、学校の環境整備を行う。	教育課 学校管理係

②通学路等の安全性の確保

事業・取り組み	概要	担当課
地区防犯協会による防犯活動	こどもたちの登下校の安全を確保するため、各地区防犯協会が防犯パトロールを実施する。	防災環境課 防災安全係
交通安全母の会による幼保交通安全教室の開催	幼児交通安全教室等を開催し、交通安全思想の普及啓発を行う。	防災環境課 防災安全係
通学路の合同点検	通学路の安全を確保するため、学校、保護者、関係機関が連携し、通学路の危険箇所等の安全点検を行い、対策や整備を行う。	教育課 学校管理係

③こどもの遊び場づくり

事業・取り組み	概要	担当課
モトガッコ屋外遊び場の整備（芝生の整備）	ブランコやタワーネット、アスレチック遊具を配置し、こどもから大人まで幅広く利用できる公園として開放する。	生涯学習課 生涯学習係

④こどもと楽しく外出できる環境づくり

事業・取り組み	概要	担当課
こども主役のまちなかの賑わいや拠点づくり(既存イベントの拡充)	こどもインタビューによるこども視点の意見の聴取を行う。	保健福祉課 こども家庭係 企画商工課 協働推進係
子育てしやすい環境の整備	公共施設のトイレ・授乳室の整備(保健センター・自治センター・イシニクル・総合体育館)などを整備する。	保健福祉課(保健センター) 生涯学習課 生涯学習係 生涯学習課 文化振興係 生涯学習課 スポーツ振興係 企画商工課 協働推進係 (自治センター)

⑤子育て世帯への住宅支援

事業・取り組み	概要	担当課
住宅取得支援補助金	子育てや若者世帯に住宅取得補助金を給付し定住促進を図る。	都市建設課 都市整備係
住宅団地造成事業	旧雇用促進住宅跡地を、若者・子育て世帯向けの住宅地として整備・分譲する。	都市建設課 都市整備係

(6) こどもの居場所づくり

こどもの居場所とは、こども・若者が、安全に安心して過ごせる場所や人との関係性すべてをいいます。

本町ではこども・若者が居場所を持つことができるよう、こども食堂への支援のほか、石川町文教福祉複合施設（モトガッコ）を中心とした居場所づくりを推進します。

■主な事業

①こどもの居場所づくりの推進

事業・取り組み	概要	担当課
こども食堂支援事業	地域におけるこども等への食事提供、居場所・交流の場づくりを支援するための、こども食堂運営者に対する補助を行う。	保健福祉課 こども家庭係

②放課後児童対策

事業・取り組み	概要	担当課
放課後児童クラブ事業	保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童のため、「石川児童クラブ」では登録制で放課後や夏休み等に預かる。モトガッコを活動拠点とする。	教育課 幼児保育係

(7) こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者が時代にあった学びの変革に対応できるよう環境を整備し、それぞれの長所が生かされ活躍できるよう支援します。

■主な事業

①学びの変革による学力向上

事業・取り組み	概要	担当課
I C T教育の推進	学校や家庭におけるI C Tを活用した個別最適な学び、協働的な学びや情報モラル教育を推進し、情報活用能力の向上を図る。	教育課 学校管理係

②次世代を担う人材の育成

事業・取り組み	概要	担当課
まちのリビングプロジェクト	高校生と協働で取り組む賑わい創出事業を実施する。	企画商工課 企画係

③学生のキャリア形成支援

事業・取り組み	概要	担当課
高校魅力化事業	高等学校へ魅力化支援員を配置し、学習や地域活動等に対する包括的な支援を実施する。	企画商工課 企画係
いしかわワーク＆ライフ教育事業	高校や商工会と連携した就業体験を通じた、キャリア教育を推進し、地域で活躍できる人材の育成を支援する。	企画商工課 商工観光係

④国際理解・国際交流・外国語教育等の推進

事業・取り組み	概要	担当課
国際理解教育推進事業	小学6年生を対象に国際理解教育を推進するため、異文化体験型の英語学習施設において、英会話や英語を通じた遊び、マナー等を体験する英国文化体験教室を実施し、英国文化や外国語に対する関心を高め、理解を深め社会性や個性の伸長を図る。	教育課 学校管理係
外国語指導助手（ALT）配置	小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、多様な教育活動の展開、国際社会の理解を深め、英語力、コミュニケーション能力を育成する。	教育課 学校管理係

⑤外国人のこども・若者等への教育

事業・取り組み	概要	担当課
日本語指導サポート支援	小中学校において、日本語指導を必要とする帰国・外国籍の児童生徒の日本語指導・支援をするため、必要に応じて日本語指導サポーターを派遣する。	教育課 学校管理係

（８）こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

性別に関わらず、こども・若者が、様々な能力を最大限に生かせるよう、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消につながる取り組みに関する啓発や情報発信を強化し、ジェンダー平等の理念を浸透するための各種取り組みを推進します。

■主な事業

①固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの払拭

事業・取り組み	概要	担当課
地域への男女共同参画に関する学習機会の提供	アンコンシャス・バイアスについて地域住民向けに学習の機会を提供し、無意識の思い込みや偏見についての気づきを促進する。	生涯学習課 生涯学習係

②多様な性に関する理解増進や人権擁護

事業・取り組み	概要	担当課
各種人権啓発活動	男女共同参画の視点に立ち、性的マイノリティへの理解も含め、各種人権についての啓発活動を実施する。	町民課 窓口係 生涯学習課 生涯学習係

（９）就労支援、雇用と経済的基盤の安定

若者が地域で安心して働くことができるよう、町内に立地する企業と連携した企業説明会などを開催するほか町内企業の情報発信を行います。

■主な事業

①若者への就職支援

事業・取り組み	概要	担当課
石川町企業合同説明会	町内高校在学学生や町内在住の高校生を対象に町内に立地する企業が自社のコンセプトや事業内容等を説明する。	企画商工課 商工観光係

（10）出会い・結婚の希望を叶える支援の充実

県の調査結果では、結婚の希望がかなえられない理由として、「異性と出会う機会そのものがない」や「理想の相手にまだめぐり合えない」が上位にあることから、ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するふくしま結婚マッチングシステムへの登録支援や、婚活イベント「石川コン」の開催、おせっかいクラブ（石川町結婚サポーター）などとの連携強化を図り、出会いの機会の創出や若者の結婚支援などを充実します。

■主な事業

①結婚支援の推進

事業・取り組み	概要	担当課
「はぴ福なび」会員登録補助金	結婚を希望する独身者の出会いを支援することを目的に、ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」の会員登録者に対し、会員登録料の3分の2の額（1,000円未満切り捨て）を補助する。	企画商工課 協働推進係
結婚新生活支援事業補助金	新婚世帯の新生活を応援するため、住居費と引っ越し費用を支援する。	企画商工課 協働推進係
婚活イベント	婚活イベント「石川コン」を開催し、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する。	企画商工課 協働推進係
おせっかいクラブ（石川町結婚サポーター）	結婚を希望する独身の方のサポートをボランティアで行う。	企画商工課 協働推進係

関連指標

指標名	現状	目標値（令和11年度）
「こどもの権利条約」を知っているこどもの割合	R 6 小学5・6年生 } 未把握 中学生 } 高校生等 }	50%
自分の「こどもの権利」は守られていると思うこどもの割合	R 6 小学5・6年生 } 未把握 中学生 } 高校生等 }	50%
学校や町は、こどもや若者の声や意見をよく聴いて「こども施策」を進めていると思うこどもの割合	R 6 小学5・6年生 } 未把握 中学生 } 高校生等 }	70%
家庭や学校などで何かを決めるとき、自分の意思や意見を聞いてもらえる・大事にあつてくれると思うこどもの割合	R 6 小学5・6年生 } 未把握 中学生 } 高校生等 }	70%
こどもが安心できる居場所の有無の割合	R 6 小学5・6年生：88.4% 中学生：83.2% 高校生等：90.2%	増加を目指す
こども自身の将来の夢ややりたい職業の有無の割合	R 6 小学5・6年生：69.3% 中学生：66.1% 高校生等：74.5%	増加を目指す
自身のことが好きだと思うこどもの割合	R 6 小学5・6年生：53.3% 中学生：52.6% 高校生等：62.8%	70%

基本目標

2

安心してこどもを産み、子育てできるまちづくり

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援

結婚、妊娠、出産、子育てに関する不安や負担の軽減となるよう、妊娠、出産に関する正しい知識を周知し、産前産後のサポートから、母子の健康、その後の子育ての支援に至るまで、関係機関が連携して切れ目ない支援を推進します。さらに、不妊や不育に関する相談や治療への助成を行い、こどもを持つことを希望する人を支援します。

■主な事業

①周産期医療体制の整備

事業・取り組み	概要	担当課
母子健康手帳	妊娠を早期に把握し、必要な保健医療サービスが受けられるようにする。	保健福祉課 こども家庭係
妊産婦医療費給付事業	疾病または負傷の治療を促し健康をまもり保つため、妊産婦の医療費自己負担金分を助成する。	町民課 国保年金係

②産前産後の支援充実と体制強化

事業・取り組み	概要	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、保健指導を行う。	保健福祉課 こども家庭係
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対し、保健師が訪問し、保護者の育児や養育能力を向上させるための相談支援を行う。	保健福祉課 こども家庭係
産前産後サポート事業	1歳未満を育てる母親や出産時期の近い父母を対象に交流型の支援事業を行う。	保健福祉課 こども家庭係
遠方の分娩取扱施設への出産支援事業	妊産婦本人の居住地に関わらず、安心して妊娠・出産ができるよう適切な医療や保健サービスが受けられる環境を整備するため分娩取扱施設までの交通費や宿泊費の助成を行う。	保健福祉課 こども家庭係

③伴走型相談支援の充実

事業・取り組み	概要	担当課
【新規】妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付に合わせ妊娠・出産を控えた妊婦及び配偶者に面談や情報発信などを行う。	保健福祉課 こども家庭係
こども家庭センター事業	妊産婦とこども、保護者の相談支援を行うため、こども家庭センターを運営し、保健師等が中心となつて行う各種相談等（母子保健機能）、こども家庭支援員等が中心となつて行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に実施する。	保健福祉課 こども家庭係

④妊産婦・乳幼児への保健対策

事業・取り組み	概要	担当課
3～4か月健康診査	身体計測、内科検診、股関節脱臼検査及び予防接種、育児、離乳食の話を実施する。	保健福祉課 こども家庭係 保健福祉課 健康増進係
1歳6か月健康診査	身体計測、診察（内科・歯科）発達相談、歯磨き指導を行う。	保健福祉課 こども家庭係 保健福祉課 健康増進係
3歳3か月健康診査	身体計測、診察（内科・歯科）視力検査、聴力検査及び歯磨き指導を行う。	保健福祉課 こども家庭係 保健福祉課 健康増進係
6～7か月児教室	身体計測、発達、離乳食について教室を開催する。	保健福祉課 こども家庭係 保健福祉課 健康増進係
1歳児教室	身体計測、親子の歯科チェック、虫歯予防、食生活に関する教室を開催する。	保健福祉課 こども家庭係 保健福祉課 健康増進係
2歳児教室	身体計測、歯科チェック、むし歯予防、食生活に関する教室を開催する。	保健福祉課 こども家庭係 保健福祉課 健康増進係
5歳児相談会	その後の成長や発達に影響を及ぼす5歳児に対し相談会を実施し、こどもの特性の早期発見と適切な支援を開始する。	保健福祉課 こども家庭係 保健福祉課 健康増進係
すくすく相談会	臨床心理士によるこどもの発達（こころ、ことば、身体面、生活面）に関することや子育て中の保護者の悩みなどの相談会を開催する。	保健福祉課 こども家庭係
ことばの教室	言語聴覚士による、ことばについて心配のあるこどもを対象にした教室を開催する。	保健福祉課 こども家庭係
子育て相談会	乳幼児とその保護者を対象に身体測定や発達・栄養について保健師・栄養士が相談に応じる。	保健福祉課 こども家庭係 保健福祉課 健康増進係
予防接種	定期予防接種及び任意予防接種を実施する。	保健福祉課 健康増進係
就学前児童の歯科教室（よい子のピカピカ教室）	町内のこども園児を対象に歯科教室を実施し歯の大切さや歯磨き指導を行う。	保健福祉課 健康増進係
小学校歯科教室	町内小学校を対象に虫歯の予防や早期発見・早期治療の重要性について指導を行う。	保健福祉課 健康増進係
う歯予防フッ素塗布事業	希望する幼児を対象に町内歯科医療機関においてフッ素塗布を行い、その費用を助成する。	保健福祉課 健康増進係
フッ化物洗口事業（4・5歳）	むし歯予防に効果的なフッ化物歯面塗布を実施する。	保健福祉課 健康増進係
保育所等食育教室	望ましい食習慣について、栄養士や食生活改善推進員が講話など指導を行う。	保健福祉課 健康増進係
妊婦健康診査	妊娠中の異常を早期発見し、早期治療により安心して出産できるよう医療機関に委託して妊産婦健康診査を実施する。	保健福祉課 こども家庭係

⑤妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

事業・取り組み	概要	担当課
妊婦家庭訪問	妊婦届出があったすべての妊婦が安心して出産・育児ができるよう家庭訪問する。	保健福祉課 こども家庭係

⑥不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援

事業・取り組み	概要	担当課
相談・情報提供	子育てポータルサイトの子育て相談窓口、子育てQ Aの活用を周知する。	保健福祉課 こども家庭係
不育治療費助成事業	不育症と診断された方が妊娠した場合に、その治療にかかる費用の助成を行う。	保健福祉課 こども家庭係
不妊治療費助成事業	不妊治療に伴う夫婦の経済的負担軽減を図るため治療費の一部を助成する。 一般不妊治療：各年度につき 100,000 円を上限に助成 生殖補助医療：1 回の治療につき 100,000 円を上限に助成する。	保健福祉課 こども家庭係

⑦災害時の小児・周産期医療体制

事業・取り組み	概要	担当課
災害時の小児・周産期医療のネットワーク形成	県や医療機関と連携し、災害発生時に小児・周産期医療の患者搬送や物資等の支援の調整を円滑に行えるよう、平時から各関係機関や団体等と情報を共有し、連携して対応できるよう、ネットワークを形成する。	保健福祉課 こども家庭係

(2) 小児医療体制やこころのケアの充実

こどもがいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、石川郡医師会による在宅当番医制による休日診療の実施など小児医療体制の整備を図ります。

また、こども・若者が、自身の成長段階に応じた、心身の健康や性に関する正しい知識を得て、自らに合ったサポートを受けられるよう、健康や性に関する教育や普及啓発、相談支援を行います。

■主な事業

①小児医療体制の整備

事業・取り組み	概要	担当課
休日・夜間診療体制の充実	休日診療については、石川郡医師会による在宅当番医制で実施する。	保健福祉課 こども家庭係 保健福祉課 健康増進係

②性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援

事業・取り組み	概要	担当課
ふくしま性と健康の相談センター事業の活用周知（再掲）	若い世代が性について正しい情報を得られるよう、思春期から更年期までの妊娠や出産、性に関する悩みを総合的に受け付ける事業で、様々な悩みに電話やメール、LINE等にて対応していることについて周知する。	保健福祉課 こども家庭係

(3) 多様な教育・保育サービスの充実

こどもと子育て世帯のニーズを踏まえ、多様な教育・保育サービスの量の確保と質の向上を図り、子育て相談などの充実を図るとともに、家庭、地域、関係団体が連携し、地域全体でこどもと子育て世帯を支えられるよう支援します。

■主な事業

①保育の受け皿の整備

事業・取り組み	概要	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	多様な保育ニーズに対応するため、こどもの一時預かりや・送迎援助などを行う。令和2年10月から開設し事務局は石川町社会福祉協議会である。	保健福祉課 こども家庭係

②保育・幼児教育の質の向上

事業・取り組み	概要	担当課
認定こども園運営事業	令和7年4月に開園する町立認定こども園では、地域における子育て支援の機能を発揮するとともに、乳幼児期にふさわしい教育・保育の実践や、他の民間施設のモデルとなるよう研究するなど、中核施設としての役割を果たしていく。	教育課 幼児保育係
保育・幼児教育の質の向上	一人ひとりの個性を尊重した質の高い教育・保育の提供体制の充実を図るため、発達段階に応じた質の高い教育・保育事業及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取り組みを推進する。	教育課 幼児保育係

③幼児教育・保育の一体的提供の推進

事業・取り組み	概要	担当課
幼児教育・保育の一体的提供の推進	町内の教育・保育施設に対し、認定こども園についての情報の提供を行うとともに、町立及び民間認定こども園において、乳幼児期にふさわしい教育・保育を一体的に提供していく。	教育課 幼児保育係

④幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進

事業・取り組み	概要	担当課
幼保小中学校連携事業	幼保小中連携した保育士・教員間の研修会を行い、指導力向上を図るとともに、児童生徒間の交流、学習機会を創出し、集団の中で多様な考えに触れ思考、判断、表現を積極的に行う学習を実施する。	教育課 学校管理係 教育課 幼児保育係

⑤保育・幼児教育に関わる人材の育成と確保

事業・取り組み	概要	担当課
保育士確保緊急対策事業	保育人材の定着を図るため、町内の保育施設に勤務する保育士等に、町内の賃貸住宅は月額20,000円、持家・町外の賃貸住宅は月10,000円の住宅補助金を交付する。	教育課 幼児保育係
幼保士と学ぶペアレントプログラム研修	町内の認定こども園・保育所に勤務する保育士等に親子関係形成支援の研修会を実施し、対応力の向上を図る。	保健福祉課 こども家庭係

⑥子育て支援の拠点づくり

事業・取り組み	概要	担当課
地域子育て支援拠点事業	未就学児童と保護者の交流の場となる「モトガッコ」内の「赤ちゃん広場・屋内遊び場」を提供し、イベントや子育て講座を開催する。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 幼児保育係
保護者講演会の開催	町立認定こども園において保護者向けに子育て講演会を開催する。子育て支援教室を会場とする育児セミナーなどを開催し、利活用を促進する。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 幼児保育係
子育て支援アプリ（母子モ）「すくサポ」	スマートフォンを使った予防接種のスケジュール管理やこどもの成長記録、子育ての情報を提供する。	保健福祉課 こども家庭係

⑦教育・保育情報の公表

事業・取り組み	概要	担当課
保護者や地域等をつなげる保育・教育活動の配信	スマートフォンアプリによる認定こども園・小中学校での活動の様子や行事等のお知らせ情報を配信する。	教育課 幼児保育係 教育課 学校管理係

（４）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実

学校は、こどもにとって安全で安心できる居場所であり続けるため、こどもの発達段階や適性に応じた知識の習得、学習支援、体力向上、生活習慣や他者との関わり方などを身に付けさせることで、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の是正など、こどもにとって最善の利益の実現を図り、学校生活を充実します。

■主な事業

①学力の向上

事業・取り組み	概要	担当課
教育指導力向上事業	町内教職員の指導力向上、質の向上のため、小中学校の実態に応じた研究会、授業公開や外部講師を招いて指導助言や成果課題について研修会、意見交換会を実施し、町内教職員の研修会や研究会を実施する。	教育課 学校管理係

②道徳教育の推進

事業・取り組み	概要	担当課
道徳教育推進事業	心の教育の推進のため、児童生徒の生活様子や問題、道徳性等について授業を行い、保護者や地域に公開することで、地域全体で道徳教育を推進する。	教育課 学校管理係

③特別支援教育の充実

事業・取り組み	概要	担当課
特別支援教育支援員	特別支援教育支援員等を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活や学習の支援など一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導及び支援を行う。	教育課 学校管理係

④学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実

事業・取り組み	概要	担当課
学校運営協議会事業	学校と保護者、地域住民が一体となって、学校運営や子どもたちのより良い環境づくりに取り組み、地域とともにある学校づくりを推進する。	教育課 学校管理係
校務DXの推進	校務支援システムによる業務改善や授業支援システムやタブレット端末、デジタル教材を活用した授業を実施することで授業の効率化を図る。	教育課 学校管理係

(5) 子育て世帯への経済的負担の軽減

町立小中学校の児童生徒に対しては給食費の全額補助、3～5歳児に対しては、町立認定こども園に通う児童への副食費の無償化、民間保育施設に通う児童の保護者には副食費相当の補助を行うなど、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ります。

■主な事業

①子育て世帯への経済的負担の軽減

事業・取り組み	概要	担当課
小中学校給食費補助事業	子育て家庭への経済的支援のため、町立小中学校の児童生徒の学校給食費を全額補助することで、保護者負担の軽減を図る。	教育課 学校管理係
保育所等給食費補助事業	民間保育施設に通う3～5歳児の保護者へ給食費（副食費相当分）として月額4,800円を給付し、経済的支援を図る。いしかわこども園に通う3～5歳児クラスの給食費（副食費相当分）は無料である。	教育課 幼児保育係
通学支援事業	石川小学校及び石川中学校通学のために運行する専用バス、路線バス利用料金の負担等に対する支援を行う。	教育課 学校管理係

関連指標

指標名	現状	目標値（令和 11 年度）
合計特殊出生率	R 4 0.97	1.80（令和 10 年）
乳がん検診の受診率	R 5 27.3%	30%（令和 16 年）
子宮頸がん検診の受診率	R 5 24.2%	30%（令和 16 年）
保育所等入所希望者に対する待機児童数の割合	R 6 0.0%	0%（令和 16 年）
ファミリー・サポート・センターの登録会員数	R 6 34 人 （おねがい会員 21 人、 あずかり会員 13 人）	48 人 （おねがい会員 31 人、 あずかり会員 17 人） （令和 16 年）
学校生活が楽しいと思うこどもの割合	R 6 小学 5・6 年生：91.5% 中学生：89.6% 高校生等：90.2%	増加を目指す

基本目標

3

困難を抱えるこども・若者を支えるまちづくり

(1) こどもの貧困対策

すべてのこどもが家庭の経済状況に関わらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、教育費の負担軽減や就労支援等、多様な支援を充実し、貧困の解消に向けた取り組みを推進します。

■主な事業

①幼児教育・保育の無償化

事業・取り組み	概要	担当課
幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育の無償化により3～5歳児（小学校就学前）までの保育料が無償となる。また、0～2歳児の住民税非課税世帯についても無償化の対象となる。	教育課 幼児保育係

②教育費負担の軽減

事業・取り組み	概要	担当課
児童生徒就学援助制度	小中学校に通学するうえで経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対して、学用品費など必要な援助を行う。	教育課 学校管理係

③生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援

事業・取り組み	概要	担当課
自立支援センター等の活用	自立支援センターや社会福祉協議会等によるフードバンクの提供や就労支援の周知と活用を促進する。	保健福祉課 社会福祉係

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当や医療費の助成をはじめとした経済面での支援に加え、総合的な相談支援や、生活支援、子育て支援、就労支援などにより、ひとり親家庭の自立を促し、安心して子育てをしながら働くことができる環境づくりを進めます。

■主な事業

①経済的支援

事業・取り組み	概要	担当課
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため手当を支給する。	保健福祉課 こども家庭係
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の親とこども（18歳に達する以降の最初の3月31日まで）の保険診療分の医療費を全額助成する。	町民課 国保年金係

②就労支援

事業・取り組み	概要	担当課
県事業技能習得貸付金に関する情報提供	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得する経費を貸付する。	保健福祉課 こども家庭係

③子育て・生活支援

事業・取り組み	概要	担当課
住宅に困窮する多子世帯・ひとり親世帯の家賃負担額の低廉化	低所得の多子世帯、ひとり親世帯の住生活の安定を図るため、賃貸住宅の賃貸人に対して家賃低廉化のための支援を行う。	都市建設課 都市整備係

④相談支援

事業・取り組み	概要	担当課
福祉相談コーナー	ひとり親家庭等の方からの仕事に関する相談や子育てに関する相談をはじめ、こどもの進学に関する資金の貸付など、生活上の各種問題について、専門の相談員が無料で相談に対応する。必要に応じて県の相談窓口と連携する。	保健福祉課 こども家庭係

(3) 障がい児支援・医療的ケア児への支援

障がいのあるこども・若者や医療的ケアを必要とするこども・若者の状況を把握し、適切な支援を行うため、教育、福祉、保健、医療等の関係機関との連携を強化し、成長段階や特性に応じた支援を行い、こども・若者の将来の自立、社会参加を図ります。

■主な事業

①障がいや発達の特徴の早期発見・早期療育

事業・取り組み	概要	担当課
子育て巡回相談会	3歳児健康診査の事後指導として心理士、保健師が巡回相談を実施する。	保健福祉課 こども家庭係
障がいの発生予防や早期発見とフォローの推進	障がいの原因となる疾病の予防と早期発見、早期治療を推進するため、各種健康診査や育児、健康相談等を実施し、町民が健やかな生活を送れるよう支援するとともに、障がいに関する不安解消に努める。	保健福祉課 こども家庭係

②発達障がい児の支援体制強化

事業・取り組み	概要	担当課
児童発達支援事業の充実	集団生活の中で早期療育を進めるため、日常生活や集団生活に必要な適応訓練支援を実施する。	保健福祉課 こども家庭係

③障がい児等の地域支援体制強化

事業・取り組み	概要	担当課
地域における関係機関の強化	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、事業所と協議のうえ、拡充を図り量の確保に努める。県や自立支援協議会等と連携し、事業所職員に対する研修会や新規事業所への訪問指導等により適切な療育が提供される環境整備に努める。	保健福祉課 こども家庭係

④障がい児等の医療費負担軽減等の経済的支援

事業・取り組み	概要	担当課
障がい児福祉手当	20歳未満で、身体または精神に重度の障がいを有する方で、日常生活において常時介護を必要とする人への手当を給付する。	保健福祉課 社会福祉係
特別児童扶養手当	20歳未満で一定の障がいの状態にある児童を養育している人に手当を給付する。	保健福祉課 こども家庭係
育成医療	18歳未満で身体に障がいや病気があり放置すると将来一定の障がいを残す可能性があるが、手術等の治療で障がいの改善が期待できる人の医療費の一部助成制度である。	保健福祉課 こども家庭係

⑤医療的ケア児への支援

事業・取り組み	概要	担当課
医療的ケア児等コーディネーターの配置による相談支援・関係機関との連絡調整	医療的ケア児等コーディネーターの配置による相談支援・関係機関との連絡調整を行う。	保健福祉課 こども家庭係

⑥障がいのある若者への就労支援

事業・取り組み	概要	担当課
就労継続支援	障がいや体調に合わせて自分のペースで働く準備や就労訓練等の支援を提供し、若者の自立促進を図る。	保健福祉課 社会福祉係

⑦災害時における要配慮者への支援体制の整備

事業・取り組み	概要	担当課
個別避難計画作成	障がい児の避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じた個別の避難計画を作成する。	保健福祉課 社会福祉係

(4) 児童虐待防止対策の強化

児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、教育、福祉、保健、医療等の関係機関と連携を強化するとともに、被害を受けた子どもと保護者へのきめ細かな支援を図り、再発防止に努めます。

■主な事業

①児童虐待の防止とこどもの見守り

事業・取り組み	概要	担当課
母子連絡会	集団生活の場、健康診査の場、診察の場、近隣・地域の場で虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、速やかに町、児童相談所へ通告するよう関係者へ周知する。	保健福祉課 こども家庭係

②相談支援体制の整備

事業・取り組み	概要	担当課
相談支援	子育て世代包括支援センター「すくサポ」で、保健師が妊娠・出産・子育てに関する相談に応じサポートを行う。	保健福祉課 こども家庭係

③児童虐待への対応強化

事業・取り組み	概要	担当課
児童虐待早期発見・対応	問題に対し迅速かつ総合的に対応するため、保健福祉課を中心に情報を一元管理するとともに、町内の各小中学校や保育所・認定こども園、児童相談所、警察等の関係機関で組織された「石川町要保護児童対策地域協議会」でケース検討会議を開催するなど連携体制を強化していく。	保健福祉課 こども家庭係

④学校における教育相談体制の充実

事業・取り組み	概要	担当課
児童生徒の相談支援	児童生徒や保護者の悩み・不安など多様化する問題に適切に対応するため、教員やスクールカウンセラー、福祉・医療関係機関等と連携しながら、きめ細かな相談支援を行うなど相談体制の充実を図る。	教育課 学校管理係

(5) ヤングケアラーへの支援

妊産婦や子育て世帯、こどもに対して一体的な相談支援を行うこども家庭センターの役割を担う「こども家庭係」を中心に、学校等の関係機関と緊密に連携しながら、複雑な課題を抱えるヤングケアラーとその家族に寄り添った支援を推進します。

■主な事業

①ヤングケアラーへの支援と支援体制の強化

事業・取り組み	概要	担当課
ヤングケアラーへの相談支援	県の研修や専門家派遣を活用し、支援体制を強化する。また、県がすべての児童生徒を対象に相談先を記載したヤングケアラーカードやSNS相談などの情報提供の実施により、支援を必要とするこどもに情報が行きわたるよう取り組む。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 学校管理係

②こども家庭センターの体制整備

事業・取り組み	概要	担当課
要保護児童対策地域協議会	代表者会議を開催し、関係機関の情報共有を図り、相談窓口としてのこども家庭センター機能の活用を促進する。	保健福祉課 こども家庭係

③早期発見と早期支援のための体制づくり

事業・取り組み	概要	担当課
学校における啓発活動	小中学生を対象にヤングケアラーに関する正しい知識の啓発と、相談窓口の周知を行う。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 学校管理係

（６）いじめ防止と不登校のこどもへの支援

１人１台のタブレット端末を活用して、心・からだの健康観察を実施し、不安や悩みを抱えるこどもたちの心の変化やＳＯＳに気づき、不登校の未然防止やいじめ等の早期発見、早期対応を推進します。また、不登校や不登校の傾向があるこどもの居場所づくりや学習支援として適応指導教室の機能を充実します。

■主な事業

①いじめ防止対策

事業・取り組み	概要	担当課
生活アンケート、健康観察アプリの実施	１人１台のタブレット端末を活用してアンケートや心・からだの健康状態を観察・把握できるアプリを実施し、児童生徒の学校や家庭の悩みや問題等を相談できる環境づくり、相談体制を図り、いじめ、不登校等の未然防止や早期発見・対応につなげる。	教育課 学校管理係

②不登校のこどもへの支援

事業・取り組み	概要	担当課
適応指導教室事業	不登校、不登校傾向など特別な支援を必要とする児童生徒に対し、安心して過ごせる居場所づくりや学習支援を行い、学びの場の確保するとともに、学校生活への復帰を支援する。	教育課 学校管理係

（７）悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

ひきこもりやニートなど社会的自立に困難を抱えるこども・若者とその家族に対して、一人ひとりの状況に応じた専門的な相談や、学校や社会復帰に向けた支援を推進するとともに、様々な悩みを抱えるこどもたちの居場所づくりの充実を図ります。

■主な事業

①ひきこもり支援

事業・取り組み	概要	担当課
生活自立困難者就労支援事業	生活困窮者、障がい者、高齢者、ひきこもり・ニートなど、自立した生活の維持が困難な者に対し、働く場の提供や相談窓口の設置などにより就労及び自立の促進を支援する中間的就労支援事業者に対する補助を行う。	保健福祉課 こども家庭係 保健福祉課 社会福祉係

②若者の相談支援

事業・取り組み	概要	担当課
若者に関する相談体制の充実	生きづらさを抱えた若者に対して相談対応できる職員の育成を行う。	保健福祉課 こども家庭係 保健福祉課 社会福祉係
若者・子育て関連団体への支援	こども食堂の運営を支援する。	保健福祉課 こども家庭係

(8) こども・若者の自殺対策、犯罪などの危険からこどもを守る取り組み

誰も自殺に追い込まれることのないよう、自殺予防に関する知識の普及を行うとともに、1人1台のタブレット端末の活用による自殺リスクの早期発見、SNS等を活用した相談体制を整備します。

また、こども・若者のインターネット利用拡大に伴い、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得や情報リテラシーの習得支援、こども・若者や保護者に対する啓発など、こども・若者が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

さらに、こども・若者が犯罪等の被害に遭わないよう、警察、学校、保護者、防犯ボランティア、地域住民等と連携し、交通安全教室や防犯教室の開催、登下校の見守り等を通じて、こども・若者の交通安全・防犯意識の高揚を図ります。

■主な事業

①こども・若者の自殺対策

事業・取り組み	概要	担当課
自殺対策事業	広報での周知やリーフレット等の全戸配布を行い、正しい知識の普及に努めるとともに、ゲートキーパーの養成を行う。また、学校教育と連携を図り、相談先の案内や命の大切さとストレスについての健康教育を行う。	保健福祉課 こども家庭係 保健福祉課 健康増進係 教育課 学校管理係

②こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

事業・取り組み	概要	担当課
こどもの情報活用能力の育成	ICTの利活用が学習や生活を豊かにしている一方、SNS等に起因するいじめや犯罪被害等が生じている状況もあることから、県の「ふくしま情報モラル診断」を啓発し、情報活用能力（児童生徒が情報手段を適切に活用できる力や、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持ち、危機を回避する等情報を正しく安全に利用するための情報モラル等）を育成する。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 学校管理係

③こども・若者の性犯罪・性暴力対策

事業・取り組み	概要	担当課
性暴力等被害救援のための相談先の周知や相談支援体制の充実	こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことから、県のワンストップ支援センターである「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」等の相談窓口の一層の周知や、地域における支援体制を充実する。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 学校管理係

④犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

事業・取り組み	概要	担当課
福島県青少年健全育成条例の適正な運用・普及啓発	有害図書等に関する規則、わいせつな行為の禁止、深夜外出の制限など青少年の健全な育成を阻害する行為を規制するとともに、インターネット利用環境の整備などを定め、福島県青少年健全育成条例の適正な運用・普及啓発に努める。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 学校管理係
犯罪から子どもを守る環境整備	学校、保護者、防犯ボランティア、町民等と連携し、学年の理解度に応じた防犯教室を行うなど、犯罪被害から子どもを守るための取り組みを推進する。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 学校管理係
事故から子どもを守る環境整備	警察と協力し、交通安全運動等を通じて、町民や子ども自身の交通安全の高揚を図り、学校、交通・地域等の協力を得て、子どもが安全に登下校できる環境の実現を推進する。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 学校管理係
災害から子どもを守る環境整備	災害の発生時に、児童生徒が自らの判断で適切に対応できるよう、発達段階に応じた教育により能力の育成を図る。さらに教職員一人一人の危機管理能力の向上により、学校全体で児童生徒の命を守る防災・防犯体制の強化、学校事故の未然防止等、学校の安全性向上に努める。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 学校管理係

⑤非行防止と自立支援

事業・取り組み	概要	担当課
非行防止やそのための啓発活動の実施と自立支援	青少年の非行情勢を把握し、その健全育成及び非行防止のため、学校と家庭、県、関係機関・団体、地域等と連携した非行防止活動や啓発活動を促進する。さらに、健全な心身を培い、社会復帰に向けて必要となる知識及び技能を身に付けることができるよう、体系的・組織的な支援の充実を図る。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 学校管理係

関連指標

指標名	現状	目標値（令和11年度）
経済的な理由で食料が買えなかったことがある家庭の割合	R6 就学前児童：16.3% 小学1～4年生：19.8% 小学5・6年生：16.2% 中学生：18.9% 高校生等：16.9%	減少を目指す
経済的な理由で衣服が買えなかったことがある家庭の割合	R6 就学前児童：18.8% 小学1～4年生：20.6% 小学5・6年生：17.7% 中学生：18.1% 高校生等：18.9%	減少を目指す
家族の世話や家事で、自分の時間が十分に取れないことがあるこどもの割合	R6 小学5・6年生：6.7% 中学生：0.0% 高校生等：25.0%	減少を目指す

基本目標

4

こども・若者、子育て当事者を支えるまちづくり

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

誰もが必要な子育てサービスを受けることができるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく子育て世帯の経済的負担を軽減するための助成を行います。また、制度の周知を行い、円滑な利用促進や支給漏れのないように努めます。

■主な事業

①幼児教育・保育の無償化

事業・取り組み	概要	担当課
幼児教育・保育の無償化（再掲）	幼児教育・保育の無償化により3～5歳児（小学校就学前）までの保育料が無償となる。また、0～2歳児の住民税非課税世帯についても無償化の対象となる。	教育課 幼児保育係

②医療費の無償化

事業・取り組み	概要	担当課
子ども医療費助成	18歳(18歳に達する以降の最初の月31日まで)までのこどもの健康保険適用される医療費を全額助成する。	町民課 国保年金係

③各種手当・祝金の支給

事業・取り組み	概要	担当課
児童手当	中学校終了までの児童を養育している人へ給付する。3歳未満 15,000 円、中学生 10,000 円	保健福祉課 こども家庭係
新生児誕生祝金	出生児の健やかな成長を願う誕生祝金を保護者へ給付する。第1子～第3子 100,000 円、第4子 200,000 円、第5子以降 250,000 円	保健福祉課 こども家庭係
妊婦のための支援給付	妊婦等包括相談支援事業等の活用に組み合わせ、妊婦認定時 50,000 円 妊娠8か月時 50,000 円の経済的支援を行う。	保健福祉課 こども家庭係
小中学校入学祝金	小中学校入学祝金を支給することにより、入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、入学を祝福しこどもの健やかな成長を支援する。	保健福祉課 こども家庭係
在宅育児支援金	子育て世帯の経済的負担の軽減とこどもを安心して家庭で産み育てることができる環境づくりのため、生後6か月から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもを、保育施設等を利用しないで子育てをしている保護者に対し月額1万円の支援金を支給する。	教育課 幼児保育係

④奨学資金の貸与または給付、授業料減免等

事業・取り組み	概要	担当課
奨学資金制度	学力があるにも関わらず、経済的理由により修学困難と認められる生徒・学生に対して奨学資金を貸与する。	教育課 学校管理係

(2) 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援

こども・若者が住み慣れた地域で健やかに成長できるよう、地域のニーズに応じた多様なサービスを提供するとともに、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる体制を強化します。

また、子育て支援に関する情報提供や子育て家庭の交流機会の創出を図り、地域全体で子育て家庭を見守り、支えるまちづくりを推進します。

■主な事業

①子育てについての相談や情報提供

事業・取り組み	概要	担当課
利用者支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に、円滑に対応するため、子育て世代包括支援センター「すくサポ」で保健師が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目のない支援を行う。	保健福祉課 こども家庭係
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子等が地域の中で孤立することがないよう、「モトガッコ」では、交流の場として「赤ちゃん広場・屋内遊び場」を提供する。	保健福祉課 こども家庭係 教育課 幼児保育係
こども子育て情報発信事業	子育てポータルサイトにより子育て支援に関する情報を一体的に発信する。また産婦人科・小児科オンライン相談事業や子育て支援アプリ(母子モ)の活用促進により、妊娠から出産・子育てまでの各段階をきめ細やかにサポートする。	保健福祉課 こども家庭係

②地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進

事業・取り組み	概要	担当課
妊婦健康診査（再掲）	妊娠中の異常を早期発見し、早期治療により安心して出産できるよう医療機関に委託して妊産婦健康診査を実施する。	保健福祉課 こども家庭係
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児のすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、保健指導を行う。	保健福祉課 こども家庭係
養育支援訪問事業（再掲）	養育支援が必要な家庭に対し、保健師が訪問し、保護者の育児や養育能力を向上させるための相談支援を行う。	保健福祉課 こども家庭係
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間に認定こども園、小規模保育施設で保育を実施する。	教育課 幼児保育係
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	多様な保育ニーズに対応するため、こどもの一時預かりや・送迎援助などを行う。令和2年10月から開設し事務局は石川町社会福祉協議会である。	保健福祉課 こども家庭係
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、小規模保育施設で一時的に預かり、必要な保育を行う。	教育課 幼児保育係
放課後児童クラブ事業（再掲）	保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童のため、「石川児童クラブ」では登録制で放課後や夏休み等に預かる。モトガッコを活動拠点とする。	教育課 幼児保育係
【新規】子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に対し不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等の家庭を訪問し家事育児等の支援を行う。	保健福祉課 こども家庭係
【新規】子育て短期入所生活援助事業	保護者の疾病等でこどもの養育が一時的に困難になった場合に、こどもが児童養護施設等においてショートステイを利用する。	保健福祉課 こども家庭係
【新規】親子関係形成支援事業	子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象にペアレントプログラムを行い、親子間の適切な関係性の構築を支援する。	保健福祉課 こども家庭係
産後ケア事業	産後、体調の回復や育児について不安のあるお母さんとそのお子さんが、助産所等の施設において、宿泊または日帰りで母子のケアや育児のサポートを行う。	保健福祉課 こども家庭係
【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず保育所等に通うことができる制度である。	教育課 幼児保育係
【新規】妊婦等包括相談支援事業（再掲）	妊婦のための支援給付に合わせ妊娠・出産を控えた妊婦及び配偶者に面談や情報発信などを行う。	保健福祉課 こども家庭係

③子育て応援の気運醸成

事業・取り組み	概要	担当課
県内外に子育て支援情報を発信する(県外催事やSNS活用)	県内外に子育て支援情報を発信する(県外催事やSNSを活用)。	保健福祉課 こども家庭係 企画商工課 企画係

④家庭教育支援の推進

事業・取り組み	概要	担当課
ブックスタート・ブックスタートセカンド事業(再掲)	3か月・4か月児健康診査時に保護者と乳幼児へ絵本と赤ちゃん向けブックリストを、就学予定の児童へは本人が選んだ絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせの習慣づくりを図る。	生涯学習課 生涯学習係
親子で体験する事業の強化	生涯学習事業における、親子で参加できる企画の充実を図る。	生涯学習課 生涯学習係 企画商工課 協働推進係 (自治センター)

(3) 共働き・共育での推進

固定的性別役割分担意識を前提とした働き方を見直し、子育て期に柔軟な働き方を選択でき、男性、女性ともに気兼ねなく育児休業制度を取得できるよう、企業に働きかけ、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

■主な事業

①育児休業の取得支援

事業・取り組み	概要	担当課
男性の育児休業取得奨励金	中小企業に勤務する育児休業を取得した男性職員に対し、育児休業取得奨励金 50,000 円を交付する。	保健福祉課 こども家庭係

②男性の家事・子育てへの参画促進

事業・取り組み	概要	担当課
仕事・子育て両立支援奨励金	子育て世代の育児休業取得を促進するため、育児休業の取得を促進し働きやすい環境づくりをする町内事業者を支援する。	保健福祉課 こども家庭係

③男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

事業・取り組み	概要	担当課
仕事・子育て両立支援事業	子育て世代の育児休業の取得を促進するため、働きやすい環境づくりをした町内中小企業者に対し最大 200,000 円の奨励金を交付する。	保健福祉課 こども家庭係
育児・介護休暇等制度の周知・啓発・利用促進	育児・介護と仕事の両立の促進に向け、育児・介護休暇等制度の情報を提供する。	企画商工課 商工観光係 保健福祉課 こども家庭係 生涯学習課 生涯学習係

④出産・育児等を理由とした退職者の再就職支援

事業・取り組み	概要	担当課
福島県男女共生センターの情報提供	県の「福島県男女共生センター」において、再就職やキャリアアップ、起業等、社会のあらゆる分野でチャレンジする女性のために行っている、必要な支援機関や各種講座などの情報提供を行う。	生涯学習課 生涯学習係

⑤町職員のワーク・ライフ・バランス推進と両立支援

事業・取り組み	概要	担当課
町職員の育児休業等を取得しやすい環境の整備	育児短時間勤務制度及び育児部分休業制度を利用した、仕事と育児の両立が可能な柔軟な勤務形態の整備を行う。具体的には、定期的な育児休業等の制度の周知を図り、職場の意識改革を行う。	総務課 職員係

関連指標

指標名	現状	目標値（令和11年度）
男性職員の育児休業取得率	R6 0.0%	50%（令和16年）

第5章

本町の数値目標等



第5章 本町の数値目標等

第1節 計画期間内における児童の推計

子ども・子育て支援法においては、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「確保方策」を設定することとしています。

本町では、これらの基礎データとするため、計画期間内のこどもの推計人口を算出しました。

量の見込みとは…

今後、本町において見込まれる各子育て支援サービスの需要量です。

令和5年度に就学前児童や小学生児童の保護者を対象に実施したニーズ調査の結果や直近の実績値等を参考として算出しています。

確保方策とは…

「量の見込み」を満たすために、計画期間内において、町等が提供する各子育て支援サービスの供給量です。

【推計人口の算出方法】

令和2年度から令和6年度までの各年度の4月1日の人口をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

■児童・生徒の推計人口

(人)

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	53	51	49	47	45
1歳	47	53	51	49	47
2歳	51	48	53	50	49
3歳	66	52	48	54	51
4歳	58	65	51	48	53
5歳	66	57	64	50	46
6歳	73	67	58	65	51
7歳	67	74	67	59	66
8歳	81	67	74	67	59
9歳	90	81	68	74	67
10歳	86	90	82	68	75
11歳	92	85	90	81	67
12歳	95	92	85	90	82
13歳	121	96	93	86	90
14歳	109	120	96	93	85
15歳	126	112	124	99	94
16歳	195	159	140	155	126
17歳	132	195	161	142	156
計	1,608	1,564	1,454	1,377	1,309

(各年4月1日現在)

第2節 教育・保育提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、それぞれの利用実態に応じて、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

1. 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条及び同法に基づく基本指針において、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して設定することとしています。

また、子ども・子育て支援法において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」は、教育・保育提供区域ごとに記載することとなっています。

2. 本町における教育・保育提供区域の考え方

本町では、石川町全体を教育・保育の提供区域とし、教育・保育の提供にあたり、量の見込みを定めるほか、子ども・子育て支援にかかる給付や地域子ども・子育て支援事業を実施します。

3. 各事業等の区域設定

教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業については全域で設定します。

■事業等ごとの提供区域

区分	事業	区域
教育・保育	教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業など）	全域
地域子ども・ 子育て支援事業	利用者支援事業	全域
	延長保育事業	全域
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	全域
	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	全域
	乳児家庭全戸訪問事業	全域
	養育支援訪問事業	全域
	地域子育て支援拠点事業	全域
	一時預かり事業（幼稚園型）	全域
	一時預かり事業（基本型）	全域
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	全域
	妊婦健康診査事業	全域
	子育て世帯訪問支援事業	全域
	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	全域
	親子関係形成支援事業	全域
	産後ケア事業	全域
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全域

第3節 教育・保育の量の見込み及び確保方策

本町では、教育・保育提供区域ごとに、5年間の計画期間における教育・保育の支給認定区分に応じた量の見込みと確保方策を以下の通り定めます。

教育・保育の支給認定とは…

教育・保育施設等を利用するために受ける認定のことで、希望する施設やこどもの年齢等に応じて3つの区分に分かれています。

【1号認定】

満3歳以上で、幼稚園もしくは認定こども園において幼児教育のみの利用を希望するこども。

【2号認定】

満3歳以上で、保育を必要とするこども。

この中でも幼稚園もしくは認定こども園において幼児教育を利用するこどもと、保育所もしくは認定こども園において保育を利用するこどもに分かれます。

【3号認定】

満3歳未満で、保育を必要とするこども。

【量の見込みの考え方】

過去実績を参考に見込みました。

【確保方策の考え方】

1号認定の3歳以上の教育は、町立認定こども園・民間認定こども園を中心とした提供体制で進めます。2・3号認定の0歳～5歳の保育は、町立認定こども園・民間認定こども園・小規模保育施設を中心とした提供体制で進めます。

なお、施設の運営については、共働き家庭の増加により需要が拡大している0～1歳児保育や障がい児保育などへも対応します。

また、特別な配慮が必要な児童が一定数いることから、受け入れについて柔軟な対応を行います。

1. 1号認定の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	28	31	34	33	32
確保方策…②	40	40	40	40	40
特定教育・保育施設	40	40	40	40	40
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	12	9	6	7	8

2. 2号認定（教育利用）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	0	0	0	0	0
確保方策…②	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

3. 2号認定（保育利用）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	161	142	129	112	112
確保方策…②	165	165	165	165	165
過不足(②-①)	4	23	36	53	53

4. 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	15	15	14	14	14
確保方策…②	24	24	24	24	24
特定教育・保育施設	18	18	18	18	18
地域型保育	6	6	6	6	6
過不足（②－①）	9	9	10	10	10

5. 3号認定（1歳）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	34	34	33	32	31
確保方策…②	45	45	45	45	45
特定教育・保育施設	32	32	32	32	32
地域型保育	13	13	13	13	13
過不足（②－①）	11	11	12	13	14

6. 3号認定（2歳）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	34	34	33	33	32
確保方策…②	47	47	47	47	47
特定教育・保育施設	40	40	40	40	40
地域型保育	7	7	7	7	7
過不足（②－①）	13	13	14	14	15

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1. 利用者支援事業

【事業概要】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に、円滑に対応するため、母子保健機能と児童福祉機能を有する「こども家庭センター」の役割を果たすため、保健師・看護師のほか、社会福祉士を配置し、こども、またはその保護者に教育・保育・保健・その他の子育て支援の情報提供及び、必要に応じ、相談・助言等を行います。また、関係機関との連絡調整により切れ目のない支援を行います。

【量の見込みの考え方】

令和6年度からこども家庭センターの機能を有する「こども家庭係」を保健福祉課（庁内）に新設しました。母子機能と児童福祉相談・対応等を行っています。

【確保方策の考え方】

役場保健福祉課のこども家庭係を中心に利用者支援事業を行います。また、民間認定こども園・民間小規模保育施設や「地域子ども・子育て支援事業」などで子育てに関する情報の集約・提供や相談を行うとともに、相談者の支援にあたっては関係機関との連絡調整・連携に努めます。

地域子育て支援拠点事業を実施しているモトガッコの赤ちゃん広場・屋内遊び場は親子の居場所になっており、子育て支援相談機関としての環境には適していると考えています。

（単位：施設）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み・・・①	1	2	2	2	2
確保方策・・・②	1	2	2	2	2
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
子育て支援相談機関	0	1	1	1	1
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

2. 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間に認定こども園、小規模保育施設で保育を実施します。

【量の見込みの考え方】

過去実績を参考に見込みました。

【確保方策の考え方】

入所児童保護者の就労形態の多様化に対応するため、認定こども園、小規模保育施設で今後も継続して実施します。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	10	10	10	10	10
確保方策…②	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童のため、「石川児童クラブ（モトガッコ）」では指導員を確保し、登録制で放課後や夏休み等に預かります。

【量の見込みの考え方】

過去実績を参考に見込みました。

【確保方策の考え方】

定員の120人を上回る利用があり、今後も共働き家庭の増加により保育需要の増加が見込まれるため、指導員を確保し「石川児童クラブ」の拡充を図ります。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み・・・①	153	148	139	136	124
低学年	113	107	103	100	90
1年生	39	37	32	35	27
2年生	34	37	35	31	33
3年生	40	33	36	34	30
高学年	40	41	36	36	34
4年生	22	22	18	20	18
5年生	12	13	12	10	11
6年生	6	6	6	6	5
確保方策・・・②	153	148	139	136	124
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

4. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要】

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。

【量の見込みの考え方】

令和7年度より事業開始予定です。1人×7日間×単価としました。

【確保方策の考え方】

児童養護施設1施設において提供体制を確保していますが、空き状況に合わせての提供となるため、里親制度の活用も視野に入れています。

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み・・・①	7	7	7	7	7
確保方策・・・②	7	7	7	7	7
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

5. 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、保健師が生後4か月までの乳児全員の家庭を訪問し、乳児や産婦の健康や発達について助言や育児方法等への指導を行います。

【量の見込みの考え方】

過去実績を参考に見込みました。

【確保方策の考え方】

乳児全員を対象にしているため、毎年、出生数を見込み、保健師が全戸を訪問し育児支援を行います。

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	53	51	49	47	45
確保方策…②	53	51	49	47	45
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

6. 養育支援訪問事業

【事業概要】

支援が必要であるにも関わらず自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、保健師や管理栄養士が訪問し、保護者の育児や養育能力を向上させるための相談支援を行います。

【量の見込みの考え方】

過去実績を参考に見込みました。

【確保方策の考え方】

保健師や栄養士等の専門職が訪問し、保護者の育児や養育能力の向上を図る支援を行います。

また、乳幼児健康診査や乳児全戸訪問事業等で育児不安や産後うつなどの早期把握に努め、必要なサービスの提案を行っていきます。

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	12	12	11	11	11
確保方策…②	12	12	11	11	11
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

7. 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。

【量の見込みの考え方】

過去実績を参考に見込みました。

【確保方策の考え方】

保健師や看護師による子育て相談会を継続し、実利用者は40組台を目指し、1組あたりの年間利用回数は24回を見込みます。

また、新たに産前産後サポート事業を実施し、仲間づくりや父親への育児サポートを促進します。

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	10,000	10,500	11,000	11,600	12,200
確保方策…②	10,000	10,500	11,000	11,600	12,200
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

8. 一時預かり事業

【事業概要】

<幼稚園型>

町立認定こども園及び民間認定こども園では、就園時間外の就労家庭に対する定期的保育と非就労家庭に対する一時的保育を行います。

<基本型>

家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を対象に、主として昼間に、民間小規模保育施設で一時的にこどもを預かり、必要な保育を行います。

【量の見込みの考え方】

過去実績を参考に見込みました。

【確保方策の考え方】

幼稚園型一時預かり事業については、少子化により児童数は減少しているものの、共働き家庭の増加に伴い、保育需要が増大しているため、町立認定こども園及び民間認定こども園での取り組みを促進します。

基本型一時預かり事業については、引き続き民間小規模保育施設の取り組みを促進します。

<幼稚園型>

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	600	600	600	600	600
確保方策…②	600	600	600	600	600
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

<基本型>

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	120	132	132	144	144
確保方策…②	120	132	132	144	144
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

9. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行います。

【量の見込みの考え方】

過去実績を参考に見込みました。

【確保方策の考え方】

令和2年10月から開始し、登録会員のうち預かり会員が増えないことが課題となっています。土日の預かりや塾への送迎などのニーズに柔軟に対応できるよう、今後も会員の登録促進を図ります。

（単位：活動件数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	240	230	225	225	225
確保方策…②	240	230	225	225	225
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

10. 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦健康診査は、健康診査時に住民票のある妊婦を対象に健康診査を医療機関へ委託し、受診券方式で15回までの健康診査費用を無料にします。

【量の見込みの考え方】

過去実績を参考に見込みました。

【確保方策の考え方】

妊婦全員の利用を促進し、毎年、出生数を見込みます。なお、1組あたりの利用回数は、この5か年の平均で10回を見込みます。今後も母子手帳交付時に、健康診査の受診票を配布し受診を勧奨するとともに、医療機関との連携を強化し、円滑な運営に努めます。

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	53	51	49	47	45
確保方策…②	53	51	49	47	45
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

11. 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

【量の見込みの考え方】

国の算出方法によって見込みました。

【確保方策の考え方】

介護事業者等の人材不足で訪問支援員の確保が当面の課題です。家庭に直接入り、養育環境を整えることは、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことにつながります。

子育て支援法人の活用により見込み量を確保していきます。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	23	22	21	20	19
確保方策…②	24	24	24	24	24
過不足(②－①)	1	2	3	4	5

12. 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

「妊婦のための支援給付」は、伴走型相談支援と組み合わせて給付する経済的支援です。

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行うものです。

【量の見込みの考え方】

過去実績を参考に見込みました。

【確保方策の考え方】

速やかな事業実施ができるよう体制を整備します。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	100	100	100	100	100
確保方策…②	100	100	100	100	100
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

13. 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【量の見込みの考え方】

国の算出方法によって見込みました。

【確保方策の考え方】

速やかな事業実施ができるよう体制を整備します。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	10	10	10	10	10
確保方策…②	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

14. 産後ケア事業

【事業概要】

産後、体調の回復や育児について不安があったり、産後の経過に応じた休養や育児のサポートが受けられないお母さんとそのお子さんが、助産所等の施設において、宿泊または日帰りや訪問で母子のケアや育児のサポートを受けることができる事業です。

【量の見込みの考え方】

過去実績を参考に見込みました。

【確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業等で利用勧奨の必要な対象者を把握し、ニーズに合った産後ケア事業を案内します。出生医療機関や福島県助産師会に委託し、体制を整備します。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	4	4	4	4	4
訪問型	1	1	1	1	1
通所型	2	2	2	2	2
宿泊型	1	1	1	1	1
確保方策…②	4	4	4	4	4
訪問型	1	1	1	1	1
通所型	2	2	2	2	2
宿泊型	1	1	1	1	1
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

15. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、保育所、認定こども園、幼稚園等に通うことができる制度です。

【量の見込みの考え方】

国の算出方法によって見込みました。

【確保方策の考え方】

町立認定こども園で事業を実施します。また、民間認定こども園、民間小規模保育施設での事業実施を推進していきます。

<必要定員数>

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	0	5	5	5	5
確保方策…②	0	5	5	5	5
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

<必要受け入れ時間数>

(単位：時間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…①	880	880	880	880	880
確保方策…②	880	880	880	880	880
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

第6章

計画の推進



第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町、町民、地域、関係機関、企業等が本計画の基本理念を共有するとともに、相互に連携し協働のもと、こども・若者への支援に取り組むことが重要です。

そのため、町民や関係機関等に対して積極的に情報提供を行うとともに、町、町民、地域、関係機関、企業等との連携を図り、計画を推進します。

第2節 情報提供・周知

本計画の内容を広く町民に周知するため、町の広報誌やホームページ、公共施設、イベント等、多様な媒体と機会を活用した周知に努めるとともに、こども・若者をはじめ誰にとってもわかりやすい内容等の創意工夫に努め、こども・若者を意識した情報提供を図ります。

第3節 こどもへの意見聴取と施策反映

こども基本法では、こども・若者が関わる幅広い分野の施策の推進において、こども・若者の意見を反映することが求められています。

各施策の実施にあたっては、こどもの意見表明会議を開催し、その意見を政策に反映させるための仕組みづくりに取り組みます。また、多様な背景を持つこども・若者の意見をより多く聴取するため、こども・若者・子育て支援に携わる団体へのヒアリング等にも取り組み、こども・若者の声が施策に反映されるよう努めます。

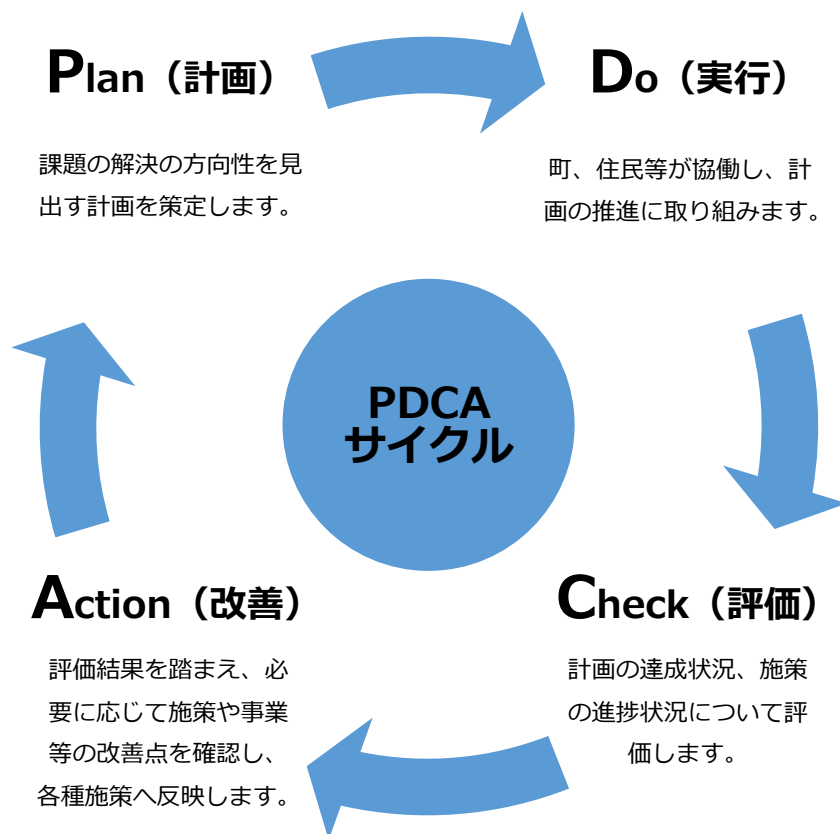
第4節 計画の評価・進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、施策の進捗状況を把握するとともに、効果検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCA（循環型のマネジメントサイクル）に基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

本計画では、国や県に倣い、『こどもまんなか社会』の実現に向けた数値目標を設定しています。

本計画の進行管理については、毎年度、取り組みの進捗管理を行うとともに、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

なお、今後の社会情勢の変化や国の動向、目標等の達成状況等を踏まえ、計画期間中であっても必要な見直しを行います。



資料編



資料編

第1節 策定経過

開催回	開催日	主な審議内容
第1回	令和6年8月30日	(1) 石川町認定こども園の開園について (2) 石川町こども計画策定に係るアンケート調査の結果について (3) 子どもの権利に関する条例の制定について
第2回	令和6年12月17日	(1) 第1期石川町こども計画骨子案について (2) 本町の数値目標等について
第3回	令和7年3月25日	素案について
	令和7年●月●日	パブリックコメント

第2節 石川町子ども・子育て会議条例

○石川町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、石川町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 公寡町民
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員(前条第 2 項第 6 号に規定する者を除く。)は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 32 号)

この条例は公布の日から施行する。

第3節 石川町子ども・子育て会議委員

No.	区分	氏名	職名等	備考
1	子どもの保護者	相 楽 雄 治 郎	認定こども園 石川文化幼稚園・クローバー保育園 保護者	会 長
2		安 野 裕 史	石川町立いしかわこども園保護者代表	副 会 長
3		畠 山 卓	石川町立いしかわこども園保護者代表	
4		中野目 香緒里	第二保育所児童保護者OB	
5		関 根 美 津 子	第二保育所児童保護者OB	
6	子育て支援の関係団体に属する者	永 沼 晶 子	石川町社会福祉協議会事務局	
7	教育・保育関係者	掛 田 昌 克	認定こども園 石川文化幼稚園・クローバー保育園 園長	
8	保育関係者	大 竹 静 香	やどかり保育園 副園長	
9	保育関係者	水 野 梢	いしかわツリートップ保育園 園長	
10	子育て支援に関し学識経験を有する者	鹿 又 陽 子	主任児童委員	
11		鎌 田 寿 美 子	主任児童委員	
12		小 木 友 子	主任児童委員	
13	公募町民	バーチ 茉 遥		
14	公募町民	小 林 麻 里		

任期：令和7年5月31日まで

第1期石川町こども計画

令和7年3月

発行 石川町

編集 保健福祉課こども家庭係

教育課 幼児保育係

〒963-7893

福島県石川郡石川町字長久保185番地の4

TEL : 0247-26-9141 FAX : 0247-26-4148